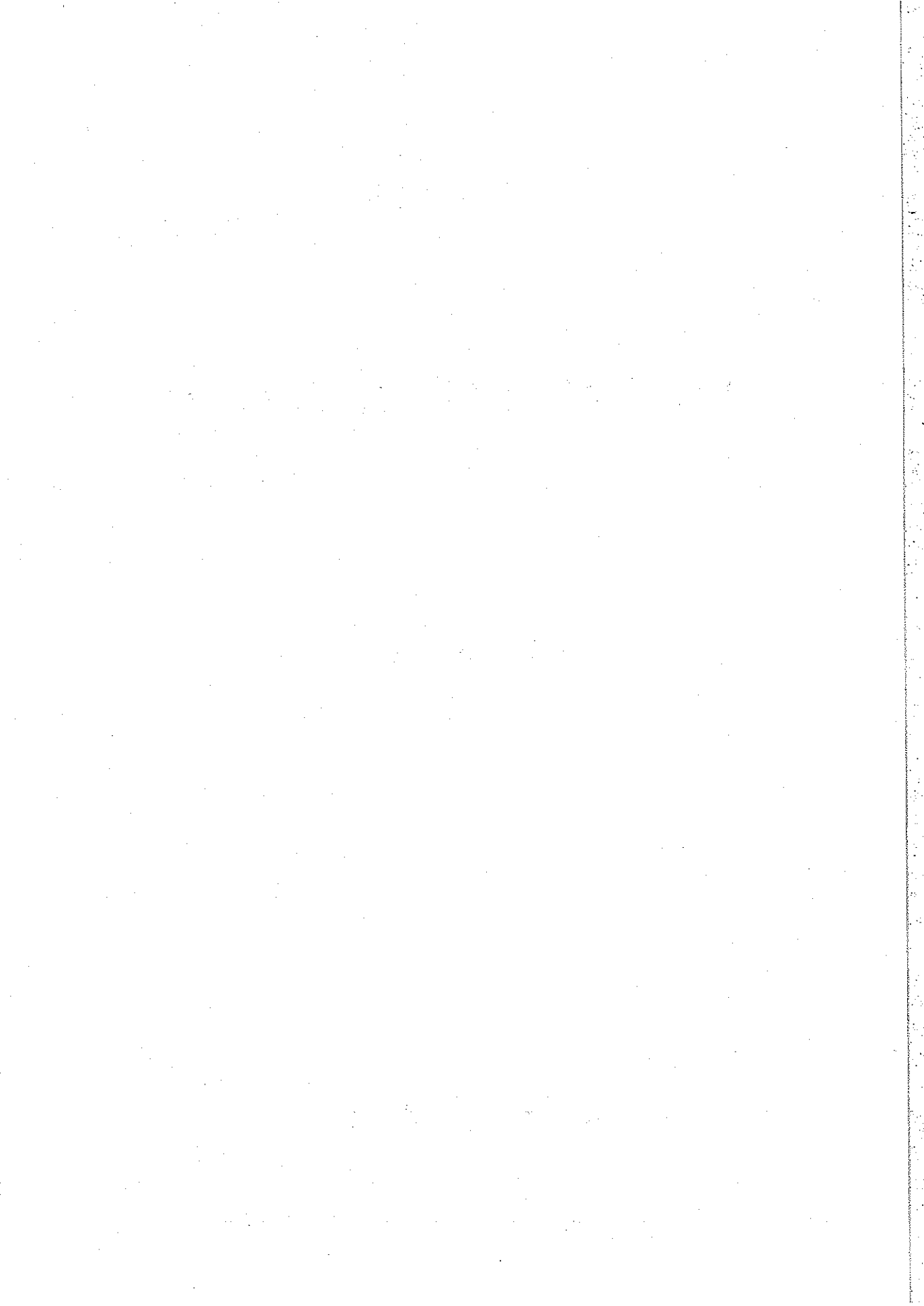


平成 6 年 12 月 13 日 開会
平成 6 年 12 月 14 日 閉会

和泉市議会第 4 回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

平成6年12月13日（火曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1〃
○ 議事日程	3〃
○ 開会宣告（午前10時00分）	3〃
○ 市長開会挨拶	6〃
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について（中塚新治議員・柳瀬美樹議員）	7〃
○ 日程第2 会期の決定について（12月13日～12月16日 4日間）	7〃
○ 日程第3 一般質問について	
1番に 27番 早乙女 実 議員	8〃
2番に 5番 上田 育子 議員	16〃
3番に 28番 猪尾 伸子 議員	26〃
4番に 12番 大谷 昌幸 議員	45〃
5番に 18番 赤阪 和見 議員	58〃
○ 散会宣告（午後4時25分）	71〃

平成6年12月14日（水曜日）最終日

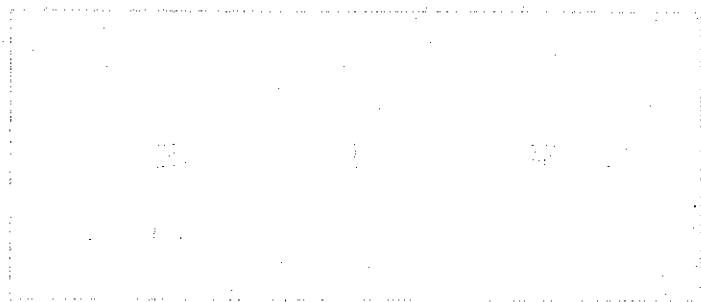
○ 出席議員・欠席議員	73〃
○ 議事説明員、その他	73〃
○ 議事日程	75〃
○ 開会宣告（午前10時00分）	77〃
○ 日程第1 （監査報告第33号） 例月出納検査結果報告（収入役 披 平成6年6月分）	

○ 日程第 2	(監査報告第34号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年6月分)	括 上 程 78頁
○ 日程第 3	(監査報告第35号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年6月分)	
○ 日程第 4	(監査報告第36号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年7月分)	
○ 日程第 5	(監査報告第37号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年7月分)	
○ 日程第 6	(監査報告第38号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年7月分)	
○ 日程第 7	(監査報告第39号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年8月分)	
○ 日程第 8	(監査報告第40号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年8月分)	
○ 日程第 9	(監査報告第41号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年8月分)	
○ 日程第10	(認定第1号) 平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
○ 日程第11	(認定第2号) 平成5年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
○ 日程第12	(認定第3号) 平成5年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
○ 日程第13	(議案第54号) 工事請負契約締結について (室堂4号公園整備工事)	82''
○ 日程第14	(議案第55号) 工事請負契約締結について (和泉第一団地1棟外壁改修工事)	84''
○ 日程第15	(議案第56号) 市道路線の認定について (いぶき野13号線ほか17路線)	91''
○ 日程第16	(議案第57号) 市道路線の認定について (池田下町側道2号線ほか10路線)	94''

○ 日程第17	(議案第58号) 市道路線の認定について(池田下町34号線ほか2路線)	96頁
○ 日程第18	(議案第59号) 市道路線の認定について(府中町35号線ほか9路線)	98〃
○ 日程第19	(議案第60号) 市道路線の認定について(山荘町1号線ほか5路線)	100〃
○ 日程第20	(議案第69号) 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	一 括 上 程 102頁
○ 日程第21	(議案第70号) 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例制定について	
○ 日程第22	(議案第71号) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について	110〃
○ 日程第23	(議案第61号) 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	111〃
○ 日程第24	(議案第62号) 和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について	121〃
○ 日程第25	(議案第63号) 和泉市自転車等の放置防止に関する条例制定について	123〃
○ 日程第26	(議案第64号) 和泉市和泉中央丘陵地区計画区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例制定について	139〃
○ 日程第27	(議案第65号) 和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例制定について	143〃
○ 日程第28	(議案第66号) 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	145〃
○ 日程第29	(議案第67号) 公平委員会委員の選任について	148〃
○ 日程第30	(議案第68号) 教育委員会委員の任命について	149〃
○ 日程第31	(議案第72号) 平成6年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	151〃

○ 日程第32	(議案第73号) 平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	166頁
○ 日程第33	(議案第74号) 平成6年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	167〃
○ 日程第34	(議案第75号) 平成6年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	170〃
○ 日程第35	(請願第1号) 教育条件の改善を求める請願	173〃
○ 日程第36	(議員提出議案第16号) 学校週5日制に対応する学習指導要領の改訂を求める意見書	176〃
○ 日程第37	(議員提出議案第17号) 銃器犯罪を根絶するための対策の強化を求める意見書	177〃
○ 日程第38	(議員提出議案第18号) 坂本弁護士一家拉致事件について厳正かつ迅速な捜査を要請する意見書	179〃
○ 日程第39	(議員提出議案第19号) 少子化対策の充実を求める意見書	181〃
○ 日程第40	(議員提出議案第20号) 高齢者保健福祉対策の計画的推進に関する意見書	183〃
○ 日程第41	(議員提出議案第21号) 国庫負担の増額による国民健康保険制度の抜本的改善を求める意見書	185〃
○ 日程第42	(議員提出議案第22号) 食料品非課税の早期実現を求める意見書	187〃
○ 市長閉会あいさつ		188〃
○ 議長閉会あいさつ		189〃
閉会宣告(午後2時53分)		189〃

第 1 日



平成6年12月13日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光樹
9番	讚岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
市助	田中昭一	同次長兼契約課長	北橋輝博
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和対策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同次長	門林良治
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同次長兼人事課長	戸口泰明	同副理事(解放総合センター担当)兼指導課長	山本襄
同人権啓発室長	明坂文嘉	市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事(環境整備・こみ減量対策担当)	岸田秀仁
企画調整部長	逢野博之	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	福祉事務所長	中川鉄也
同企画室長	今村堅太郎	同理事	坂田平之
同施策推進室長	石本博信	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
総務部長	神藤恒治	産業部長	萩本啓介
同理事兼財政課長	阪豊光	同理事	白樫通有

同次長兼農林課長	松林保	病院長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	病院事務局長	橋本昭夫
参与兼都市整備部長	大富田宏之	同理事	谷上徹
同理事(再開発担当)	盛尾久和	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長(再開発担当)	藤本仁	消防長兼消防署長	高宮武男
同次長兼都市計画課長	田中武郎	消防本部理事	一ノ瀬喜広
同次長兼公園課長	山下喬三	同次長兼消防署副署長	池野透
コスモポリス推進部長	中屋正彦	土地開発公社事務局長	北野喜平市
同理事	田中拓夫	教育委員長	藤井謹市
同次長兼業務課長	福原進	教育長	杉本弘文
建設部長	奥村富彦	教育次長兼管理部長	生田稔
同理事(道路担当)	谷俊雄	同次長兼学事課長	着本直幸
同次長兼住宅課長	西岡政徳	指導部長	西川義徳
同用地室長兼用地第一課長	奥野義一	社会教育部長	大塚孝之
下水道部長	藤原清司	同次長	田丸勝之
同次長	中野英二	同副理事兼久保惣記念美術館長	中野徹
同副理事(ふるさと緑樹緑地)	岸本孝二	収入役室長	藤木意継
改良事業部長	中辻寿夫	選挙管理委員会委員長	松井一雄
同次長兼用地課長	席田嗣夫	同事務局長	着本善夫
水道事業管理者	田中稔	監査委員	庄司清三
水道部長	仲田博文	同事務局長	吉田陽三
同次長	西尾浩	農業委員会会長	森口義忠
同次長兼総務課長	池野文一	同事務局長	農端小一
同次長兼営業課長	城前伊佐雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	河原茂隆
次長	井阪和充
参事	西垣宏高
議事係長	田中康弘
議事係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月13日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長（松尾孝明君） おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、年の瀬も押し迫り何かと御繁忙の折にもかかわらず多数御出席くださいます。まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（河原茂隆君） 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。
- 議長（松尾孝明君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成6年第4回定例会を開会いたします。

- 議長（松尾孝明君） 本定例会に出席報告のあった者の氏名並びに本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成6年第4回定例会)

発言順	1	発言者	早乙女 実 議員
発言の要旨	<p>1. 私道における公共下水道管布設について</p> <p>2. 老人福祉対策について</p>		

発言順	2	発言者	上 田 育 子 議員
発言の要旨	<p>1. 環境問題について</p> <p>2. 障害者福祉について</p>		

発言順	3	発言者	猪尾伸子議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性政策について <ul style="list-style-type: none"> ・「女性政策推進のための提言」について ・「女性プラン」策定の取り組みについて ・その他 2. 子どもの権利条約について <ul style="list-style-type: none"> ・担当窓口について ・和泉市における子どもをとりまく状況について ・学校における課題、問題点について ・その他 3. 公害問題について <ul style="list-style-type: none"> ・市民の立場に立つ公害対策を ・クリーニング工場建設に対する住民の不安に市はどう応えるか 		

発言順	4	発言者	大谷昌幸議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. JR対策について 2. 学校の冷房設置について 3. 市制施行記念行事について 4. 友好都市提携について 5. グリーンランドについて 		

発言順	5	発言者	赤 阪 和 見 議 員
発 言 の 要 旨	1.	市政運営体制について	
	2.	環境問題について	
	3.	開発行為に係る諸問題について	

○ 議長（松尾孝明君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長登壇、開会あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） おはようございます。平成6年和泉市議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、年末の何かと御多用の折にもかかわりませず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げたいと存じます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、工事請負契約締結について（室堂4号公園整備工事）を初め15件と監査報告9件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を相賜りまして、御可決、御承認をくださいますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、さきの議会で御認定をお願いを申し上げ、決算審査特別委員会で御審議をいただいていた平成5年度一般会計、特別会計、企業会計の決算認定につきましては、本議会におきまして決算委員長さんから御報告がございますが、何とぞ御認定をいただきますようよろしくをお願いを申し上げる次第でございます。

なお、まことに恐縮ではございますが、議長さんのお許しをいただき、少しお時間をいただきまして御報告を申し上げたいと存じます。

坂口助役についてでございますが、本年3月、大阪市立大学病院へ入院いたしまして現在、和泉市立病院で入院加療中でございます。手術自体は成功いたしまして現在、リハビリ治療に専念されておられますが、なお当分の間、入院加療を要する見込みであります。

このことを受けまして、本人から12月末をもって辞任いたしたい、との進退伺いがございました。職員から助役へと永年にわたり市政発展のために尽力されてまいった方でございます。今しばらくの御猶予をいただき、治療に専念するようお話を申し上げてまいったところでございますが、本人からこれ以上御迷惑をかけることはできない、との強い申し出もございまして、12月末日をもってやむなく受理せざるを得ないものだと考えております。

本人はもとより私自身といたしましても、任期半ばでの退任につきましては、議会を初め関係機関にも多大の御迷惑をお掛けすることと相なり、はなはだ不本意であり、また、まことに残念ではございますが、深くお詫びを申し上げますとともに、御了承を相賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

また、私事で恐縮でございますが、私の政治動向につきましてもいろいろと御心配をお掛けしている向きがございまして、お問い合わせもございまして、私の任期は来年12月2日まででございますので、現在、残された課題の解決に一生懸命に取り組んでいる最中でありまして。

なおまた、総選挙に関しましても各方面から強い御要請をいただいておりますものの、私自身、現在、「熟慮中」とであるというのが率直な心境でございます。どうか議員各位におかれましては、何とぞよろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

以上、はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、8番・中塚新治議員、23番・柳瀬美樹議員、以上、2名の方を指名いたします。

○ 議長（松尾孝明君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から12月16日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの4日間と決定いたします。

○ 議長（松尾孝明君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、27番・早乙女実議員。

○（27番・早乙女実議員登壇）

○ 27番（早乙女実君） 27番日本共産党の早乙女実です。発言通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。今回の質問はケーススタディー的に2問お聞きしたいと思いますので、答えの方も簡単、端的にお願いいたします。

最初に、私道における公共下水道管布設、いわゆる特設排水管布設制度についてであります。先日、サティの横、肥子町二丁目の住民の方から、下水道について次のような相談を受けました。公共下水道管布設についての説明があり、ついでには、関係書類を提出してほしい、とのことでありました。ところが、書類が大変です。法務局で土地登記簿謄本の写し、地積図の写しを取り、市役所では印鑑登録証明書をもらわなければならないというものでした。これをもっと簡単にできないのでしょうか、という御相談でした。

そこで、お聞きをしたいのですが、私道における公共下水道管布設、いわゆる特設排水管布設制度の実施要項はどのようになっているか、具体的にお聞かせください。

また、この御相談を受けた道路は、位置指定道路だと聞いてます。いわゆる本来の私道より公共性が高いと思われるのですが、同じ扱いでいいのでしょうか、お考えをお聞かせください。

2番目に、老人福祉対策についてお聞きをいたします。これも同じように先日、府営住宅にお住まいの方から家賃減免の相談を受けました。71歳の奥さんが長期入院をされています。その御主人、73歳の方からの御相談です。この方々は御夫婦だけでお住まいであります。

以前、老人医療の一部負担金の軽減手続もお手伝いをしたことがあるのですが、改めて病院の領収書を見せてもらいました。医療費は、一部負担の軽減もありますので無料ですが、それでもおむつ代が徴収され、その額が何と1カ月、5万5,800円にもなってます。それに消費税が3%で1,674円、合計で5万7,474円の入院費用となっています。さらに、10月より健康保険から入院給食代が外されて本人負担となったため、食事療養費として1万8,600円を別に払わなければならない、この御夫婦の入院医療費の10月分、1日から31日まで合計7万6,074円を支払っていらっしゃいました。

ちなみに、この御夫婦の収入は、老齢年金と通算老齢年金の両方で210万1,300円、これは

9月か10月でしたか、改定された後の金額ですが、月額約17万5,108円だけであります。国民年金だけでないのでまだましと言えるかもしれませんが、それでも入院費用を引いた残りは9万9,034円しかありません。

そこでお聞きをしますが、こうしたお年寄りの暮らしを守るためにも、おむつ代、入院給食代への補助を実施すべきだと思いますが、どうでしょうか。市の考えをお聞かせください。

また、このように消費税は、わずかな年金暮らしのお年寄りの生活に大きな負担となりますか、その消費税の税率引き上げがさらに生活を圧迫することになります。さきの国会での政府の引き上げ決定についてどのように受け止められているのか、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

以上ですが、答弁によりましては自席で再質問をさせていただきます。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 下水道総務課長（中野裕幸君） ただいまの私道における公共下水道管布設制度につきましての早乙女議員さんの御質問に対しまして、下水道総務課中野からお答え申し上げます。

まず、本市の公共下水道は、原則として府道や市道の公道に布設しておりますが、普及促進のため一定の要件を備えた私道につきましても、公費でもって下水道管を布設しております。この制度は、対象戸数が3戸以上で、私道の幅員が1.5 m以上、また、管布設用地を市が無償で使用できることが条件となっております。

具体的な手続としましては、入居者を含む関係者全員の承諾書並びに当該土地の所有者との使用貸借契約の締結、また、これら契約に必要な土地に関する書類等の提出を願っております。

2番目の位置指定道路につきましては、普通の私道より公共性が高いという点でございますが、位置指定道路につきましては、道路としての機能保持に関しましては制限がありますが、地下部分につきましては、基本的に所有権等の権利者が利用できるものと聞いております。したがって、他の私道と同じ扱いをしているものでございます。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 福祉事務所の金谷でございます。第2点目のおむつ代についてお答え申し上げます。

寝たきり老人のおむつ代につきましては、過日の決算委員会でも早乙女議員さんから御質問をいただいたところでございます。本日また、具体的な事例を示されての重ねての御質問でございますが、入院時のおむつ代がかなり高額なところもあるということは、私どもも承知をい

たしておるところでございます。したがって、本件につきましては、高齢者の福祉、保健、医療にかかわる事項として、今後の検討課題ととらえさせていただきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 健康課長（森口廣明君） 入院給食代につきまして、健康課森口よりお答え申し上げます。

入院時の食事につきましては、病院に入院いたしましても、また、在宅で療養生活を送っておられましても、あるいは施設に入所されましても、共通して必要となる費用でございます。入院と在宅等との負担の公平を図らなければなりません。そのため低所得者の方々について適切な配慮を行いつつ、平均的な家計におきます食費を勘案した一定額の支払いをお願いすることとしております。このことから入院時の食事療養費を補助することは適切でないものと考えてございます。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 消費税の引き上げの問題について、福祉事務所長中川よりお答え申し上げたいと存じます。

前々回の消費税法の一部改正で医療、福祉等については非課税扱いとなったわけですが、本件おむつ代については、現在のところ、課税対象になっていると聞いております。個人的には、本件についても十分理解でき、また、消費税については、いろいろ見解もあることも十分承知しておりますが、法律で定められたことでございますので、それに対するコメントについては、差し控えさせていただきたいと考えてございます。

○ 27番（早乙女実君） 答弁をもらったんですが、議論を進めるため確認だけしておきます。

下水道についてですが、関係者全員の承諾書は認めでよろしいんですね。それと、土地所有者と交わす使用貸借契約書は実印ですね。これだけ確認します。

○ 下水道総務課長（中野裕幸君） そのとおりです。

○ 27番（早乙女実君） 質疑は一問ずつやらせていただきます。最初に、下水道問題からいきます。今、答弁をいただいて確認しましたが、住民の方がおっしゃられているように、実印となれば印鑑証明添付となります。住民の方が市役所からいただいた要綱のコピーのようなものも見せていただきましたが、そこには、法務局なりでもらってきた書類を付けなければいけないとなっております。

実際、住民の方々がこれらの書類を取るためには、最低1日は仕事を休まなければなりません。御家庭に奥さんがおられればそれで済むかもしれませんが、結構、御家庭の主婦の方も法

務局へ行くとなると、少し煩雑な感じを受けるのは当然だと思います。

その辺のところでは、確かに公共下水道ができることについては、トイレの水洗化もできるので大変いいことだという住民の受け止めはありますが、手続そのものが煩雑となると、少し住民の方の感情も変わってくると思います。さらには、当然、負担金の問題、下水道使用料も取られるようになり、さらに、それまでに自宅を改造する改造費の問題も出てきます。その面から考えますと、かなり手続としては簡単にしておかないと、住民の方々は、自ら進んで下水道の普及のために協力をして手続をどんどん取っていく形にはなっていないと思います。

そこで、公共性云々は地下には及ばないという形のいわゆる位置指定道路について関連して聞いておきますが、開発指導段階では、こうした位置指定道路について、つまり市道への移管についてはどのように指導されているのか。また、和泉市内でかなり古い開発絡みだと思えますが、位置指定道路で市道になっていないものはどれくらいあるのか、お聞かせください。さらに現在、市道に引き取られずに残っているのはなぜか。今回のケースでも、市道であれば問題なく書類も要らずに工事ができるわけですが、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

- 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。位置指定道路につきまして若干、御説明申し上げます。

位置指定道路と申し上げますのは、建築基準法が昭和25年に施行されて、それによりまして道路がない場合の建築確認に対する救済措置という意味で認められている制度でございます。

現在のところ、和泉市では260件ぐらいありまして、かなり歴史がございます。これは都市計画法の開発許可道路と少し意味が違いますので、建築基準法上は、市として引き取り義務はないという事情がございます。最近、これではいけないという若干の反省も込めまして、開発許可道路と同等に引き取りを開始してございます。かなり以前のものにつきましては、引き取っていないところから、今、申しあげました260件のほとんどの部分については、今の段階も私道という現状でございます。

以上でございます。

- 27番（早乙女実君） 今、簡単に答えていただいたんですが、最近、それなりに基準も合わせて引き取れるようになってきているが、260件ぐらいのほとんどが残っているということですよ。今回、住民の方から御相談を受けたケースは、これからも大いに出てくる可能性があります。ちょっと確認しておきたいのは、位置指定道路にはみ出る形で個人の方が家を増改築したいと思えば、それは可能ですか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 当然、道路というのは、建築基準法上で建築してはならないというのが原則です。例えば交番とか公共性のあるものに限り特別許可されますが、一般の建築はだめでございます。

○ 27番（早乙女実君） そういうことになりますと、ある面では、個々の所有者が勝手なことはできないと考えることができるのではないかと。先ほど、下水道部から地下については所有者に権限があるという御答弁がありました。この辺りのところは、いわゆる公共下水道の普及問題を考えるとき、もう少し現実的な対応というか、法令、判例を含めて研究をされてもいいのではないかと、そんな気がします。所有者の意思の問題ですが、トラブルを起こす住民と考えるのか。そうではなく、当然、公共下水道を布設していただく側の住民は、トラブル発生時でもきちんと話せばわかるという善意的な立場をとるならば、もう少し簡素化できるのではないかと思います。

そこで、お聞きをしたいのは、今回の要望を聞きまして近隣市がどうなっているか。最近、岸和田市の普及率が大変伸びているので、下水道部の福島部長さんに直接お会いしてどうなっているか聞きました。岸和田市の場合は、位置指定道路と本来の私道を分けることなく幅員が1.5m以上あって公共下水道管の布設が可能で、私道に面した家が2戸以上を対象として認め印による要望書とガス水道に関する承諾書、これも認め印ですが、それを提出するだけ。全部認め印でいいということです。認め印を押すのが3枚です。

公共下水道の普及率は、行政区内の人口比で平成5年3月現在、和泉市が31.7%に対して岸和田は40.6%と大きく岸和田が進んでいます。面積的には、平成4年10月で和泉市が5.2%、岸和田は13.5%と、広域の山間部を持つ和泉市はかなり落ちます。人口比で10%近くも普及率が違うのは、やはり手続問題が一定程度反映しているのではないかと。その点も勘案して再度、手続の簡素化へのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○ 下水道総務課長（中野裕幸君） 早乙女議員さんの再度の御質問に対しまして、下水道総務課の中野からお答えいたします。

将来の管理面から考えますと、先ほど申し上げましたとおり、所有権に対抗するためには何らかの権利設定、例えば地上権や地役権等が必要と考えます。権利設定となりますと、大変な時間と手間がかかるのが現状です。本市の公共下水道の現状は、先ほどおっしゃられましたように岸和田よりもおくられているところから、速やかな普及促進といった事情を勘案して本制度を実施しているものでございます。

手続の簡素化につきましては、ただいまの議員さんの御意見を参考としまして今後、努力をしてみたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

なお、住民の方で特別な事情により必要な書類の取得が困難な方につきましては、ケースバイケースで弾力的に対応してまいりたいと存じておりますので、合わせて御理解のほどをお願いいたします。

- 27番（早乙女実君） 今の答弁で今後努力する、弾力的に対応する、ということですので、これからの推移を見ていきたいと思えます。ちなみに岸和田の部長さんとお話をしていたとき、これは議会で言っていていかわかりませんが、いろいろトラブルがあったとき、私道ですので、最終的には引き取り、買い取りも含めてまでの決意というスタンスを持って対応しているということです。

その辺りでは、和泉市では、とにかくトラブルが発生したときには、権利設定も含めて確実に對抗できるところまで100%の構えです。住民の方をどう見るかという辺りも考えますとき、どちらが主役かということを考えればおのずから答えが出る気もします。先ほどの御答弁は御答弁として今後の努力に期待をして、この問題は終わらせていただきます。

2問目の福祉の問題ですが、消費税については、市長にお答えを願いたかったんですが、「個人的には理解できる」という中川所長の御答弁だけで、以下は法律で定められたから、ということでコメントを控えられたので、擦れ違いになります。ただ、意見だけは言っておきたいと思えます。

今度は、減税と合わせての消費税の税率アップが出てきますが、私どもの試算でも、年収800万円以下の給与所得者は減税分を差し引いても増税になります。具体的にいろんな例を計算すれば、普通のサラリーマンでも3~4万円の負担増になってしまうという状態です。税制改正の中で課税最低限の引き上げがありますが、私が例に挙げた低所得者の問題に引っ掛からない。所得の低い階層には全く減税の恩恵が出てこない。このため低所得者層には、消費税の増税分がそのまま差し引き増税になり、減税効果が全く出ない。1人暮らしのお年寄りであるとか母子家庭では、年間で2~3万円の負担増という試算的な結果が出てきます。

先ほど、法律で定められたということでコメントがなかったのですが、逆に言えば、市長自らコメントを控えられたわけですが、住民の暮らしを守る市長という立場からすれば、法的には成立しましたが、国に向けて大いに意見は言うべきだと思います。先ほどのごあいさつでは「国政選挙への出馬は熟慮中」ということですが、こういうことに対して明確に答えることなく、国政云々というのはおこがましいと思えます。熟慮がどのような結果になるかわかりませんが、私どもとしては、悪政の先頭に立たない立場を熟慮の中の判断材料に入れておいていただきたい。これは終わっておきます。

おむつ代の件ですが、「今後の検討課題ととらえる」という御回答です。入院給食について

は、この制度が実施されたとき私どもは意見を言ってますが、結論は、「実施する気はない」という回答になってます。数カ月か1年後か知りませんが、検討課題が実施になるかもしれませんが、それはそれとして期待はしますが、当面、こういう人たちをどうして救済するかとなります。

福祉の中では、生活保護という領域がありますが、モデルケースで聞かないと計算できないと思いますが、先ほど、年齢、年金も含めて年金生活の実態を御紹介しました。生活保護の相談に行ったとき、資産などいろんな要件が出てきますが、その問題を全部クリアできて受給対象になるということにしておいて、いわゆる収入面と家族構成、入院なども含め、住宅家賃は府営住宅で実額1万3,500円という、もし、このケースで御相談に行けば、この方は生活保護対象になるのかどうか。まず、この御回答をいただきたい。

- 社会福祉課長（堀田正治郎君） 生活保護の対象になるかどうか、社会福祉課堀田よりお答え申し上げます。

先生がお尋ねのこの方のケースでは、その他の要件は別としまして、この方の年金所得要件だけで見ますと、奥さんの長期入院によりますおむつ代、食事療養費等、それに先生が話された住宅家賃1万3,500円その他生活保護費の冬季加算等の状況によりましては、保護の対象になる場合とならない場合の非常に微妙なところでございます。

以上でございます。

- 27番（早乙女実君） わざとボーダーライン上のケースをわざと選び出したわけではありませんが、たまたま相談を受けたのがこういうケースなんです。しかも、最近では、病院も全部領収書をくれますのでデータが出ます。それで計算して見たら、結局、対象になるかならないかというケースになってしまうんです。他の議員さんもこういうケースは大変多いと思います。こういう方々の暮らしをどうして守るかが今、本当に問われているのではないのでしょうか。私どもの見解から言えば、国民の暮らしを破壊する政府の悪政が前提にあります。それをそのまま市民にしわ寄せをしたのでは何のための地方自治か、自治体で独自の施策ができないのかとなります。

現に決算委員会でもお聞きをして確認をしていますが、大阪府下でおむつ代の補助事業を実施しているところが多いです。特に阪南9市の中で堺、泉大津、貝塚、泉佐野、泉南の5市が実施しておりまして、残っている方が少ない。先ほどの検討課題、という答弁でかまわないのかもしれませんが、何となくこのお年寄りを救うという現実問題も含めていかがかと思います。この辺について再度、お聞きをしたいと思います。

入院の給食代についてですが、補助することが適切でない、家にいても入院しても食事はす

るのだから、というのが前提になってます。本当にそうですか。今日、あえて病院長には聞きませんが、病院で出している食事と家庭での食事が全く同じだと言えば、恐らく病院の担当者は怒るのではないか。あくまでも病院の給食は医療の一環のはずなんです。そうでないとおかしい。家でも食事をするのだからという理由で費用を取ること自体間違いだと確認をしておきたい。

その上で本市でも、乳幼児については、この補助は実質的に継続しています。他市では、障害者とかまで広げたところもあります。その面で言えば、先ほど、御紹介した方は厚生年金です。国民年金で言えば、最長で年間60万円そこそこでしょう。お2人まるまるもらっても120万円、半額ですわ。その中でどうして暮らしていけばいいか。もちろん、そのケースでは生活保護が適用されますけどね。ボーダーラインの方がいろんなところでいろんなケースで出てきますが、どういう温かい福祉で暮らしを守るかが今、問われています。

老人に対しても入院給食代の補助を実施しても市民から怒られることはない。厚生省からは、事前の打ち合わせのとき聞きましたら、ペナルティーが出るかもしれないとおっしゃっていましたが、正式の国会答弁ではしないと言ってます。市民サイドから見れば、むしろ喜ばれると思います。

さらに、考え方を変えてお年寄りの暮らしをどう救うか。東京都下の自治体は、以前御紹介しましたが、入院見舞金制度があります。これは老人医療の一部負担金の有料化が導入されたとき、無料化を実質的に継続したのですが、つい最近、お隣の高石でもこの見舞金制度を実施しました。「住むなら高石」というお年寄りの声が上がってくるのではないかと思うほどのギャップが出始めています。もし、お年寄りが自由に楽に引っ越せて瞬間的に移動できれば何人のお年寄りが和泉市に残るか、大変不安になります。こういう問題を全部のお年寄りが聞けば、なぜ和泉市だけができないのかとなってしまいます。

今回は、おむつ代と入院給食費しか聞いてませんが、この2点について再度、お考えをお聞かせください。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） おむつ代につきまして、福祉事務所金谷からお答え申し上げます。

ただいま先生から阪南9市のうち5市でおむつ代の補助を実施している、というお話もございました。そういう他市のケースあるいは制度も含めまして今後の検討課題とさせていただきますと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 健康課長（森口廣明君） 入院給食代についての再度のお尋ねに対しまして、健康課森口よりお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように入院時の食事療養費は、入院、在宅、入所であれ共通して必要となる費用でございます。しかし、低所得者につきましては、一般が600円のところを市民税非課税世帯に属する方等で標準負担額の減額認定を受けていただいている方は450円、90日を越えている場合は300円となっております。また、入院見舞金につきましては、医療制度にはなじみにくいのではなかろうかと考えております。よろしく申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 結論的には、現時点では問題提起ですので平行線になると思います。入院給食について言っておきますが、今、御紹介があったように標準負担額の減額認定を受けたら450円に下がり、90日を越えると300円という、逆に言えば、国の制度でも負担に困難な方に対しては一定の配慮をしているわけです。私が言いたいのは、そうであるならば、なおさら地方自治体は真っ先に住民の暮らしを守る責任を持っているのですから、国の悪政にはもっと文句を言うべきことは言い、その上で市としての単独事業も含めてぜひ検討していくことが本来の趣旨ではないかと思えます。

入院見舞金制度は医療制度になじまない、という言葉が使われましたが、別に福祉でもいいんですよ。どういう形でやるにしろ、住民の暮らしを守るのが第一ですので、セクショナルな御答弁でしたが、ぜひ全庁的な観点から対応してもらうことをお願いしておきたい。

最後に言っておきたいのは、今回の質問で地方自治ということをしつこく言いましたが、もともとは、憲法25条によって健康で文化的な最低限度の生活を営む権利は国民にあるわけです。それを政治がどうサポートするかが今、一番問われている問題です。

今回の御老人の方の名前は出しませんが、はっきり言いまして、かなり年収を含めプライベートな部分のデータまで示しましたが、毎日、大変な暮らしを送っておられます。この辺りを真摯に受け止めていただき、ぜひ早期実施の方向を具体化していただくことをお願いしておきたいと思えます。

市民の暮らしを守る一番の責任を持っているのは和泉市であり、市議会だと思います。ましてや、そこでの市長の責任は大変重いものがあると考えます。年頭には、もう一度憲法を暮らしに生かすという言葉 皆さん方が肝に銘じ、住民の暮らしを守る先頭に立っていただくことをお願いして私の質問を終わります。

○

- 議長（松尾孝明君） 次に、5番・上田育子議員。

（5番・上田育子議員登壇）

- 5番（上田育子君） 5番・上田です。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、環境問題についてです。今年の春ごろから問題になり、この議会でも意見書を採択していただきました鶴山台のヘリポート基地と格納庫建設の問題です。この件につきましては、驚いたことに市議会、地元自治会約2万人、そして、市長を初めとして地元住民がこぞって反対をしているヘリポート建設が、法的には規制ができないというような大阪府の開発指導基準が示されてまいりました。そしてまた、運輸省の出先機関である航空局の方でも規制できないということです。こういった中では、住民1人ひとりが住民自治に対して大きな疑問が湧いてこざるを得ないわけです。

そこで、この問題の経過と現状、そして、和泉市がこういった事態に対して、住民自治、市民自治の立場から今後の善処策を何か検討されているのかどうか、この2点について質問いたします。

次に、障害者福祉の問題であります。つい最近、ノーベル賞を受賞しました大江健三郎さんがスウェーデンに息子の光さんと一緒に行かれました。世界的に大変評価を受けた大江健三郎さんが、光さんが言葉が話せない、知的障害を持っている中、大きな努力をしながら音楽家としての成長をいろんな形で図っていった。そのことに対して今、これまたスウェーデンあるいは世界的な評価を改めて受けています。

もちろん、大江健三郎さんが有名作家であるからできたことではないか、と言ってしまうまでもあります。この新聞報道の写真でスウェーデンのエコーという重度障害者を中心にしたバンドが写っていました。その方たちと大江健三郎さんも光さんも交流をされ、そのバンドを聞かせていただいている光景がありました。

御存じの方がいらっしゃるかも知れませんが、今年、そのエコーがお隣の河内長野市の障害者の呼び掛けにこたえて来られました。そのとき、和泉市のたくさんの重度障害者の方や親御さんたちが、そのエコーを聞きに参った光景を思い出したわけです。重度の障害を持ちながら本当に楽しく、こんなに美しい音楽をつくって皆さんを楽しませることができ、それを育てた国の文化に改めて感動せざるを得ませんでした。そういったことの中でたくさんの重度障害者や親たちが、この和泉市においても同じように人間として生きていくため、1日も早くその障害を取り払いたいという声が増えています。

私はこの間2回、国で障害者基本法が制定をされ、そして、各地方自治体の中で障害者の長期計画をつくっていくことが努力義務として明記をされている中、既に大阪府では長期計画ができておりながら、この和泉市の中でどうしていくのだ、という一般質問を続けてまいりました。そして今回は、三度目の質問であります。既に12月9日、初めて出た障害者白書の中では、この障害者計画を策定をしている市町村が385団体、策定中あるいは検討中の市町村が578

団体あると記されています。これは平成6年の調査ですから、数字はもっと多くなっていると思います。

そうした中でもう一度質問をさせていただきます。和泉市として独自の障害者長期計画を老人保健福祉計画との福祉の公平性の立場においても、そしてまた、障害者とともに生きていくという日本あるいは世界の流れの中においてもつくっていく方向性を持っておられるのかどうか。また、持っておられるとすれば、その時期はいつか、ということが第1点目の質問であります。

2点目は、障害者福祉の市としての推進体制が、今、老人障害福祉課という中で老人問題あるいは障害者問題が1つの課で行われている実情であり、メンバー的にはかなりオーバーワークではないかと思えます。この点について、障害者福祉と老人福祉が公平な立場で均衡に行われる体制として十分であると受け止めておられるのかどうかであります。

3点目は、たしか今年から全身性ガイドヘルパーの制度化を行うということで予算が計上されていたと思いますが、具体的な実施状況について示してください。

それから、大阪府の基準で視覚障害者のガイドヘルパーについて、既に通学や通勤以外の日常生活に必要なガイドヘルパーの制限を取り払ったり、時間的に十分日常生活ができる時間が示されています。和泉市においては、従来から視覚障害者が1週間の中で何日、何時間あるいはまた具体的に日常活動やレクリエーションをすることに十分ヘルパーの配置がなされていませんでしたが、この点についてどのような改善を行っておられるのかが1つです。

また、全身性ガイドヘルパーの制度化の中でこの基準はどうなっているのか。

さらに、大阪府では、知的障害者のガイドヘルパーの枠も拡大しています。和泉市においては、知的障害者のガイドヘルパーの制度化についてどのように考えておられるのか。

ガイドヘルパーは、重度障害者や知的障害者あるいは視覚障害者が日常生活をしていくためになくしてはならない存在であります。この整備状況について回答を示していただきたいと思えます。

4点目ですが、市の公務員の採用試験の中で点字の試験や障害者の雇用枠の拡大について何回も要望してきましたが、高石市では、既に点字試験が決定をされていると聞いています。各市町村でも進められている中、和泉市としてもこの計画について具体的に示していただきたいと思えます。

障害者問題の5点目ですが、障害者基本法の中に公共施設を障害者が自由に使えるよう、という内容があります。ここの傍聴席も車椅子では来れない。また、市民会館等も障害者が車椅子で利用できる状態にはなっていません。

ところで市民会館の改装が既に計画をされていると聞いてますが、前の席に車椅子で障害者も参加できるような改装ができないかどうか。そしてまた、外から回っていくには階段で上れません。その雨除けのところが一部切れていますが、そこも何とか外の通路から雨除けが続いていて入れる構造に改装できないものか、市の考え方を聞かせていただきたいと思います。

以上ですが、お答えによっては自席から再質問をさせていただきます。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 開発調整課長（上出 卓君） 1点目の開発問題の中でヘリポートに関して開発調整課上出より御答弁申し上げます。

以前、意見書も出されましたが、その件につきまして大阪府に問い合わせをいたしましたところ、運輸省航空局の離発着の許可が期限切れになったということの事情を受けまして、開発指導課の方では、事前協議書を返却されたということでお聞きをしております。

これに関する今後の考え方でございますが、市街化調整区域の開発でございますので、若干、通常の開発ルールと違いますので合わせて御説明を申し上げます。

市街化区域の場合は、和泉市を經由して大阪府にいろいろご相談を掛けるというシステムをつくってございますが、市街化調整区域につきましては、基本的には、開発を抑制していく地域でございます。その関係上、市街化調整区域において開発許可申請がなされる場合には、あらかじめ大阪府の方に先に協議相談をし、その中で大阪府の知事が許可をされていきますので、その中で市街化調整区域であるが、許可をしていく要件に適合しているかどうかを個別に判断をされていくという事情がございます。それを受けて和泉市としては、大阪府から許可をされる方針が出たものに関してのみ条件を付していくというルールがございます。今後ともこの件につきましては、諸般の状況も含め大阪府の方で御判断をいただいた後、和泉市として関係各課の意見をいただいて調整を取っていくというルールになろうかと思っております。

以上です。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 2点目の障害者福祉の1点目及び3点目につきまして、老人障害福祉課金谷からお答えを申し上げます。

まず、1点目の市町村の障害者の長期的な施策に関する基本的な計画というものでございますが、この件につきましては過去2回、一般質問で御質問をいただきました。それに対して私どもの方からは、和泉市の福祉計画が平成5年3月に策定されております。それをもって障害者基本法による市町村の障害者計画に代わるものとしたい。ただ、障害者計画の必要性を否定するものでなく、情勢の変化によってその策定についてはやぶさかでない、とお答えを申し上げ

上げたところでございます。

しかしながら、和泉市福祉計画の策定から間もなく2年を経過しようとしております。また、府下では、若干の市で障害者計画の策定が行われつつあるという情勢の変化もござい
ます。そこで、私どもといたしましては、市の福祉計画の障害者計画への代用という従来の方針
から一步突っ込みまして、障害者計画の策定につきまして、今後、調査研究をしまいたい
と存じます。策定をするかどうかも含めての調査研究ということでございますので、策定の時
期については申し上げかねます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 企画調整課長（油谷 巧君） 障害者福祉についての2点目の組織体制の問題でござい
ますので、企画調整課油谷の方から御答弁を申し上げます。

高齢化社会への急速な進行、核家族の増加、家族や地域社会での扶養意識、敬老意識の低下
などによりまして1人暮らしの老人や老人家庭が増加するなど、老人を取り巻く社会的、経済
的な環境が厳しくなっております。また、老人福祉のみにとどまらず児童福祉、母子福
祉、低所得者福祉のほか、ただいま御質問にありました障害者福祉施策についても、非常に重
要な施策であると認識しております。

そのようなことから老人障害福祉課につきましては、平成4年度の機構改革におきまして、
平成3年度までは、福祉課という1課の中に3係がありましたが、これを老人障害福祉課の中
に2係、社会福祉課の中に2係へと充実を図ってまいりましたものであります。機構改革をしてか
らまだ3年足らずの状況でございます。したがって、老人障害福祉課につきましては、わ
れわれとしてはしばらくの間、現在の組織体制で臨んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 障害者福祉の3点目につきまして、老人障害福祉課金谷か
らお答えを申し上げます。

まず、全身性障害者のガイドヘルパーの派遣制度並びに視覚障害者ガイドヘルパー派遣制度
でございますが、今年度予算におきましては、全身性障害者ガイドヘルプ制度については創
設、視覚障害者ガイドヘルプ制度については充実のための増額をしたところでございます。し
かしながら、その実施には至っておりません。まことに申しわけございません。その理由で
ございますが、両ガイドヘルプ制度とも、ガイドヘルパーの養成確保が十分でなかったとい
うことで実施に至らなかったところでございます。

この反省の上に立ちまして今年度の秋、11月に総合福祉会館におきまして、大阪府の認定を受けました視覚障害者ガイドヘルパー養成講習を市単独で実施いたし、必要数の確保に努めているところでございます。

また、全身性障害者ガイドヘルパーの確保につきましては、大阪府地域福祉推進財団が実施いたします養成講習の終了者に呼び掛けましてその確保を図ってまいり、視覚障害者ガイドヘルプ制度の充実並びに全身性障害者ガイドヘルプ制度の創設もできるだけ早い時期に実施をしてまいりたいと考えております。

それから、知的障害者ガイドヘルプ制度でございますが、これにつきましては、今後、その創設に向けましてヘルパーの養成等も含めて準備を進めてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 市長公室次長（戸口泰明君） 4番目の問題につきまして、人事課の戸口よりお答え申し上げます。

まず、障害者採用の特別枠についての御質問だったと思います。障害者の採用につきましては、なぜ実施しないか、ということでございます。職員採用は、地方公務員法に定める能力の実証と平等の取り扱いの原則に沿って実施するという法の趣旨からも、府下統一試験の中で受験していただくことには変わりはありません。また、府下各市の大半は本市と同様の方法をとっており、いわゆる障害者法の充足率を割った場合、何らの方法で措置をしているのが実態であります。

障害者の採用特別枠を毎年実施しているのは、府下32市のうち堺市のみであり、先ほど、先生からお聞きしました点字につきましては、堺ではやっていますが、高石の計画は聞いておりません。この問題については、行政の課題として考えていくべきものと存じておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 公共施設の車椅子の利用について、特に市民会館の改修工事について、社会教育部の田丸より御答弁申し上げます。

本年度、市民会館の改修工事を行うにつきまして、館内の照明器具の取り替え、館内通路のタイルの張り替えを予定してございます。

今、先生が御指摘の舞台前に車椅子が利用できるよう、外側の通路から車椅子で上がれるよう雨除けの件につきましては、これからの課題とさせていただきますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 5番(上田育子君) 環境問題についてですが、ヘリポートの建設予定地が市街化調整区域で和泉市の管轄外であり、大阪府知事が裁量権を持っている、というお話でしたが、私も大阪府の方に具体的に市が独自性を持ってこれを止められる方法がないのかといろいろ研究をさせていただきました。市で独自の条例を持っている場合は止めることができる、というお話もありました。

和泉市には環境保全条例がありますが、その項目の中のどこで止められるかと検討しましたが、かなり理念的な内容でしかなくて、確かにこれでは大変だという気がしています。憲法の中でも地方自治法の中でも地方自治体が条例をつくる権利は認めておりますし、そこでの環境権に基づいて市町村あるいは都道府県の中で多くの条例づくりが行われております。その意味では、この300m以内に密集地があり、子供の通学路もあり、騒音、実際に落ちたときの被害、大野池周辺の自然保護という点では、本当に市を挙げて反対をしていただいたのに住民利害の調整ができない。そのことについて今後、このような問題はヘリポートだけでなくいろんなところで起こっていくのは当然だと思います。

その点については、例えば大きな市の基準としては、何メートルというように環境保全条例の中では指定をされておりますが、あの雑木林をどうしても残してほしいとか、公害垂れ流しの工場が新たに来るのに対して何とかしてほしいという住民の環境権というものが、まちづくりの中で具体的にどのように反映されていくのか。

そのためには、各市町村では要綱づくり、さらに条例づくりというように地方分権の方向に流れておりますが、この点について、和泉市は総合計画が95年で終わり、新たな計画づくりに入っていく段階になっていると思いますが、そのような内容の中で市民の環境権をどのようにとらえていこうとしているのか。既に環境基本法もできた中で、従来の総合計画とはニュアンスを異にした計画の策定の方法、あるいはそれを守っていくためのまちづくり条例といったものが必要かと思いますが、その点については、市としてどのように考えているのか、お答え願いたいと思います。

○ 企画調整課長(油谷 巧君) 企画調整課油谷でございます。ただいまの御質問は、条例による法的拘束力を設けてはどうか、ということと、住民の環境権をまちづくりの中にどう反映していくか、というお尋ねかと存じます。私の方からの的確なお答えになるかどうかわかりませんが、総合計画の観点からお答え申し上げたいと存じます。

御質問の自然と緑を守る考え方といたしましては、本市の第2次総合計画の中では、市民が良好な環境のもとで快適に住み、働き、憩えるような自然環境の保全とか、あるいは農林業との調和を図りながら良好な市街地の形成に努めていく、こういったことを地域の土地利用を進

めていく上での重要な視点と位置付けております。

したがって、このような位置付けに基づきまして、本市の恵まれた自然環境と緑のオープンスペースを生かしたゆとりと潤いの魅力あるまちづくりを目指しまして、公園や緑地の総合的、計画的な整備に努めてまいりますとともに、自然緑地や河川、溜め池などと有機的に結合した泉と森のまちづくりを施策の基本方針といたしております。

このような基本方針のもとで第2次総合計画におきましては、既存緑地とか近郊緑地保全区域等の自然緑地の保全、都市公園、緑地、緑道、さらに、河川、溜め池など水辺環境の整備、市街地内農地の保全などを計画の中に体系付け、それを1つの基本方針としながらまちづくりに臨んでおります。よろしくお願い申し上げます。

- 5番（上田育子君） いろんな形で書かれているのは理解しますが、その計画の中にどれだけ市民の意見が反映されながらそれぞれのブロックごとにまちづくり会議が行われ、ここの町にはこういうものをつくろう、こういうものを残すとか、そのような相談事の上でまちづくりが行われてきたという歴史的な事実は少し違うのではないかと考えます。

この和泉市総合計画が審議会で審議され、議決されたという経過は理解しますが、その審議会のメンバーは議員の方が6名、町会、商工会、商店連合会、農業委員、農業協同組合、青少年問題連絡会、PTA、文化協会、社会福祉協議会、医師会、連合婦人会のそれぞれの会長さんと学識経験者が元市長を含めて府会議員2名、大阪府から企画室長が1人、大学教授として和歌山大学、大阪市立大学、大阪大学の3人ですが、女性がその中でたった1人という中身であるわけです。

今後の総合計画の策定については、環境基本法も制定され、あるいは障害者基本法や老人福祉関係の法律もできておりますので、まず、それぞれのセクションや地域の市民の代表、問題を抱えている当事者の方々などの意見が本当に反映されることが第1に求められていると思います。

第2には、住民の意思を反映してつくられた計画が、本当に自然環境保護、福祉のまちづくりに反映されているかどうか、それをチェックできるようなまちづくり条例が必要だと思えます。来年度に向けて私自身も努力はしますが、ぜひともそういった方向性を市政の基本理念の中に盛り込んでいただきたいことを要望して、この項に関しては終わりたいと思います。

次の障害者福祉の問題ですが、策定については情勢の変化に応じて検討する、と一歩踏み込まれ、策定していただけるものと判断をさせていただきます。調査研究ということで策定の時期については言っていただけませんでした、この点について幾つか要望をしておきます。

まず、和泉市で障害者の長期計画を策定する場合、当然のこととして、障害者基本法で障害

者の主体性と自立性の確立が第1に挙げられていることからして、その計画策定の中心に当事者が当たる場を何はともあれ保証していただくよう要望いたします。

もちろん、アンケートも作成されると思いますが、そのアンケートづくりも含めてどんな内容を項目の中に入れればいいのかということについても、障害者の当事者の意見を十分盛り込んでいただきたいと思います。

既に女性政策ができていますが、私が参加させていただきました高齢者福祉計画の審議会はわずか数回しか開かれず、膨大な資料の説明が半分ぐらいで終わりました。残念ながら、審議会委員も他市の状況とか1つ1つの問題について深く理解をする時間が全くありませんでした。

半面、女性施策の方では34回ですか、策定の会議の場がありまして、いろんな形で講習会もされ、グループ分けもされ、施設見学とか聞き取り、アンケートなど体験も含めて膨大な資料を集めて策定をされてきたプロセスがあったと思います。

本当に計画づくりの中に魂を入れようとした場合、慌てて審議会をやり、市の原案どおりそのまま通していくやり方よりも、策定過程の中で障害者あるいは市民の代表の意見を十分反映され、それによって策定期間が長くなったとしても、今から調査研究のプロセスも含めて当事者を入れた調査研究をしていただくよう要望しておきたいと思います。1995年度に市の総合計画も新たにつくられていく中、障害者の基本計画がぜひ盛り込まれるよう強く要望したいと思います。

それから、私が言いましたように障害者の当事者とともに計画をつくっていく場合、実際に和泉市の担当部局の方々がブロック分けとか就労問題あるいは交通や防災、住宅環境あるいはヘルパー制度についてどうするのか、学校教育の中でどんな問題を投げ掛けていくか、いろんなジャンルに分かれて障害者の長期計画を考えていかなければいけないと思います。

その部署にいろんな研究策定のためのグループみたいなものをつくとすれば、市の担当課もこの問題に掛かり切りになっていただく方が最低2人は必要ではないかと考えます。高齢者福祉の問題だけでも大変なのに、さらに、障害者福祉の問題を同じ課で今のメンバーで扱っていくことは到底できないと考えます。この組織体制の充実について、ぜひ十分検討されるよう強く要望しておきたいと思います。

3点目のガイドヘルパー問題ですが、先ほどの答弁でガイドヘルパーの内容あるいは1週何時間かという問題の答弁が抜けておりましたので、その点について先にお願ひできないでしょうか。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 老人障害福祉課の方からお答えを申し上げます。先ほどの

答弁で漏れまして申しわけございません。

現在、視覚障害者ガイドヘルプ制度を実施しているところでございますが、時間的には、平日に限って原則的に午前9時から午後5時まで、時間の制限は特にございません。ただ、国及び大阪府の指導におきましては、休日あるいは早朝、夜間、その利用目的の制限も緩和するよう指導も受けております。現在、本市では、目的といたしましては官公署へ出向くこと、医療機関あるいは障害者関係の各種行事への参加等に限ってガイドヘルプをさせていただいているところでございますが、これを通勤、通学を除いてほぼ全部、例えば個人的な楽しみ、娯楽等も対象とするようにということでございます。われわれとしても、できるだけその方向で拡大するべく早い時期に実施をしまいたいと考えております。

以上でございます。

- 5番（上田育子君） 利用目的の枠の大幅な拡大に踏み込んでくださった点についてはありがたいと思いますが、時間については、まだまだ国、府の基準に至っていません。いろんな緊急事態もあると思いますし、特に年末年始などには、当事者にとって自由にいろんなところで友人や親戚付き合いなど機会が多いかと思しますので、その点について制度化していただきたい。個別の事例については、担当課の判断で枠を拡大していただきますよう要望しておきたいと思えます。

それから、全身性の方は、大阪府の研修を受けた人に呼び掛けて確保を図る、という答弁がありました。聞くところによると、たった2～3名の人しか声を上げていただけてないと思っています。実際に全身性の方が必要とするガイドヘルパー数は全く満たないわけです。視覚障害者のガイドヘルパーと同様、和泉市で単独で研修会をぜひやっていただきたいと思えます。

また、全身性のガイドヘルパーの制度化はできたが、知的障害者はできないということでは、重複する障害を持っておられる方も多いと思えます。同じお母さんにしても、片方はガイドヘルパーが付くのに、こちらにはガイドヘルパーが付かないということでは、公平性の観点からのもめ事にもなっていくと思えます。当然、知的障害者のガイドヘルパーの制度化も来年度から実施をしていただきたい。知的障害者の研修会も同時に和泉市でやっていただきたい。

この間、女性施策の方では、アドバイザー講座とか女性学級などいろいろやられております。その中では、ただ雇われるだけでなく、皆さんの役に立ち、しかも収入に跳ね返ってくる仕事をしたいと希望される方も随分たくさんいらっしゃいます。実情も聞かせていただいておりますので、ぜひ和泉市でその機会を持っていただければ、たくさんの方が来てくださるのではないかと期待もしております。来年度中にガイドヘルパーの双方の講習会をしていただく予

定はあるのでしょうか。ぜひやっていただきたいのですが、その点についてはいかがでしょうか、再質問をさせていただきます。

それから、障害者の採用について、特別枠で採用しているのは堺市だけと結構、胸を張って言われていたようです。確かに平等の原則は、それなりに1つの原則かもしれませんが、障害者とともに生きていくためには、公的機関においては、重度障害者を含めた雇用に努めていくという努力義務も含めて法制化がされている現状です。

その意味では、点字の採用については今後検討、ということですが、市に勤めた人が結果的に手足に障害を持っていたというところで採用基準を市が満たしているとも聞いてます。もっと計画的に法律の数字を満たすだけでなく、市の方で障害者雇用の確保を前向きにやっていただきたいと思います。来年以降の計画に盛り込んでいただく予定はあるのかどうか。

以上の2点について再質問をいたします。

それから、公共施設の改修工事についてはこれからの検討課題、というお話でありますので、ぜひ受け止めていただきたい。先ほど、言いましたように市民の代表者たちが市政について決定をしていく場であります議場においても、構造的に難しいこともあるかと思いますが、障害者が傍聴できるような改造も善処していただきたいと要望しておきます。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 御質問の第1点目、知的障害者ガイドヘルパー並びに全身性ガイドヘルパーの市独自の養成講座の実施につきまして、老人障害福祉課金谷からお答え申し上げます。

両ヘルパーの養成講座につきましては、今後、検討させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○ 5番（上田育子君） ぜひとも早期に実施をしていただくよう強く要望しておきます。

実際、知的障害と全身性障害を持っている子供さんは多いのですが、日常的に接しておられる中では、経験的に両方の資質を兼ね備えていらっしゃる方が多いわけです。ですから、両方の講座で重なる部分があり、一部分は知的障害者に別の一定時間の講座が必要であり、もう一部分はそれに積み重なる別の講座があるという形でやってくだされば、先生の講師料も基礎的な部分は統一した1人の先生で済むとかいう工夫もできるかと思います。障害者を抱えておられる親御さんも、子供をデイサービスなどに預けながら自分はそういう仕事で社会参加をしていけるよう、そんなシステムを1日も早くつくっていただくよう要望して終わりたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 次に、28番・猪尾伸子議員。

(28番・猪尾伸子議員登壇)

- 28番(猪尾伸子君) 28番日本共産党の猪尾伸子です。発言通告に従いまして、質問いたします。

「ALL WOMEN UNITE」「世界の女よ国を創ろう 大地を耕し国を興そう 愛しい子を育て世界を興そう 世界の平和 国々の平和をすべての人々と連帯しよう 世界中の女たちのために歌おう 平和・開発・平等を世界を巡り自由の鐘を鳴らし続けよう 決してあきらめず」。

これは1985年、ケニアのナイロビで「国際婦人の10年」最終年に開かれたナイロビ会議NGOフォーラムの開会式で歌われた歌の一部です。「平和・開発・平等」をスローガンに地球規模で女性問題を解決しよう、国の責任でスローガンを実現させよう、と「西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略」が発表されました。

このとき、日本政府は女性差別撤廃条約を批准し、国内法の整備が進み始めました。和泉市に女性政策課が誕生して2年半。この間、様々なフォーラムや女性アドバイザー養成講座などが開かれ、また、市民の意識調査が行われるなど、一定の取り組みが進められてきました。しかし、本市の女性政策は、ようやく緒に付いたところと言えましよう。和泉市政にナイロビ戦略が位置付けられ、国内行動計画の内容が具体的に生かされることが緊急に求められています。

そこで、現在の、また、今後の市の女性政策について何点かお伺いをいたします。

まず、和泉市女性施策推進会議から女性政策推進のための提言が出され、私たちにもパンフレットをいただきましたが、市としては、これについてどのように受け止めておられるのか。

和泉市女性プランをこの提言を受けて策定されると聞いておりますが、そのプラン策定までのプログラムと、そのための体制をお聞かせください。

さらには、この和泉市女性プランは何年先までを見通したものにされるのか。

以上、3点に付いてお伺いをしたいと思います。

次に、国内行動目標とされている男女共同参画型社会を進め、政策決定の場への女性の参加比率を高めるためには、女性に対する正しい評価と男性と等しい機会を与えることが不可欠でしょう。そして、まず、市が率先してそれを実行することが非常に大切だと思います。

そこで、庁内の現状について幾つかお聞きをいたします。

まず、職員採用の男女比率を今年採用分を含めて過去5年分についてお答えください。

現状では、仕事の内容について男女の違いがかなりあると思いますが、その実態と、なぜそうなのか、お聞かせください。

次に、提言の37ページに和泉市の女性役職者比率の現状という表が出ています。これによると昨年度の事務職696人のうち役職者は男性で334人、47.9%、女性では17人、2.4%と、女性は男性の20分の1という割合になっています。男女の職員数の違いを考慮しても、男性職員に占める役職者の割合は60.5%、女性職員に占める役職者の割合は11.8%と、女性は男性の5分の1という割合です。役職者内の男女比率を見ると、何と95%以上を男性が占めています。また現在、女性役職者の最高は課長級で3人です。

こういう現状を踏まえ、役職者の第一段階である係長になるまでの平均所要年数を男女別にお答えください。

そして、昇格はどういう基準で行われているのか、それが守られているのか、この点についてお願いします。

さて、次に子供の権利条約に関する問題に移ります。

国連で児童の権利宣言が採択されたのが1959年。今年は35年目に当たります。さらに、15年前の1979年には、児童の権利宣言20周年に当たる年を国際児童年と設定し、子供の権利の充実、発展に向けての積極的な議論が国際的に展開されました。

1989年11月、国連総会は10年余にわたって議論されてきた子供の権利に関する条約を満場一致で採択し、国際法の歴史上、初めて子供の権利が批准国に対して拘束力のある条約として成立しました。そして、日本政府も今年になってようやく批准し、5月に効力を発することになりました。

この条約には、子供の最善の権利が第一次的に考慮されるという原則が貫かれ、その第4条では、この条約において認められる権利の実施のためのあらゆる適当な立法上、行政上及びその他の措置を取ることを締約国に義務付けています。同時にこの条約の内容を大人とともに子供にも適当かつ積極的手段により広く知らせることが義務付けられています。この条約が和泉市の子供たちに真に意味のあるもの、具体的に子供たちが抱える問題を解決する力になるものにしていくため、市の真剣な取り組みが求められています。

そこで、お伺いをしたいのですが、まず、この条約に関することを市としてどこが窓口になって取り扱うのか。そして、この条約の趣旨を市の職員に、また、市民に広く知らせるといふ、条約にうたっている広報義務を果たす取り組みについて何をしておられるのでしょうか。

2つ目には、子供を取り巻く今の和泉市の状況についてお伺いをいたします。

まず、和泉市の子供の年齢層別の人数を教えてください。就学前、小学生、中学生、そして中学を卒業後の18歳未満の子供たち。そして今、子供たちが自由に使える公共施設は、市内のどこにどのようなものがあるのか。現在の活用状況はどうなっているのでしょうか。

次に、学校における課題、問題点についてお伺いをしたいと思います。

先日来、大きく報道されたいじめによる中学生の自殺の問題は、学校現場はもちろん、多くの国民に大変なショックを与えました。これまでもこの種の事件が何度も起こり、再びこのようなことがないように関係者はもちろん、多くの人々がそう願って努力もされてきたであろうと思います。

それにもかかわらず、またしても起こったこの問題は、未来に限りない希望を持ち、それを本来、自由に追求できるはずの子供が、集団の中で友だちとの信頼関係を築き、人間としての豊かさを身に付け、あらゆる可能性に挑戦することができるはずの学校を舞台に起こっているところに人々がやり切れなさを感じるのではないのでしょうか。そして、その深刻さは、それがいつ、どこで起こっても不思議ではないということです。可能性は、どこにでもあるということです。和泉市でも例外ではなからうと思います。

そこで今、和泉市でいじめというものがあるのかないか。あるとすれば、どういう対応がなされているのでしょうか。教育研究所の取り組みを含めて教えていただきたいと思います。今回のような悲しいことが繰り返されないため、今、どういうことが必要かと思われますか。教育委員会のお考えをお聞かせください。

大きな3番目の問題は、公害問題についてであります。

1つは、阪和自動車道が開通して1年余。空の景色を消した防音壁が、また、夜空に列をなすオレンジ色の光が和泉市の景色をすっかり違ったものにしました。この道路の建設過程では、市民が大气汚染、騒音などの発生を懸念して強力な反対運動が繰り広げられたことは、皆さんがよく御存じのとおりであります。これによって一定の公害防止策が取られるようになりましたが、道路開通前と開通後で大気、騒音などの状況に違いか出ているかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

また、開通後、市民の皆さんからの苦情が寄せられているのかどうか。寄せられているとすればどういうもので、その対処はどのようなふうになさっているのでしょうか。

次には、今、片側の暫定供用の側道が2車線で全面開通すれば車の通行量が増大し、騒音や大気汚染もかなりひどくなるのではないかと思います。見通しと対策についてのお考えをお聞かせください。

次に、室堂町に建設中のクリーニング工場の件について何点かお伺いをいたします。

この工場建設に関して、これまでの経過と現状についてお聞かせください。既に建物は完成に近い状態だと言えますが、開業までのプログラムはどのようになっているのでしょうか。

周辺の住民の人たちが工場建設によって住環境が悪化するのではないかと不安を持ち、クリ

ーニング工場建設反対協議会をつくって住民の疑問や不安に答えてほしいと再三、企業に対して要望しているにもかかわらず、住民からの質問状に対しても具体的な回答がない。話し合いの場が持てるよう市に仲介の労を取ってほしい、と申し入れをしたのに、未だに話し合いの場が持てない状況であると聞いています。

このような状態を市はどう見らるのでしょうか。市民の申し入れに対してどのように対処されたのか、お答えください。このような化学薬品や危険物を取り扱う工場に対する市の指導、権限はどこまで及ぶのか。実際にどういう対応をされるのか、教えていただきたいと思えます。

以上について、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 女性政策課長（樋渡和子君） 女性政策について前段の3点について、女性政策課樋渡よりお答えいたします。

女性政策推進のための提言についてどう受け止めているか、その体制はどうか、という質問についてですが、女性プラン策定のもとになります提言が足掛け3年、延べ34回の議論を経て去る9月、女性施策推進会議の会長であります津村明子さんより市長に提出されました。

提言に当たって津村会長さんが述べておられますように、委員皆様方の共通の認識として、プランを絵に描いたもちに終わらせないよう、女性施策の理念だけでなく、具体的な提案をたくさん盛り込んでいただいておりますので、大変詳しい内容になっております。また、特に市民にとってより有効なプランを策定していただきたい、と要望されております。

委員各位の熱意の籠ったこの提言を真摯に受け止めて、この趣旨に沿って年度内に女性プランを策定すべく、11月に市長を本部長とする和泉市女性施策推進本部会議を開催、特に関係各課の取り組みや今後の進め方について協議を行ったところでございます。

次に、女性プラン策定の取り組みについて、そのプログラムと見直しについてですが、この提言は、各課が行う具体的な施策を細部にわたって提言体系ごとにまとめています。それをベースにしながらプランの原案をつくり、早速関係各課との協議に入り、年度内を目途に策定していきたいと考えております。

このプランは、10年間を目標と考えておりますが、社会情勢や諸般の事情によりまして、場合によっては見直す必要があるかと思えます。施策によっては、現在行われているものや将来に向かっての課題などを整理しながら、期間を設定した年次計画をつくっていくことを検討しております。

以上、よろしく申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 市長公室次長（戸口泰明君） 人事課から3点についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の過去5年間の職員採用で女性はどのぐらいの数か、ということでございます。平成2年から平成6年までの採用数は、事務職で総数74名、内訳は、男性49名、66%、女性25名で34%でございます。また、技術職で総数12名、内訳は男子10名、女子2名でございます。

次に、配置先の仕事の中身でございますが、採用後の能力の引き出しを行っているか、ということでございます。仕事をしていく上で基本となる予算、決算の処理や企画、政策形成の主体となる企画力、判断力を要する職場にも配置しているものでございます。

なお、今後とも行政職員としての資質を引き出す環境づくり、人材育成は、計画を持って対処していかなければならないと考えております。

次に、係長への昇格のテンポでございますが、特に係長の場合、その年によって相違があります。和泉市職員の初任給、昇格、昇給等の基本に関する規則第4条と第9条に基準を据えておりますが、その年度によって変わります。過去平成2年から6年まででは、高校卒で19年、大卒で14年というのが実態でございます。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 市長公室長（堀 宏行君） 2点目の子供の権利条約について、その窓口ということでございます。

子供の権利条約を人権という立場から考えますと、当然、その窓口は人権啓発課となります。しかしながら、人権啓発課で対象とします人権問題は、乳幼児から老人まで広く全般にわたっております。こうした中で特に18歳未満の児童、子供と特定しますとき、人権侵害問題を含めて起こり得るすべての対象は、乳幼児から児童生徒までとなっております。したがって、その窓口は、内容によりまして人権啓発課、教育委員会、福祉事務所となりますが、いずれにいたしましても、どの部においても対象となるものとして取り組んでおります。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 指導課長（堀川不可止君） 市内の子供の年齢別構成はどうなっているか、という御質問に関しまして、指導課堀川よりお答え申し上げます。

平成6年5月1日現在の市内の子供の人口構成につきましては、就学前幼児は1万222名となっております。小学生1万1,421名、中学生6,056名、16歳から18歳未満4,399名でございます。

ます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 社会教育部次長（田丸勝之君） 学校5日制に伴う第2土曜日の公共施設の開放状況について、社会教育部田丸より御答弁申し上げます。

現在、開放しておりますのは9施設でございます。平成5年度の利用状況でございますが、市立図書館では750名、久保惣記念美術館で22名、市民体育館4名、コミュニティ体育館269名、光明池球技場では153名、光明池運動場では74名、光明池緑地運動施設では194名、コミュニティセンターでは利用者はございませんでした。中高年齢労働者福祉センターでは36名の利用でございまして、全施設の利用者合計は、1,502名となっております。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 指導課長（堀川不可止君） 合わせまして、第2土曜日の学校開放の施設利用につきまして、指導課堀川よりお答え申し上げます。

平成4年度におきましては3.1%、平成5年度1.9%、平成6年度2.2%の状況となっております。また、校区の地域性によりまして利用状況に違いが見られますが、徐々にではあります。土曜日の過ごし方につきましては子供たちの活動に自主性が生じ、学校週5日制の狙いでもあります主体的に考え、判断し、行動できる子供が育ってきているものと認識しております。

続きまして、今、和泉市で子供たちのいじめの事例があるのか、という御質問と、その対応についてお答えを申し上げます。

事例につきましては、幾つかの報告は受けております。この事例の報告を受けまして事実確認等を十分行う中で、指導を含め適切な対応を図っております。

ところで先生が御指摘のように先日、新聞等で報道されました愛知県西尾市におけるいじめを苦にした自殺事件が起きたことは、教育に携わるものとしてまことに残念であり、本市におきましてもかかることのないよう、これまでも周知徹底を図ってきたところでありますが、今回の事件を機に6日付けで各学校へいじめに対する指導の徹底を図るよう通達をいたしたところであります。

いじめ問題につきましては早期発見、初期対応を目指し、教職員を対象に心理学専門講師を招聘して講演会並びに研修会を定期的で開催しております。また、体制につきましては、小中学校生徒指導担当者会を定期的で開催して研修、情報交換の充実を図り、1人ひとりの児童生徒を大切にす生徒指導体制の確立を図るとともに、問題行動等があれば直ちに市教委に報告

させ、対処できるようにいたしております。学校では、日常の教育活動を通じ児童生徒と教師間、さらには、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努め、楽しい学校づくりを目指し、校内研修等で具体的な問題を取り上げ、教師間の共通理解を図っております。

さらにまた、中学校では校内生徒指導部を組織し、学校長を中心に協力体制を確立して問題行動に当たっております。

次に、教育研究所では、登校拒否児童生徒対策委員会を設置し、長期的な展望に立って登校拒否児童生徒への対応及び未然防止に向けて取り組んでおります。その取り組みとして教育講演会の実施、指導教員の育成、冊子等による啓発活動、専門委員による登校拒否教育相談等を実施し、教職員が十分対応できるよう指導助言に努めておりますので、よろしく御理解願いたいと存じます。

続きまして、今回のようなことが繰り返されないためということが今、必要なのか、教育委員会の考え方はどうか、という御質問に関してでございますが、学校週5日制の理念や子供の権利条約の趣旨を生かすためには、学校の取り組みを核とし、地域、家庭との連携をより一層進めることが望ましいと認識しております。教育委員会としては、これを機に権利条約の視点から教育活動を点検してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解願いたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 公害問題の答弁を午後にいたしまして、猪尾議員の一般質問の途中ですが、ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

（正午休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（松尾孝明君） 午前に引き続き、一般質問を行います。
猪尾議員の質問に対する答弁を願います。理事者答弁。
- 交通公害課課長代理（森 貞夫君） 午前中の猪尾議員さんの御質問に対しまして、交通公害課森よりお答えいたします。

まず、1点目の阪和道供用前後の環境の状況について。それに関する苦情の内容、対応等について。さらに、府道千山側道の供用を控えての対応について。

2点目に、野村クリーニングの工場建設に対する経過と現状について。開業までのプログラム。さらに、市への仲介の労についてはどのように対応したのか。また、操業以降の対応についてどうか、という御質問に対しまして御答弁申し上げます。

まず、1点目の阪和道の供用前後の沿道の環境の状況でございます。平成4年9月に阪和道が供用いたしまして以降、阪神高速湾岸線並びに関西国際空港が開港される中、本市を取り巻く道路環境の変化は著しいものがあります。つきましては、近畿道、阪和道等の供用前からこれら環境変化に対処すべく、道路事業者等と供用前後の排出項目、また、騒音、振動等環境監視を行っております。さらに、防音壁等の設置についても協議をしまして、対処がされてきております。

なお、それらの具体的な経過では、環境項目については、事業者と本市の間で環境保全目標なるものを設定しております。それらの状況でございますが、まず、排出項目につきましては、現在も環境保全目標値以下となっております。また、騒音、振動につきましては、環境目標値以下となっている状況でございますが、一部の地域におきまして騒音苦情がございます。それらの個所につきましては事業者と即刻協議、また、われわれの所管でございます騒音調査等を行い、防音壁の設置等について本年度末には施行する、と事業者から聞いております。

2点目の泉州山手線側道の全線供用を控えた中での環境の対応でございますが、平成7年3月末には、岸和田市の磯の上線まで側道が供用されると聞いております。それらについては、生活道路であるという観点でございますが、今後、交通量変動等を調査しながら、また、沿道の騒音、排気ガスの調査等監視に努めてまいりたいと考えております。

次に、野村クリーニングの工場建設についての経過と本市の対応の状況でございます。まず、平成6年4月ごろ、建設に関する事前協議が当課の該当事項としてまいりました。以降、所管の環境問題かつ交通問題等について具体的な協議を進めております。

現在、工場の建物が立ち上がり、若干、設備の設置等が進められている状況でございます。事業者によりますと、操業予定は来年2月ごろをめどにしたい、と聞いております。

また、事業場建設前から建設周辺の住民さんより健康、交通問題等への不安から事業者に対し説明、協議等の申し入れがございました。ただ、今回の事業は、法条例的には、地元説明等を事業者がすべきものということには該当してございません。ただ、担当課としては、行政指導の観点から事業者指導をしましてまいったものでございます。残念ながら、過去の住民さんと事業者の協議におきまして、十分な説明、理解が得られていない状況でありました。

われわれは指導の範囲とはいえ、当課として事業者協議の設定に努めるべく、せんだってその辺の調整をさせていただきました。近く事業者が住民さんへ文書でのやり取りといった方式でなく、直接お会いして十分な説明をさせてもらいたいとお聞きをしております。これらの経過の中で担当課としては、住民の不安の解消に向けて十分な指導をでき得なかった部分があるうかと思いますが、今後、一層その辺について努力していくつもりでございます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 予防課長（飯坂慶治君） 危険物取り扱いの市の指導対応は、ということにつきまして、消防本部飯坂からお答え申し上げます。

取り扱う危険物は、洗剤の中に含まれる品名「ニッコウホホワイトN10」で第4類第2石油類に該当するものでございます。いわゆる灯油と同類に含まれるもので、指定数量は1,000ℓでございます。現在、1,000ℓ未満におさめて少量危険物の範疇で指導を進めているところでございます。

なお、1,000ℓ以上になれば、危険物の規制に関する政令において規制を受けることになります。危険物の取り扱いについては、防災上の危険につきましては、常温では引火しないものでございます。

以上でございますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

- 28番（猪尾伸子君） それでは、項目ごとに再質問をさせていただきたいと思えます。まず、女性政策の問題ですが、提言を真摯に受け止めて年度内にプラン策定に生かしていきたい、という御答弁をいただきました。私もパンフレットをいただいて中身を読ませていただきました。上田議員さんの御発言の中にもありましたが、非常に丁寧な過程を経て細かい内容で作成をされている。私も本当にそのとおりだと思います。女性の暮らし、日々の生活の中で市政のあらゆる場面に女性がかかわっていくという点では、この提言を十分にプランに生かしていただくことは大変大事だと思いますが、まず、市長さんにこの提言をお読みいただいたの御感想を一言、お伺いしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 女性政策についての猪尾議員さんの御質問、読んだ御感想は、ということでございます。一読させていただきまして、一言で申し上げまして、各般にわたります的確な御提言をいただいていると存じます。男女が共生する社会、和泉市をどうつくっていくか、この御提言を基本にさせていただきながら、庁内挙げて現在、これの具体化に向けまして取り組みをいたしているわけでございます。

庁内的にも女性職員の登用につきましては、今後とも大いにその環境づくりも含めて取り組みをしていかなければならない。和泉市政上においても各種審議会、協議会が数多くありますが、女性の代表的な立場の方々にもっと御参画をいただくよう女性参加の方途をなお一層講じさせていただかなければならない、そのようにも考えているわけでございます。言葉だけでなく、実のある女性政策をこの御提言を基本にし、庁内外挙げて取り組みを強化してまいりたい。議会の一層の御高配と御理解をいただきますようお願いをさせていただきたいと存じます。

す。

○ 28番(猪尾伸子君) 最初に市長の決意を聞かせていただいたような感じになりましたが、実のあるプランをつくっていただく。審議会にも女性の参画を進めていく、という市長の答弁をいただいたことは非常に重要だと思います。それを本当に数値に生かしていく。審議会などいろんな場にどれぐらいの割合で女性を入れていくか、それをプランの中に具体的に生かしてつくっていくことが大事だと思います。

○ 先ほどの御答弁の中に年次計画をつくっていく、とありましたが、もちろん、細かい年次を追って10年先を見通したものをつくるということですが、その年次計画が10年の間に節々でどれぐらい進んでいくのか、実施をされていくのか、今の市長さんの決意がどこまで実態に生かされていくか、その中間のチェック機能をどのようにされるかということですか。

また、今回の提言とそれに基づいてつくられるプランが、一部の人たちだけの宝物になってしまっては意味がないと思います。市内のすべての女性に和泉市が進めていく女性政策の内容を知らせ、参加をしてもらうことが大事だと思います。そこで、提言やプランの市民への広報、周知についてどのような御計画をお持ちか、お聞きしたいと思います。

○ 3つ目には、この間、アドバイザーの養成講座が何度か開かれておりますが、これの受講生の数を教えていただきたいと思います。

○ そして、提言の中で「男女平等センター」という言葉で建設を求められていますが、この間、私も開発の問題でシビックセンター内に女性センターをつくってほしいということで、シビックセンターの6つの構想の中に女性センターという名前も挙げていただいております。これは開発関係の部署になると思いますが、今、どのように取り組み、女性政策としての内容について何か検討されているのか、その件についてお聞きをしたいと思います。

○ 女性政策課長(樋渡和子君) ただいまの4点につきまして、女性政策課樋渡よりお答え致します。

○ まず、実施計画の進行状況とチェックの問題でございますが、実施計画につきましては、目標年次を定めまして当初のプランの中に織り込み、その進捗状況を見ながら2、3年ごとに調査をし、それを推進本部に報告していきたいと思っております。その中でチェックの問題は改めて検討してまいりたいと思っております。

○ それから、市民への周知徹底の問題ですが、プラン策定後ダイジェスト版にまとめ、全戸配布により周知を図っていきたくと考えております。

○ もう1点の女性問題のアドバイザー養成講座ですが、今は、上級と中級がありまして、上級が約30名、中級が60名受講しております。

女性センターの設立につきましては、提言の重要な要望事項でもあります。女性センターは女性の活動の拠点として、また、女性プラン推進のためにも必要であると考えております。そのためトリヴェール和泉に計画しております総合センターの中に組み入れまして、ただいまその実現に向けて関係課と協議を行っているところでございます。よろしく願いいたします。

- 28番（猪尾伸子君） 女性センター設立については関係課とも調整をしながら、ということですが、シビックセンター全体については、以前の開発委員会や議会の中でも複合施設としてつくっていききたい、という御答弁をいただいております。ほかにも図書館とか文化ホールあるいは福祉会館的なものも挙げられておりましたが、その点では、限られたスペースの中でそれぞれ施設がいかに有効に使えるようにするか。そして、実際に使う人たちが使いやすいものをつくっていかねばいけないと思います。

その点では、図書館についても、トリヴェール和泉に図書館をつくる会から要望が出、請願にも採択されてつくる方向になっているのですが、図書館や文化ホールなどと共通して使える部分、例えば1つの家族がそこへ行けば、おじいちゃんやおばあちゃんは福祉会館へ、お父さんは何か行事のある文化ホールへ、お母さんは女性センターへ、子供たちは図書館へ、というように全部の機能が果たせ、市民として本当に有効利用できるものをつくっていくためには、市民の意見を十分取り入れた計画をつくらないと、箱は立派だが非常に使いづらい、デッドスペースや無駄が多いということではいけないと思います。折角限られた予算の中で大きなものをつくるのですから、関係する団体同士の交流、それらの団体と市民の交流を図りながら利用する人が満足できるものにしていく必要があると思います。

その点では今、課長の方から関係課と調整をしながら、と言われましたが、まとめ役がしっかりして市民の声も十分聞いていくという配慮がなければいけないと思います。そのまとめ役というか、司令部はどこがなっていたらいいのでしょうか。

- 施策推進室参事（辻井正昭君） 今の猪尾議員さんの質問ですが、現在のところ、企画調整部施策推進室が窓口となっております。
- 28番（猪尾伸子君） 企画調整部の方で十分市民からの要望にこたえ、女性政策の方とも協力をしながら有効な良い女性センターをつくっていただきたいと思います。

この女性問題のプランをつくっていく上で私も幾つかのところを視察をさせていただいたり、資料をいただきました。第2次横浜女性計画推進状況一覧表という立派な冊子が出ています。平成5年の分です。これは第一次分の計画があり、それについての状況に基づいて第2次の計画がつくられたものです。横浜の女性問題の施設とか施策の内容をお聞きをして歴史を感じました。お隣の岸和田でも女性プランの実施計画の冊子をつくっておられます。その点で

は、和泉市はこれからスタートをするところですが、この提言が手間暇を掛けて各般にわたり内容のあるものだ、と市長もおっしゃいましたが、それをプランに生かしていく点では、プランづくりにもこれに劣らない手間暇を掛けていただきたいと思います。

それから、西暦2000年に向けてのナイロビ戦略の中では、男女平等に向けての大前提に地球から核兵器を廃絶することが緊急性を持つ問題だと指摘をし、世界平和を守り、核による破滅を避けることが今日の最も重要な責務の1つだと述べています。平和な社会であってこそ女性問題を論じることができ、男女平等を語れると思います。しかも、それが理念だけでなく、核を廃絶し、平和をつかっていくという具体的な行動が求められていると思います。来年は、被爆50周年を迎えます。和泉市は非核平和都市宣言を行っておりますので、その宣言都市として和泉市の女性プランには、女性の平和への願い、核廃絶のための取り組みや計画もぜひこのプランの中に盛り込んでいただくよう要望しておきたいと思います。

次に、庁内の人事問題に移らせていただきます。過去5年間の採用比率をお聞きしましたが、この中で男性が66%、女性が34%、技術職では男性が10人、女性2人ということです。この男女の数の差はどういうところから出ているのか。同じ基準で採用をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○ 市長公室次長（戸口泰明君） 人事課の戸口からお答えいたします。

先ほどお答えしたのは、平成2年から6年までの合計でございますので、よろしく願います。現在の男女の採用比率は、先ほど申し上げましたとおりです。ただし、採用は平等に行っております。

○ 28番（猪尾伸子君） 採用を平等に行っている、ということは、その人が持つ能力や意欲を同じ基準で見て採用をされていると理解をします。その上で採用後の係長までの所要年次を高卒で19年、大卒で14年ということで男女別は出されませんでした。私の見る限りでは、非常に女性の役職者は少ないのが実態だと思います。同じ基準で採用された人が、どうして何年か後に役職者配分にこれほど大きな違いが出てくるのか。やはり女性に対する評価、認識の問題があると思います。これまでの長い歴史的な経過とか社会的な認識の点でこういう状況をつくり出してきたと思いますが、これからはぜひ改めていただかなければいけないと思います。

昇格については、条例に基づく基準でしている、と言われましたが、私の目から見て、あるいは現実の状況を見れば、必ずしもそれが本当に守られているかどうか疑わしい部分がありますので、その点を指摘しておきます。今後に向けていろんな環境づくり、人材づくりに取り組むという御答弁をいただきましたので、その点についてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

女性問題についてはこれで終わらせていただきます。

次に、子供の権利条約に移りますが、先ほど、老人から乳幼児までのいろんな問題は人権啓発で取り扱うが、問題によっては、教育委員会や福祉事務所ということで3カ所の取り扱い部署をお答えいただきました。もちろん、個々の具体的な問題については、その原課が窓口になっていただかなければならないの当然ですが、私の最初の質問の中の市民に知らせる、職員に知らせる取り組みをどこがするのか、ということに対する御答弁がなかったことに象徴されるように、庁内のどこが責任を持つのか、この条約の内容を市政にどう位置付け、生かしていくのかという受け止めの体制が市の内部にできていないのではないかと。総括的に責任を持つ部署をどこにされるか、未だに決まっていないのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。今後の案も含めてお願いいたします。

- 市長公室長（堀 宏行君） 先ほどお答えさせていただきましたとおり、基本的には、人権という観点から言いますと人権啓発室になろうかと思えます。もちろん、どのようにそれを知らしめていくかとなりますと、例えば本年11月の広報には、人権啓発室から「子供の人権」ということでダイジェストを載せてございます。その意味では、知らずという問題点については人権啓発室と考えております。

ただ、先ほど、私が少し申し上げましたように、例えば学校現場では学校現場で教職員を通じて子供の人権啓発の内容の周知徹底等を行っております。同時に本年の5月22日に発効しているものでございますので、まだまだ新しい分野でして淘汰されるべきことがいろいろあると思えます。将来的には、収斂されて人権啓発室に統括されると思えますが、それまでの諸々の問題については、担当する部課で十分調整していきたい、このように考えてございます。将来的な考えとなりますれば、当然、知らせる立場は人権啓発室になろうかと思えます。

以上でございます。

- 28番（猪尾伸子君） この問題は、個々の対応はもちろんですが、市政全般の問題でもあります。この条約を読んで驚いたのは、1つは、例えばまちづくりの問題についても子供たちの意見を十分聞くように、今までは、市政の難しい、大人の範疇だと言われていた問題についても、子供たちは意見を表明している、と述べられています。例えばまちづくりの遊び場、児童館、文化施設などにも子供の意見も取り入れていけるとなりますと、開発とか都市計画などにも子供の権利条約がかかわってくるということを職員全員の皆さんに認識をしていただきたい。そのためには、市として次の総合計画の中にもぜひ中心的に位置付けていただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、子供の人数をお聞きをしましたら、予想どおり小中学生、高校生も含めて子供のほ

とんどが学校とかかわりを持っている。その意味では、学校現場における子供の権利条約の取り組み方、とらえ方は非常に大切な問題だと思います。今、子供の権利条約について、教育委員会として取り組んでいただいている様子をお聞きをしたいと思います。

それから、市内の子供たちが利用できる施設の状況をお答えいただきました。しかも、それを学校5日制の問題と絡めて昨年の利用状況などをお聞きしましたが、まだまだ和泉市内に子供たちが自由に、いつでも、だれでも、1人で行っても本が読めるとか、指導員さんがおっていろんな遊びを教えてもらえるという状況にはほど遠いと思います。今後の施設整備や指導員の養成と、子供にもっとゆとりが必要ではないでしょうか。その点では、学校週5日制が来年度から拡大をされるという点では、新学習指導要領の見直しが必要ではないかと思いますが、その2点についてお聞きをしたいと思います。

○ 指導課長（堀川不可止君） 先生が御質問の2点につきまして、指導課堀川よりお答えさせていただきます。

1点目の教育現場において条約の趣旨をどのように周知させているのか、ということでございます。教育委員会といたしましては、府教委より条約の通知文書を受領し、本条約の趣旨を真摯に受け止め、真に人権尊重を基盤とした教育が行われるよう各学校へ通知をいたしております。さらに、指導部といたしましては、通知内容をもとに条約の中身の理解を深めるため指導主事全員で指導主事研修を行い、その研修内容を7、8月に実施した管理職研修で中間報告をするとともに、各学校園での校内研修等での推進を指示いたしております。

これを受けまして各学校園では、本条約の趣旨を周知徹底するためにはまず教職員の趣旨理解が先決であり、さらに一層児童生徒の人権に十分配慮し、1人ひとりを大切にされた教育の実践が図れるよう校内研修を実施しているところであります。

2点目の学習指導要領改定の問題でございますが、先生が御承知のように、学校においてどのようなことを学習するか基準として学習指導要領があります。社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力校のまとめによりますと、現行学習指導要領のもとでの5日制月2回導入は可能との報告を受けております。

本市としても和泉市学校週5日制推進会議を開催してこの報告を分析検討するとともに、社会の変化に主体的に対応し、自ら考え、判断し、行動するために必要な資質や能力の伸長を重視する考えに立った教育を推進し、子供たちの望ましい人間形成を図る上で好ましい結果をもたらすよう研究を深めていきたいと存じております。

なお、文部省は、完全週5日制実施に向けて検討を推進していく中で学習指導要領の改定が必要である、との認識に立っていると聞き及んでおりますので、御理解いただきたいと存じま

す。

- 28番(猪尾伸子君) ちょっと質問のところであいまいになってしまったんですが、施設整備とか指導員の養成については、今後の課題として強く要望するにとどめておきますので、ぜひ受け止めていただきたいと思います。

今回の中学生の自殺の問題については、当該生徒の普通でない様子とか行動に対して、学校の認識の甘さや適切な対応ができていなかったと厳しく指摘をされております。こういうところを見ると、どんな対策委員会をつくらうか、1人ひとりと呼んで悩んでいることはないか、いじめられているのと違うか、と聞いたところで、先生と生徒の間に信頼関係がないと、生徒たちの本当の姿をとらえることはできないと思います。先ほど、答弁の中で言われましたが、やはり先生と生徒の間に信頼関係をつくるのが何よりも大切なことだと思います。

先生と子供たちがゆとりを持つと同時に、先生が職場で自由にものが言えるという状況でなければ、子供たちが発するかすかな信号に気付くことはできないであろうし、それを感じても適切で機敏な大人たちの連携プレーができないのではないかと思います。

学校週5日制については、本来、子供と先生が学校以外で学ぶ機会を増やし、ゆとりを与えるものではなかったでしょうか。それが実際には、週6日制を前提につくられた新学習指導要領のもとで5日制が導入をされ、さらに拡大をされようとしている。子供も先生もゆとりどころではなくなっているのが現実です。

今、学校で起こっている様々な問題の根底には、新学習指導要領が押し付けられ、子供や先生に負担が大きくなり、細かいところまで目配り、気配りが届かないという現実があるのではないかと思います。和泉市の子供を守り、先生を守り、そして、和泉市の教育を守ろうとするならば、国に対して早急に学習指導要領の見直しを求めていくべきだと思います。

同時に例えば日の丸、君が代に代表されるように大人の間で大きく意見が食い違う問題について、一方の意見だけを子供たちに押し付けることは、自分の違う考えに耳を貸し、自分の意見もはっきり言う子供を育てるといふ、教育本来が持つ役割を文部省や教育委員会自らが投げ捨て、子供の権利条約にうたっている子供の意見表明権を奪うことになると思います。子供たちと一番深いかかわりを持つ学校を楽しい場にするため努力をしていただくよう切にお願いをしておきます。

将来、この条約の精神が市政のあらゆる面に生かされるため、例えば子供政策課というべきものをつくり、子供も参加をする、子供の権利推進会議というべきものまでつくるというそこまでのとらえ方、位置付けをしていただきたいと思います。冒頭、女性政策については、市長の実施の中で具体的に位置付けてしっかりととらえていく、というお考えをお伺いしました

が、子供の問題についても、ぜひそういう位置付けで取り組んでいただくことをお願いをしておきます。

公害問題につきましては、道路開通に伴う環境の変化では、環境保全目標を設定し、大気、騒音や振動の測定については目標値以下である、という御答弁をいただきました。これはいろんな周辺住民の方々の反対運動の中で様々な取り組みをされた結果、一応、その方たちとの取り決め、約束が守られていると理解をしてよろしいのでしょうか。また、その方たちとの定期的な話し合いや報告がされているのかどうか、その辺をお聞きをしたいと思います。

- 交通公害課課長代理（森 貞夫君） 交通公害課の森です。まず、猪尾議員さんのお尋ねの今回の阪和道の供用の前後も含めまして住民さんからの要望を十分聞いているのか。また、それらの環境監視結果等についても報告をしているのか、という点でございます。

初めて本市で高速道路を供用する中、事前事後の調査について、本年度末にも固定監視局を1カ所設置をし、従来からの固定局もございます。2局完成の予定をしております。また、それら以外の地域においても年間、数回の調査を行っております。今回の件では、当然、当初から地元と市の話し合いの場がありまして、供用前後の調査の内容については、十分説明、報告をいただきたいということでございました。したがって、われわれは毎月の結果データの報告かつまた年2回の詳しい説明会を実施している状況でございます。

以上でございます。

- 28番（猪尾伸子君） 地元の方たちに十分説明をされ、報告をしている、ということですが、やはり周辺住民の生活環境を守るという点では、今後も引き続いてしっかりやっていただきたいと思えます。

それから、側道が開通したときのことに移りますが、側道部分については、生活道路であるという点で防音壁の設置が難しいとか、いろんなことがあろうかと思えます。同時にここで起こってくるいろんな問題は、今後のまちづくりや開発が進む中でも起こってくる可能性があります。住民からの苦情、問題が起こった場合の対応、そして、今後のまちづくりとの関係で今、部分的にしかその部署の仕事は見えてないと思えますが、道路の開通、開発の問題、先日の委員会でのバス路線問題あるいは自転車の放置防止に関する問題等、取り組むべき問題が多岐、広範囲にわたっていると思えます。今後のまちづくりが進む中、市民の健康、環境を守るための体制が十分機能できる状態になっているのかどうか、その辺も合わせてお聞きをしたいと思います。

- 交通公害課課長代理（森 貞夫君） 現在、交通公害課では、交通問題、公害問題等に総勢12名で対応しております。公害問題に限定して申しますと、私を含め5名の関係職員で年数回

の測定とか市民から出される苦情等の即応処理に対応してきております。市民からお話があった場合即時対応になりますので、開発が進む中では、計画的、効率的に業務を検討、対応しております。今後とも十分精査をしながら工夫を凝らし、効率化を追求しながら業務を遂行していきたいと考えております。

以上でございます。

- 28番（猪尾伸子君） 体制的には、大変厳しい状況だとおっしゃりたかったんだと受け止めました。限られた中で人員の配置をどうするかは、大変難しいと理解いたします。しかし、議会や委員会ですと出ておりますように、今後とも市長が大きなプロジェクトを進めていくのであれば、また、市の人口や交通量も増えていく中では、ぜひ市民の暮らしや環境を守る体制強化ということについては、市長さんもぜひ前向きに取り組んでいただきたいとお願いをしておきます。

さて、クリーニング工場の件について経過や説明をしていただきましたが、府条例によれば協議案件ではないが、市としては、いろいろ指導してきた、と言われました。しかし、今の御答弁の中にもありましたように、住民の十分な理解が得られていないことも事実であります。

この点では、これまで私も反対の協議会の皆さんからお聞きをしてきました。事業者との話し合いを何とか早くしたいが、いろいろなやり取りの中で話し合いのテーブルに付いてもらえない。私も同席し、市に何とか仲介の労を取ってほしい、一緒に会えるようなテーブルのセッティングの陳情もしてこられました。今の御答弁の中では、近々、文書でなく会って説明をしたいと聞いております、とおっしゃいましたが、今日現在までは、それが実現をしていません。

住民さんとすれば、府の条例では協議物件ではないとか、市としては指導しているんだ、と言われましても、クリーニング工場では、具体的に有害と言われるような物質が使われます。今、建っている建物の真向かい側は、府の母子医療センターです。普通の障害児たちよりももっと障害や弱い点を抱えた子どもたちの医療施設です。そこで公害が必ず発生するとは言いませんが、公害が発生する可能性を持つ企業が来ることに住民が不安を持つのは当然ではないでしょうか。それについてどういう規模で、どんな薬品が使われるのか。その薬品についての安全性とか、私に相談に来られた方たちは、それに関する専門知識を全くと言っていいほど持っておられません。

私自身も詳しい中身は知りません。皆さんと色々な勉強をしてきましたが、事業者はそこで生産活動をし、事業活動をされるのですから、当然、周辺の方たちに理解を得るための説明

会等をすることは、規則の問題ではなく、社会的、道義的な責任だと思えます。その努力をしてこられなかった点は非常に遺憾に思えます。住民さんがこれまで文書でいろんな申し入れをしたが、誠意ある回答は返ってきていない。私は回答書も見せてもらいました。住民さんが、この薬品についてはどれぐらい使われますか、機械はどんなものをどれぐらい入れられますか、あるいは周辺の交通状況はどうなりますか、と具体的な質問を出されています。

それに対して、法の枠内で対処します、公害は発生させません、という抽象的な文言での回答しか寄せられていません。住民の不安に具体的に誠意をもって答えようとされていない。だからこそ、市に対して会えるよう仲介の労を取ってほしい、という申し入れをされたわけです。市がどこまでできるのか。規則で言えば禁止する要件は何もないでしょう。当然、開業されるでしょうが、それ以後、市がどこまで指導力なり権限を持って対処できるのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

○ 交通公害課課長代理（森 貞夫君） 当初から住民さんが事業者との話し合いを要望していたがなかなか折り合わず、不十分な状況であったとお聞きいたしました。ただ、われわれとしては、法条例のもとで業務をしております。公害部局を担当するものといたしましては、従来より法条例以上の指導をするという観点で業務を行っております。

今回もボイラーについてはA重油ということ事業者の提示がございましたが、従来から新しい事業者については都市ガスという、煤塵並びにNOx等の低減を図れるような燃料にしてほしい、ということの基本を持って指導をしております。また、騒音、振動等の機器についても法条例の基準の適用のみでなく、可能な限り住居基準を順守するべく対応してほしい、という要請もしてまいりました。

ただ、住民さんとの話し合いが文書という形になった中で十分な説明かつまた専門的な内容もございまして、直接お会いする機会が少なかったということがあった中で今回の今回、遅まきながら働かせていただいたわけでございます。今後は、そういう不都合がないよう、住民さんの不安に十分こたえられる形でもって事業者と住民さんの話し合いの接点をつくっていくことに努めたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○ 28番（猪尾伸子君） 今までの経過を踏まえて御答弁をいただいたわけですが、本当に住民さんが安心できるよう行政も事業者との間に立ってコミュニケーションが図られ、開業した後も住民さんに不安のないよう十分な指導をしていただきたい。また、今回の市が持っておられる様々なデータについて、住民から要望があれば、それはお出しいただけるでしょうか。

○ 交通公害課課長代理（森 貞夫君） 現在、私どもが所管するところでは、事前協議の中で府条例にあります設備基準について指導をするわけです。その中でテトラクロロエチレン通称

パークレンの物質の測定についても事業者から了解をいただいております。これはもちろん、法条例には規定はありません。

かつまた設備の内容等につきましても、事業者の事業活動の内容が明らかになり過ぎるということで、事業活動を守る観点からどの機械がどれだけ据えられ、溶剤をどれだけ使い、というような形の中身については若干、公表はしがたいということでございます。今後の立ち入り調査、事後の事業者の指導は当然、やっていきますが、その辺の内容につきましては一定、御説明をさせていただく部分もあろうかと思っております。ただ、詳細な内容につきましては、事業活動の観点がございますので難しいものがあるということでございます。

- 28番（猪尾伸子君） 出せる資料と出せない資料があるということは、私も理解をいたします。その点は、住民さんもこれまでも節度ある交渉をしてこられたと思います。その辺では、お互いに理解を深めるということで交渉が進んでいくよう市としても仲介の労を取り、今後、住民さんの不安が完全に払拭できるよう、大変ですが、ぜひ力を貸していただきたいと思っております。

以上をもって終わります。

-
- 議長（松尾孝明君） 次に、12番・大谷昌幸議員。

（12番・大谷昌幸議員登壇）

- 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。まず、要旨の説明をさせていただきます。

1番目には、JR対策です。関西新空港が開港し、特急列車が1時間に2本も運行されるようになりました。今までから開かずの踏切と言われているところがあちこちにありますが、これがさらに長時間閉鎖されたままになっております。私は和泉府中駅が近いものですからよく行くのですが、かつて柏議員さんからも北信太南1番踏切の御指摘がありました。今後、この対策についてどのようにJRと交渉していくか、理事者側の心構えをお聞きをしたい。

次に、2番目の学校の冷房の設置についてでございます。これは教育の観点上クーラーを入れることの議論はさておき、特に今年のような非常に暑い真夏には、先生方が苦勞しておられます。2学期が始まり運動会の練習をするようになって毎日、真夏日が続いている状態では、先生方にとって非常に苦痛であろうかと思っております。せめて職員室だけでも冷房装置をしてあげるのが当然ではなからうか。同じく給食に従事しておられる方々も暑い中で火を使っておられますので、お昼御飯を食べる時間だけでも、クーラーが効いているところで過ごさせてあげたらと感じます。この対策をいかにお考えでしょうか、お聞きをしたいと思っております。

3番の市制施行記念行事についてであります。市長もいろんな会合のあいさつで来年は市制

施行40周年云々と言われておりますが、どのような記念行事をどのように行おうとしておられるのか、そのつもりについてお伺いをしたいと思います。

次に、4つ目の友好都市提携についてでございます。現在、和泉市は、ブルーミントン、南通、そして、一番近くのかつらぎ町と3つのところと友好都市提携をしておりますが、それぞれに友好都市提携をしてどのようなメリットがあるか。お互いの利害、害よりもいかに利を得るかが友好提携の目的ではなかろうかと思えます。これについては、どのように和泉市に利点があり、相手さんに利点があったかをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、5つ目のグリーンランドについてであります。昨年10月24日にグリーンランドの竣工式が行われ、1周年がたちました。その間、このグリーンランドがいかに利用され、所期の目的がどのように達成されたか。ふるさと創生に向けて設置されたわけですが、この1年間の実績について承りたいと思えます。

以上、簡単ですが趣旨を申し上げ、御答弁のいかんによりまして、自席よりの再質問の権利を留保させていただきます。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 交通公害課参事（黒川一成君） 1番目のJR対策について、交通公害課黒川より回答申し上げます。

本年9月、関西空港が開港いたしまして、これに合わせましてJR阪和線でも特急「はるか」が走り、各踏切の遮断時間に影響が出てきたところでございます。本市でも従来の遮断時間の問題に加えまして、開港後の道路の渋滞問題等を懸念いたしまして、JRにその対応を要請してまいったところであります。

JRの対応といたしましては、開港までに新しい自動運転制御装置ATSP装置を導入し、この装置の機能を活用することによって遮断時間の短縮を図ると聞いておりました。このような装置の設置工事につきましては、開港の9月に間に合わすということでしたが、本年11月にその工事がおくれればせながらも完了したと聞いてございます。

この装置の導入によりまして、開港後の総運転時間の中で約1時間短縮された、という結果を聞いてございます。それでも従来の運行時間の遮断に勘案しますと、若干の改善にはつながっているものでございますが、渋滞問題そのものが抜本的に解消した状況にはなっていないものでございます。今後ともJRに対しましてより一層の改善対策等に努めていただくよう、引き続き当課の方で要請してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。

- 管理部総務課長（田丸周美君） 職員室等への冷房設置につきまして、総務課田丸よりお答え申し上げます。

職員室等への冷房設置につきましては、学校現場からの要望もございまして、その必要性につきましては認識をいたしております。

なお、今後とも先生の御指摘も踏まえ、教育環境の充実に努めてまいる所存でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 次。

- 秘書課長（木寺正次君） 市制施行記念事業に関する大谷議員さんの御質問に秘書課木寺からお答え申し上げます。

平成7年度は、本市にとりましてまさに画期的な年になるものと存じております。特に21世紀を間近に控えまして本市のさらなる発展のため、来年度におきましては、一定規模の記念事業を開催いたしたいと考えてございます。

庁内組織でございます40周年記念事業企画委員会で現在、企画立案中の主な記念事業といたしましては、3月31日から4月8日まで和泉中央駅周辺を会場とする「いずみまちフェスタ95」や9月初旬に開催いたします40周年記念式典など特別事業11件、また、市民祭盆踊り大会や商工祭などいわゆる従来から実施しております事業に冠を付ける冠事業を19件予定させていただいております。現在の社会情勢等に鑑み予算的な制約もございしますが、厳粛かつ意義のある記念行事にしたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、姉妹都市提携についてお答え申し上げます。関西国際空港の開港あるいは中国南通市、米国ブルーミントン市あるいは和歌山・かつらぎ町との友好都市提携によりまして、市民の内外における国際交流に関する理解や関心が高められてまいりました。

私は、国際交流と申しますのは、人と人との交流が基本であると考えております。そういった観点から友好交流、姉妹交流を核といたしまして、市民レベルでの友好を深めていくことが最も大切であり、最大のメリットではないかと考えてございます。お互いの市民交流を通じ人と人との交流を深めることが、今後の和泉市が世界あるいは近隣との友好平和あるいは相互理解を深めるものだと考えてございます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。

- 青少年の家所長（久保喜代治君） グリーンランドにつきまして、社会教育課久保よりお答え申し上げます。

昨年10月オープンから現在までの実績ということでございますが、延べ人数にして約1万

7,000～1万8,000人でございます。冬とか秋とかいろいろございますが、ウイークデーの平均として約40～50人、日曜祝日は平均150人ぐらい、多いときは350～400人来られます。

以上でございます。

- 12番（大谷昌幸君） 1項目ずつ再質問をお願いしたいと思います。

まず、JR対策についてでございますが、先ほど、交通公害課の方から御答弁をいただいたわけですが、私事で恐縮ですが昨年12月21日、冬至の日に梅田のJR西日本の本社まで行って参りました。たまたま紹介者を仲に入れた関係で、運輸部長という方が約束してあった時間どおり会っていただきました。

御承知のようにJR西日本は、旧国鉄から分離されたものでございます。だから、なかなかそう簡単には人と会わない。その後、阪和線担当の天王寺の支社に行っても同じような状態です。そういうところにあつて大変失礼で御容赦願いたいのですが、交通公害課と言つて行つてもなかなか会つてくれません。向こうは、公害なんて絶対に考えておりませんからね。われわれは、国民、市民の便宜をよくするためこの鉄道の運営をしているんだ、というれっきとした信念を持っています。だから、公害課やなんて言つて行つても、何を言うてきたのか、近くの駅へ行つたらどうか、と駅長すら会わないのではないかと思うわけですよ、私の体験上ではね。

市長、私は今までから府中南2番踏切、いわゆる国道480号線のことについて申し上げておりますが、これだけではありません。和泉市どこへ行つても交通渋滞があります。だから、もう少しかつちりした企画調整課でやるとか、できれば市長か助役あたりを窓口にし、始終JRと折衝を持っていたらだかないと、とてもわれわれの期待に報いられることはないと思います。その点についての決意の御答弁をお願いいたします。

- 市長（池田忠雄君） 御指摘、ごもっともな面がございます。確かに国鉄当時の体質がJRという民営化されましても残つておりまして、役所的な発想が強いのは承知をいたしております。私も昨年、JR西日本の本部長に会いましていろいろと提言をし、お願いをしてきた経過がございます。また、近く組織が変わりまして、大阪の支社長に会うようになっております。

ただ、担当窓口としては、一応、交通問題でございますので交通公害課に所管をさせていただきますが、大事な局面では、市長として私が先頭に立つてJRと折衝してまいる決意しております。全庁挙げての問題にも発展をしますので企画調整課も連帯させ、アンダーな問題では道路課にも連帯をさせていく。窓口は交通公害課ですが、私の指揮、直轄のもと、場面、事柄によっては横の連携を十分取らせ、御指摘のような体質のところを相手でございますので、今後とも市民の要望に沿つて私が先頭に立つて攻め込んでまいりたい、このように存じております。

○ 12番（大谷昌幸君） 市長から心構えをお聞きをいたしましたので、強く御期待を申し上げます。まして1番を終わります。

次に、2番目の学校の冷房設置ですが、私なりに30校ある学校の先生の数を調べましたが、今、水冷でない空冷のかなり強い馬力の冷房装置ができております。大体、1校当たり300万円ぐらいあればできるだろうと試算をさせていただいています。30校入れて9,000万円。ぜひとも実現されるよう教育委員会、特に教育長にお願いしたいと思います。

合わせて先ほどお願いしました給食の炊事婦さんの部屋、これは4、5人ぐらいと思いますので、普通の家庭用の2,200Kカロリーか3,300Kカロリーで十分であると思います。再び答弁は求めませんので、よろしくお願い申し上げます。

次に、3つ目の市制施行記念行事ですが、今から周辺の例を申し上げますので、十分お聞き取りいただきたいと思います。まず、岸和田市ですが、大正11年11月1日（1922年）に市制を施行、一昨年の1992年に市制70周年記念事業を行われました。元競馬場の岸和田中央公園にシンボルとしてモニュメントを設置されました。その中にタイムカプセルを入れ、30年後の市制100周年に開封しようと銘盤に彫り込んでおります。余談ですが、そのときにエコー葉書というものを発行しております。昨年の1月23日か24日に郵便料金が改定されましたが、それ以前ですから41円で発行しております。

あとのところは全部昭和になってからですので、今年は昭和69年ということ念頭に置いて計算してください。忠岡町は、去る10月28日に町制施行55周年記念をされました。忠岡町は、昭和14年10月1日に町制を施行しております。

次に、泉大津市ですが、昭和17年4月1日に市制を施行され、50周年を一昨年の昭和67年にされました。

貝塚市は昨年5月2日、全部のだんじり30台を出して連合曳きをしました。貝塚市は、昭和18年5月1日に市制を施行しております。したがって、昨年の昭和68年5月1日に50周年記念事業をしたわけです。

次に、高石市ですが、ちょうど和泉市より10年後の昭和41年11月1日に市制を施行しております。秘書課の課長にお聞きをしましたら、再来年の昭和71年に市制30周年事業をやるつもりはありますが、まだ具体的な作業は何らありません、という御返事をいただいています。

それから、今年8月9日の職員組合さんが出している「日刊いずみ」に載っていました昭和20年の長崎被爆49周年。

滋賀県長浜市は、昭和18年4月1日に市制施行し、昨年50周年記念事業をやりました。その50周年記念事業の1つとして「寅さんシリーズ」の「男はつらいよ」の第47作を長浜市におい

て撮影したという新聞記事があります。

それから、東海道新幹線で「こだま」が停車する掛川という駅があります。この掛川市は今年、約20億円を掛けて新しく木造の天守閣をつくりました。掛川市は、昭和29年3月31日に市制施行。その25周年の昭和54年4月1日に掛川市生涯学習都市宣言をしております。

まだまだ例はありますが、肩の凝らない例として宝塚歌劇が今年9月9日に80周年記念になりました。大正3年(1914年)に創設されています。

次に、阪急電鉄の主催でハイキングをやりますが、それが60周年。昭和9年(1934年)です。

大阪センチュリー交響楽団が1989年12月に設立され、この年末に5周年記念で「第9」をやる。

もっと大きなやつになりますと、今、京都市が平安京成立1200年祭をしております。西暦794年に平城京から都が移った今年が1200年だということです。

つい最近、12月9日の新聞ですが、アメリカでは来年が終戦50周年になるので記念切手を出します。実は、1991年から5年計画で毎年、第2次大戦記念切手シリーズを発行しております。来年が5年目の仕上げになります。原爆のキノコ雲の図案が物議をかもし、入れ替えるということになりました。

御承知のように地球が今年の今日から来年の今日までかかって太陽の周囲を1周したら1周年、2周して2周年です。3周して3周年です。それで計算すれば、果たして来年が和泉市市制施行40周年になるのでしょうか。事務局から支給された市議会手帳の後ろに載っています全国の市を基礎に調べ上げたんです。その中では、和泉市の市制施行が昭和31年9月1日になっております。それから計算すれば、来年は果たして40周年でしょうか。どうですか。

こういう考え方があります。皆さん方のほとんどは仏教です。もし、今日亡くなられたらとすれば来年は1周忌ですわ。次の年は、2周忌とは言いません。3回忌です。市営葬儀をやる、「忌」というのを書いて表に張りますね。いわゆる「忌中」です。その日から太陽の周囲を1周すれば1周忌。2周したらなぜ3回忌と言うか、亡くなった日が第1回の忌です。次が第2回の忌、その次が第3回目の忌やから3回忌です。仏教は全部その数え方でやっています。例えば50回忌だと丸49年。今年の広島原爆の8月6日は50回忌でしたが、新聞には50周年やということとは全然書いてません。

もうちょっと例を挙げましょうか。和泉市は真言宗が多いので、あえて空海、弘法大師を挙げます。弘法大師は、西暦774年生まれで835年3月21日に御入寂になった。今流で満61歳。それで20年前の1974年に生誕1200年の祝いを高野山を中心に真言宗でやっています。そして今度

は10年前の1984年（昭和59年）に弘法大師御入寂1150年御遠忌を盛大にやっています。ということは、835年に亡くなられて1984年ですから、数えて1150年、満で1149年になります。

市制施行記念をどこも探ってみたのですが、仏教のやり方でやっているところはないんです。そこで、来年が果たして市制40周年が本当であるかをお聞きをしたい。

○ 秘書課長（木寺正次君） 御指摘痛み入ります。本市は、昭和31年9月1日に市制施行をしております。ちなみに10周年の記念式典を40年9月1日に実施しており、それ以降5年刻みで実施してまいったのが実態でございます。35周年につきましては平成2年9月1日。30周年は昭和60年9月1日に実施しておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 12番（大谷昌幸君） それは私も調べてわかっています。10年前のときに市長から感謝状をいただいています。どこで間違いが起こったのか知りませんが、この際、どこの市でもやっているやり方に戻すわけにはいかないのですか。仏教の数え方でいくのですか。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろと大谷議員さんから御指摘をいただいて痛み入ります。市制施行以来数えて何周年ということで歴代まいているという歴史の重みがございます。私どもとしましては、これは数えの年だということは万般承知の上で、今まで5年刻みの数えでやっていたという経過がございます。現状の中では、来年が40周年ということで市制施行記念をやらなければならないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○ 12番（大谷昌幸君） これは平行線になりますので、何も来年やったらいかんということでないが、どこともがやっているような仕方でやってほしい。仏教の考え方で亡くなった仏さんを祭るような記念行事は、何か考え方が間違っているのではなかろうか、という御指摘をさせていただきます。最初にそういうことでやったにしても、立派な御人格の池田市長の折に改めていただくのも1つの方法やと思います。何も前者の轍をそのまま踏んでいかないといけないことはないはずで、「和泉市の記念事業は1年さばを読んでいるが、何か仏さんを祭っているのか」と言われたくないがために指摘をしているんです。

この議論については、これで終わっておきます。

4番目の友好都市提携ですが、ブルーミントンとうちの場合はええと思うんです。ただ、ブルーミントン市は、農業も相当していますが、和泉市農業協同組合、JAとのつながりが全然ないんですね。JAの方もブルーミントンと話をさせていただくことを考えないかんと違いますか。

もう1つの南通市は、今年、私も行かせていただきました。暑い最中でした。そのとき、市長も田中助役もお出でにならなかった。向こうさんは、少し不満な感じがしましたよ。杉本教

育長は昨年も行っておられる。向こうさんから企業の進出をしてくださいよ、という表現があったはずですよ。先方は、物見遊山的な観光に来ることは余り歓迎してないように思いました。やはり企業の進出を待っているように感じました。今後は、その点も踏まえていかないといけないと思います。前のときは、先方の市長が調印するため来られたのですから、当然、こちらから市長なり助役が来るものだと思っていたと感じます。向こうさんがそれとなく御不満があったのではなからうかと、遅まきながら訪中の御報告を兼ねて申し上げておきます。その点も十分お考えをいただきたい。

それから、グリーンランドですが、先ほど、利用状況のお話がありました。私の行く日が悪いのかどうか知りませんが、今年の7月9日の11時過ぎに行きました。そのときはカンカン照りの暑い最中でした。2人や3人ならどこかの樹木の陰に入れますが、どこも入るところがない。全くの炎天です。上り坂のみかん畑の付近は全然日陰がない。これでは一度来たら二度と来ないなと思いました。今度は、10月2日に行きましたが、まだ暑さが残っていました。女の人が親戚の子供を連れてきていましたが、その方と会っただけ。それから11月20日午後3時半ごろ、観光バスが2台ほど下って行きましたが、上の芝生広場で3人か4人の子供がボール遊びをしていました。そういう状態です。

たしか以前にいただいた資料では、トータルで4億4,000万円ほど要っているはずですよ。間違っていたら指摘してください。最初の平成3年の第4回定例会の12月19日に1億4,523万円の工事請負契約が出ています。この工事については、「大体、7カ月で全部完成します」という答弁ですよ。それがずるずると延びて全部できたのが今年の10月24日、実に2年近くたってます。そして、1億4,500万円が3億円も上積みされ、4億4,000万円になっているんです。それが議会に出てこない。それでええのかなと思います。それだけ工事代が高く付くものですか。

以前にも例に出しましたが、この南の和泉葛城山に和歌山県粉河町が「ハイランドパーク粉河」をつくりました。このトータルが4億4,187万円ですよ。同じようなものです。ここにどれだけのものがあるか。80段ほどの階段を上っていくと展望台があります。大人200円、小人100円の入館料を取ってます。その横に管理棟、土産物を売っているところ、ちょっとしたレストラン的なものとか喫茶店、その横にゲートボール場が2面あり、トイレは水洗で相当大きい。下手の方の汲み取りのトイレもグリーンランドのトイレよりも立派ですよ。同じ4億4,000万円使ってなぜこれだけ違うんですか、確かめたい。議会で許されるならば、両方をスライドに撮ってきて映させてもらえばよくわかっていただけると思います。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下からお答え申し上げます。

粉河町の施設と和泉市のグリーンランドの違いですが、まず、地形的に異なっております。私どもの槇尾山頂の芝生広場をつくるに当たりまして5 m近く山の土のカットをいたしました。その搬出等の費用がかなり掛かっております。

それから、芝生広場までの通称「五つ辻」と言われているところでは、みかん畑等の農道が狭いながらもありましたので、それを拡幅する形でやりましたが、その芝生広場から頂上の展望台までにつきましては道路がなかったので、道路を切り開いて行ったというのが実情でございます。また、道路を切り開くに当たりまして、岩混じりのところでしたので、地盤の弱い部分についてはのり面が崩れたりし、その復旧費と工期的にもかなり掛かりました。オープン後の危険防止の意味からも植生肥培行為とか土止め擁壁等の設置に思わぬ工事費がかさんだのが実情です。

粉河町につきましては、なるほどいい施設です。レストランや喫茶店、管理棟なども立派です。私も2回ほど行って見て来ております。向こうの工事担当課長さんにもお尋ねをしました。一番良い印象を与えたのは道路です。その道路につきましては以前、自衛隊が使っていたものを県が譲り受けて舗装されたと聞いております。それについては、4億5,000万円かの費用には含まれていないということでした。そういう点が、和泉市と粉河町の違いではないかと思われます。

以上、御理解願いたいと思います。

- 12番（大谷昌幸君） 私が見るのに億劫なぐらいの資料をくれました。簡単に申し上げても、自衛隊が付けた道は林道ということで、たしか貝塚市、泉佐野市、岸和田市、粉河町、かつらぎ町で議会をつくって組合でやったので別です。含んでません。しかし、この粉河町の要約した資料には、管理道整備948mとちゃんと入ってます。私どもの方は5haでしょう。その10倍の50haあるんですからね。その中にはぎざぐ階段の道路もあれば、普通の道路もかなりあります。その管理道が948m。遊歩道設置3,239m。グリーンランドは、下から上まで計ったことはありませんが、歩いて上がった感じでは精々1.5 kmぐらいと違いますか。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 1.6 kmです。
- 12番（大谷昌幸君） 全然話になれへん。粉河町の方は倍ですがな。それになぜこれだけ違ってくるのか。雨が降って山崩れが起こったので、すぐにそれを補強するのに補正予算として、平成5年度の8月26日から9月30日の工期で926万4,850円をのり面復旧工事費として出しています。そのとき、私が指摘をしました。今まであった木を全部切り取ってないんやからね。最初の平成3年の工事請負契約が出てくる朝、現場に行って来たんです。そのときの感じとところと変わって全部はげ山になってます。これはきっと山崩れが起こると思いました。

そして、さらにその復旧工事をやりかけて半月後の平成5年9月9日にまた956万3,550円を9月30日までの工期で、終わりを同じ日に切つてのり面補強工事費を出しています。両方を合わせれば約1,900万円になりますが、どういうわけですか。最初の工事をやりかけたら、業者から「まだ補強工事をしないと崩れまっせ」「さよか、また出しまっせ」とそれほど軽々にカネを出せるんですか。市長、あなたが決裁したんですか。

- 都市整備部次長（山下喬三君） 再度、山下からお答え申し上げます。

当初は、石積みとかブロック積みで行ったわけですが、専門家にいろいろお尋ねしたところ開設後に危険があるということで、植生盤、いわゆる下に金網を張りまじて土が崩れてこない落石防止をのり面に施したわけでございます。これにつきましては、2回目の956万3,550円でございます。

以上でございます。

- 12番（大谷昌幸君） また、平成3年12月19日に戻りますが、私の質問に対して当時の担当者が「ちゃんとコンサルを入れてしています」と答えています。コンサルを入れたら、図面に基づいてこれだけします、となったんでしょう。それで、先ほどの工事請負契約の1億4,523万円が出てきたんでしょう。それで、やったら崩れたから出しました、また、崩れたからやり直します、ということでは、何のためのコンサル料ですか。この1億4,000万円以外にコンサル料や設計料があるはずですか。このようなあやふやな工事のやり方でいいんですか。

粉河町の人口は知りませんが、かつらぎ町より小さいから2万足らずでしょうが、そこがこれだけのものをちゃんとしている。この中の設計は細かく書いてます。電話でお願いしたら、向こうの課長さんがすぐにファクスで送ってくれました。税金のむだ遣いと言い出すと切りがないのですが、4億4,000万円も入れながらどれだけの人が利用してくれてるか。教育委員会で聞くと、たしか7校と思います。30校のうちの7校、30分の7しか行ってない。率にして2割。上がっても何もない。天気ならば、展望台からは空港は見えますが、ガスがかかれば全然あきませんわ。

この請負契約が出る日に行ったとき、きじの鳴き声まで聞いた小川へ抜ける道、20段ほどのぎぼく階段をつくって五つ辻へ抜ける道が全部通行止めです。なぜ通行止めにしたかは聞きません、おおよそ理解できるからね。ハイカーがしんどい目をして上がっても日陰がない。一服する場所はどこにもありません。涼しい方へ抜けようか、下ったら小川へ行くな、そこはフェンスを張ってしまつて通行止めですわ。上へ行って五つ辻へ抜けようかとしても、そこも通行止めです。これでは森林浴コースでなく、日光浴コースですよ。真夏の暑いさ中にわざわざここまで来て日光浴をしなくてもええ。この4億4,000万円は許せない。市長、これを決裁した

の。

- 市長（池田忠雄君） いろいろと御指摘をいただいておりますけれども、これらは山の上の工事ですので、思わぬこともいろいろあったと聞いております。それらについては、それぞれ年次計画を立ててこの工事を完成をさせていただいたと記憶をしております。

したがいまして、粉河町と比較しての御意見もあろうかと思えます。私自身はよう行ってませんが、前に議員さんの御指摘をいただき、「すぐ見てこい。どこが違うのか、どうなっているのか」と担当を走らせ、その時点で報告を聞いております。確かにうちの方が高く付いているかも知れませんが、少なくとも粉河町の立地条件なり県がした工事とか、本市との違いがございますので、その辺で費用の点が違う点があったのではないかと理解をしております。今、いろいろと御指摘をいただいております点では、本市の担当としては、ふるさと創生事業を発端にしてより良いものをつくっていかうという熱意で難しい地形で取り組んでまいったという経過がございます。

先ほど、利用者について御説明をさせていただきましたが、議員さんが行かれた日時の利用者の数はいかか知りませんが、少なくともこの1年間、1万7,000余の方々に御利用いただき、自然に親しんでいただいた効果はあったのではないかと。山地のことで思わぬ地滑り防止等多少割高になった点はあるかと思えますが、基本的には、適正な執行をその時々させていただき、今日に及んでいると承知をさせていただいておりますので、御理解をいただければありがたいと存じます。

- 12番（大谷昌幸君） 1億4,000万円の工事請負契約をしていたら、あとそれ以上の金額は何ぼ注ぎ込んでもよろしいのか。思い付きで足していつているわけでしょう

- 都市整備部次長（山下喬三君） 再度、工事関係についてお答え申し上げます。

平成3年度の1億4,523万円につきましては、第1期工事として入札で施行しました。これは土木工事、擁壁、調整池の工事でございます。

平成4年度においては、第2期工事として展望台築造工事とかトイレ建築、ポンプ設備、道路工事を発注してございますが、これらについては、第1期工事に次いで2期目でございますので、随意契約で行ってございます。この工事費につきましては、8,702万8,820円でございます。予算化も全部しております。アクシデントの分については、補正予算等をお願いをしたという経過がございます。

以上でございます。

- 12番（大谷昌幸君） 一度ツバを付けたら次々と足していった。それ以上のことはよろしい。私は根性が悪いのか知りませんが、今年の梅雨にどっと大雨が降ったらおもしろいな、きっ

とどこかが崩れると期待をしていましたが、あにはからんや、今年は大雨がなかったのでもまだ持ってます。しかし、今度また崩れたらどないしますか。

それと、この保証はどないなってますか。それから、11月時点で気が付いたんですか、ぎぼくの土が流されてしまい、蹴込みのところの土がないところが何カ所か出てますよ。今、いろんな計算機やワープロなど何万円程度のものを買ってもメーカーは1年間保証してますが、この4億4,000万円入れて何年の保証があるんやろうか。

それから、教育委員会が手が回らるので、管理される方も3人が張り付けましたな。その方もおられるはずですわ。ぎぼく階段のところを歩いてみなさいよ。土が大分抜けてます。上りはまだええが、うっかりと下って来たらえらい目に遭う。たまたま私の目の前で降りて来た子供がひっくり返ったんやから。下りは注意とかの指導表ぐらいは付けてやってほしい。

○ 青少年の家所長（久保喜代治君） 教育委員会の久保でございます。管理面で御指摘がございましたが、昨年10月24日から一応、シルバー人材センターにお願いし、青少年の家の職員が先頭に立って一生懸命に努力をしております。先生が御指摘のぎぼく階段のところでございますが、常にシルバーさん2人と私どもで応急措置とか、一番重要なところを努力しているところでございます。利用者の不安がないことを最大念頭においてっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 12番（大谷昌幸君） それはわかってますよ。だから、最初に教育委員会に「そんなものもらいなや」と言うたんです。久保所長さんが一生懸命にやったださることはありがたいが、あんたの今までの仕事にプラスアルファが付いたわけで、どっさりと給与が上がったんやったら別やけどね。結局、議場で指摘されて損をするだけや。私が聞いているのは、わずか何万円のものでも1年間の保証書が付いているんやから、4億4,000万円入れた工事に何年間の保証が付いているんですか、と聞いてます。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁は的確にお願いします。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 工事についての担保期間は満1年でございます。

○ 12番（大谷昌幸君） 今、言うてますぎぼく階段の土が落ちてるところなどは早いことやってほしいと思っておりますが、1年過ぎたらアウトですか。そういうことも含めて最近、特に公共建築が高いと建設省自身が30%ほどダウンせないかんとやうている時期ですからね。粉河町と比べて同じ金額でこれだけしかできないのか、一体、どこにカネを使ったのか、何というカネの使い方をしたのか。もし、一般市民に知れたら恥かきもこれ以上ないという状態ですわ。まだ、市長は見に行っていないのと違いますか。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただくところでございますが、議員さんのお立場

から見ておられるグリーンランド、それから、利用者あるいは地元からのグリーンランドに対する見方は、良いものをつくっていただいた、和泉市の名物ができた、という御評価もいただいております。その意味では、この投資に値する良い施設であるということで、今後とも十分運営をさせてもらわないといけないと聞かせていただいております。そうした御評価もあるということをご率直に申し上げておきたいと思っております。

- 12番（大谷昌幸君） 私は、このグリーンランドがあかん、とは一言も言うてません。なぜ4億4,000万円入れてこれだけしかできなかったのか、と申しているんですよ。その評価を指摘をしているんです。日陰もないような森林浴コース、木のない森林浴コース、それに4億4,000万円も入れてええのか、ということです。

もう一つ、ついでに言いますと、粉河町には駐車場などに水銀灯が13カ所付いています。うちの電気工事は、たしか関西電力がすべて負担してくれたと思いますが、あれはただやったんやね。私は、関西電力の人が来て電柱を立てて電線を引いているときに行き合わせました。上まで電柱が48本ぐらいありました。「いや、あれは関西電力が全部持ってくれました」「それはようできているな。ありがたいことや。ただほど高いものはないかも知らんけどな」と冗談混じりで話をしました。それすら入ってない。粉河町は13カ所の水銀灯まで入ってるんですよ。和泉市は何というおカネの使い方をしたのか、という評価をしているんです。

- 市長（池田忠雄君） 粉河町の施設につきましては、私も担当を走らせて見に行かせました。本市との施設の比較では、向こうは県が道を付けているし、いろんな立地条件の違いがあることが1つのポイントだと思っております。本市も、その4億4,000万円の投資に値する良い施設をつくらなくては行けないということで一生懸命に担当も努力をしております。いろいろと御指摘は痛み入りますが、そうした粉河町との違いについては、率直に報告も聞いておりますので、申し上げておきたいと思っております。

- 12番（大谷昌幸君） 何回言うても一緒ですが、人が見るのと自分で見るのとでは違います。「百聞は一見に如かず」という言葉もあります。市長はまだあと1年間務める、と言われておりますので、ひとつ一度、見に行ってください。そして、同じ4億4,000万円でいかに違うか。私はいつでもガイドをしますからね。とにかく、市長が決裁をするについてももう少し考えてもらわないと、こんな工事をしているのは、和泉市は何ぼおカネがあっても足りませんわ。もっとうまくやってくれたら、1億や1億5,000万円ぐらいは浮いていると思います。先ほど、私が教育委員会にお願いした30校の職員室と給食室にクーラーを付ける分も軽く浮いてくるはずですよ。おカネは使い方によってどないでもなるというのはこのことです。一度、見て来てください。また、改めて質問をしますので、その感想をお聞かせいただきたいと思います。

議長、どうもありがとうございました。終わります。

- 議長（松尾孝明君） ここで、一般質問の途中でございますが、暫時、休憩をいたします。
（午後3時00分休憩）

（午後3時23分再開）

- 議長（松尾孝明君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

18番・赤阪和見議員。

（18番・赤阪和見議員登壇）

- 18番（赤阪和見君） 18番・赤阪和見です。1点目の市政運営体制についてであります。当議会開会の冒頭の市長のあいさつの中で、坂口助役の進退についての報告並びに市長自身の今後の方向についてお話がございました。市政運営の最高責任者としての市長が、市議会2回の定例会にわたって「熟慮中」と言われましたが、現在、市民生活向上のための重要課題が山積する中で、一時も止まってはならない行政運営が一番必要なときであります。市長、あなたの優柔不断の姿が、市民の行政に対する不安と不信を生む元凶になるのではないのでしょうか。

また、市長は、私事において皆様方に心配をお掛けし、と言われましたが、私は市長、あなたの先行きに何も心配をしておりません。個人のことは、個人で責任をとるべきであります。しかし市長、あなたは市政運営の最高責任者であり、あくまでも市民が主体者であります。平成7年度予算編成を前に、次の新しい年頭を前に、今こそ政治家としての決断をし、希望と夢を与え、市民の生活に中に先行きの見える市政運営体制を整えるときであろうと思いますが、いかがでしょうか。

次に、前回の一般質問に続いて小型合併処理浄化槽設置整備事業の区域の拡大と管理助成の新設であります。事業の必要性、効果等は今までに申し述べておりますので、端的に質問をさせていただきます。

まず、助成区域の拡大についてはどのような検討をされ、今、どこまで進んでいるのか。また、その区域についても、達成目標をいつごろに置いているのかも合わせお答え願いたい。

次に、合併処理浄化槽管理助成については、公共下水道設置の予算との平等性を図るために必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

これら2点を一挙に解決するような通知が自治省から出されたと聞いております。それは市町村が公営企業により行う戸別合併処理浄化槽の整備及び維持管理についてではないかと思えます。その通知について検討されたことがあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

12月「広報いずみ」に第3次和泉市総合計画策定に向けてまちづくりのための市民アンケート

ト調査結果が掲載されておりますが、その中で全市的に満足度の高いものとしてごみ収集が56.1%とありましたが、この点についてお伺いをいたします。どちらでもない18.8%を加えると、実に74.9%にもなりますが、ごみ減量課としてどのような分析をされているのか、お聞かせ願いたいと思います。この数値をとらえ、今後のごみ収集についてお考えがあれば合わせてお答え願いたいと思います。

また、リサイクルセンター設置については、昨年の調査以来どのように検討されたのか、お答え願いたいと思います。

最後の開発行為に係る諸問題についてであります。中央丘陵、コスモポリス、トリヴェール和泉等の開発に係るいろんな規制、用途制限が決められ、また、全市的な見直しも行われようとしております。これらは秩序ある利用によって騒音、悪臭、日照妨害などのトラブルを未然に防ぎ、住み良い生活環境をつくるためのルールであり、制度であります。しかしながら、これらを見直し、行政には正規の書類を提出しながら許可を取り、現実には、それとは全く違う違法な建築物を建てる業者もあります。このような業者に対し、市窓口としてどのように対処しようとしているのか、お答え願いたいと思います。

また、昭和40年当時でありますか、第2阪和道路新設のため葛の葉地区において、道路築造のためではないと思いますが、周辺一体を区画整理方式と決定し、事業認可も受けて実施しようとしたが、途中で区画整理方式もうまくいかず、道路は線買収で完成し、現在に至っております。以後、その地域は、地主さんにとって区画整備の網がかかっており、その土地の有効利用が何もできず大変困っているのではないのでしょうか。その点、市行政として、この地域をどのようにしようとしておられるのか、お考えをお答え願いたいと思います。

以上、要旨の説明を終わります。答弁のいかんによりましては、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 市政運営体制ということで赤阪議員さんから第1点目の御質問がございましたので、市長よりお答えをさせていただきたい、このように存じます。

冒頭、開会のあいさつの中で助役の事柄についての御了解と合わせまして、いろいろと御質問なりお問い合わせもございますので、私の気持ちを率直に申し上げたわけでございます。私の任期は来年の12月2日まで、あと1年近くございます。その中で今、いろいろなことを申し上げるべき段階ではないという考え方を持っておりまして、「熟慮中」ということを申し上げたという点で御理解をいただきますればありがたい、このように存じております。決して優柔不断とかの意味合いで申し上げているつもりはございません。時期の問題もあるということ

で御理解をいただければありがたい、このように存じております。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 市民生活部次長（和田栗登君） 小型合併浄化槽関連につきまして3点、環境整備課和田栗よりお答えいたします。

まず、第1点目の補助区域の拡大につきましては、現在、拡大のために必要とされている水質汚濁防止法による重点地域の指定を受けるべく、大阪府の指導を仰ぎながら関係各課と協議を行っているところでございます。指定を受けた早い時期に補助地域の拡大を行い、生活排水対策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の維持管理費の助成問題でございますが、まず、小型合併浄化槽の設置普及に全力投球していきたいと考えております。管理費の助成につきましては、今後、関係課と十二分に協議を行って考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3点目の自治省通達の公営企業による戸別排水処理施設整備計画事業につきましては、平成6年度より新規事業として創設されましたが、種々の事業条件もあり、今後、大阪府の指導を仰ぎながら調査研究をしてみたいと存じておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 環境問題の2点目のごみ問題につきまして、ごみ減量対策課松田よりお答え申し上げます。

1点目の第3次総計策定のための資料として昨年12月に実施いたしました市民アンケート調査のうち、ごみ収集状況に関する結果についてどう分析しているか、という点でございます。満足度は約57%と他の施策に比べて比較的高い点につきましては、様々な御意見、理由等が含まれていると考えます。私どもといたしましては、平成4年度から従来の2分別収集を3分別収集に移行するとともに、粗大ごみ、資源物ごみの収集を日常ごみ同様にステーション方式から原則戸別収集に変更したことによる利便性の向上などを一定、御評価いただいたのが主な理由でなかろうかと考えております。

半面、やや不満と回答のあった約2割の方々につきましては、大きく分けて2つの理由があらうかと存じます。1点目は、排出時の分別の徹底が従来より厳しくなったという点で、ごみの出し方が難しくなったという否定的な形もあらうかと思えます。半面、逆にごみ問題に意識の高い方、特にわれわれ市民モニターを対象にアンケート調査も独自に実施しておりますが、その中では和泉市の場合、缶、瓶の同時収集など本市の分別の区分がまだ不十分である、との御意見もいただいております。そういう不満の部分についてはそれ以外の理由もあらうかと思えますが、大きく分けてその2つの理由があらうかと考えております。

また、これを受けまして今後の分別収集の方向性という点でございますが、先ほども申し上げましたように平成4年度から3分別収集に移行し、3年を経過しようとしております。ほぼ定着しておりますが、一部では、なお収集日以外にゴミを出す、あるいは分別が守られていないなどの面も見られ、これらの方々には現場へ出向いて指導をさせていただき一方、パンフレット、看板等を作成し、ごみ出しのルールを守っていただくようお願いをしている現状でございます。

しかし一方では、先進都市に見られるような缶、瓶、有害危険ごみ、瀬戸物、ガラスなど不燃ごみの分別収集の細分化を求める声があることも事実であります。われわれといたしましては、現状の3分別収集におけるごみの出し方のルールをすべての市民に守っていただけるよう引き続き啓発活動を推進すると同時に、今後の分別収集の方向性についても、市民、議会、審議会の幅広い御意見をお聞きしながらそのあり方を検討すべき必要があると考えております。

ごみの分別収集を考える場合、分別収集したごみをどう処理し、リサイクルしていくかが重要な課題となってまいります。現在、ごみ処理につきましては、3市で構成する泉北環境整備施設組合が行っておりますが、残念なことに現状の施設を見た場合、例えば本市が缶、瓶を分別収集いたしましても、泉北環境では、分別のためのストックヤード等が不十分でございます。また、本市のみが実施したとしても、他の2市が従来どおりでございますと、全体としてほとんどメリットが生じない結果になります。

このようなことからごみの分別収集の方向性を考えますと、3市の分別収集に応じた処理施設の整備と、収集サイドの3市が一定、足並みをそろえる必要が生じてまいります。この点から長期的、広域的な観点に立ったごみ処理基本計画といったものを3市と組合が共同で策定するよう協議すると同時に、本市の今後の分別収集の方向性についても、市民、議会、審議会等の幅広く御意見をお聞きしてまいりたい、かように考えております。

次に、リサイクルセンターについてでございますが、平成4年度に調査費を計上させていただき、いろいろと調査をさせていただきました。その中でリサイクルセンターにつきましては、その目的、機能面から大きく分けて2つの要素があるかと考えております。1つは、泉北環境の粗大ごみあるいは小型選別施設などのように、収集ごみの中から再資源化が可能な缶、瓶、鉄類などを選別回収をすることを中心に整備される資源回収機能と、もう1点は、地域住民が主体的に活動に参加することを通じ、ごみの減量、リサイクルを図るための啓発、学習、実践の場として整備される地域活動機能を持つセンターでございます。

府下的にもリサイクルセンターと言われるものの多くは、資源回収機能のみを持つ施設でございます。両方を兼ね備えた施設は、府下では吹田、箕面市が整備しているのみでございます。

す。このような本格的な施設の整備については、将来的には必要であろうかと考えておりますが、ごみの広域処理を実施している本市としては、経費的な問題、施設内容等を考えますと本市独自で整備することは適当ではなく、3市の共同設置を行うべきものと考えております。

しかし、ごみ問題は今や本市だけでなく、地球規模での重要な課題でございまして、市民1人ひとりのごみの減量、リサイクルについて考え、参加、実践していただけるような地域活動機能を持った施設の提供を行っていくことは必要であり、現在、具体的な可能性について検討を行っておりますが、立地場所、規模、運営主体等について整備すべき点多々ございますので、よろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。開発行為に係る諸問題のうちで業者さんがやられる違反建築の対応について御答弁申し上げます。

一般的に建築基準法の違反等につきましては、市の方としては、立ち入り権なり調査権がございませんことから、監督官庁である大阪府の方にその都度、連絡を申し上げて調査なり指導、勧告をいただいている実情でございます。特にその中では、最近、赤阪議員さんも御指摘のように、いわゆる宅地建物取引業を営んでいる業者さんの方が違反建築等をやられるケースが多々出てきております。これにつきましては、最終的にその土地なり宅地を購入される方が、場合によって違反の可能性のある建物を買うという重大な問題につながることから、単なる違反建築ということだけでなく、宅地建物取引業の関係も含めまして大阪府の建築振興課等とも連携を取って御指導をお願いしたいということで、特段に大阪府の方に御指導をお願いしている状況でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 開発行為に係る諸問題についての2点目、葛の葉土地区画整理事業の現状と今後の取り組み方について、都市計画課田中より御答弁申し上げます。

葛の葉土地区画整理事業は、第2阪和国道建設と周辺地区での公共施設の整備並びに周辺宅地の利用増進を図るため、約30.2haについて昭和40年3月に都市計画決定がなされたものです。この都市計画決定を受け、同年11月に土地区画整理事業としての事業認可を得て事業化に向けての協議調整が図られたところでありますが、権利者数も二百数十名と非常に多し中、特に地主と小作の借地権の問題や減賦率の問題等諸々の地元権利者としての課題の中で事業化への合意が得られず、昭和53年3月末をもって事業認可の取り消しに至っております。

その後、第2阪和国道の全線供用開始の中で、宅地化の可能性の高い第2阪和国道の浜側、

西側の区域について再度、昭和56年から57年に事業化に向けて取り組んだ経過がありますが、依然として借地権や減賦率等の問題が生じ、事業化のめどが立たない現状であります。

なお、事業化への取り組みといたしましては御案内のとおり、土地区画整理事業のような面的な整備事業については、関係権利者の同意が基本的な条件であります。今後の事業化に当たっては、これまでの経過や地権者の意向を十分踏まえて検討する必要があるとございます。このため本年度に実施しております市街化区域内農地等整備計画の中で本地区の整備について事業手法、事業区域も含め検討しており、この検討結果を踏まえて地元権利者へ提案してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 18番（赤阪和見君） それでは、1点ずつお願いいたします。

市長の答弁がありました。国会へ進出するのは「熟慮中」である。参議院であれば、半年前とかはっきりするわけですが、厄介なことに衆議院というのはいつ解散があるかわからない。見通しが立って立たない。私はその点を言うてます。任期途中で市行政を投げ出すという言葉は悪いかも知れませんが、そういう態度でないとはっきりしていますが、解散となって市長が政治的決断をしたときには、投げ出すという言葉が適当なものになってしまいます。何もここではっきりしなさい、とは言いませんが、その形の中で行政をしっかり考えてもらわなくては困ります。

助役さんの問題でもしかり。議会の同意をもらうとき、ご本人さんは、この辺で勇退という言葉強く私たちにも言うておったし、市長にも言った。しかし、市行政については必要な方ですから留意され、途中、健康上の問題でこうなったわけです。また、入院中の助役の問題にしてもしかりです。私は何も市長の与党として、また、職員の方々もあずかっている行政は何か。市民の幸せと生活の安定、そして、市長が常々言う「住んで良かった和泉市」のまちづくりのために行政があると思います。一個の人間の感情やら情で動かされる政治は、市民にとって非常にマイナスであると思います。その点の意見を踏まえて政治的な決断は優柔不断な姿でなく、しっかり決断するところはきちんと決断し、われわれの、また市民の納得のいく立場であっていただきたい。この点は、市長与党として特に厳しく申し添えたいと思います。

2点目の合併処理浄化槽について御答弁がありました。上部機関の大阪府の指導を受けながら瀬戸内法もあり、水質汚濁防止法もあるということですが、どういう指導を受けているのか。市としてこのようにしたい、という立場で受けられておるのか、その点を前もってお聞かせ願いたいと思います。

- 市民生活部次長（和田栗登君） 合併処理浄化槽を拡大していくための水濁法の指導を受けております。

- 18番(赤阪和見君) それはわかっています。その指導を受けるときには、具体的に和泉市の500余世帯が公共下水道の区域外ですから、小型合併浄化槽をどの地域に、何世帯を対象に、また、どういう考え方で助成するための重点地域という形で指導を受けているのか、と聞いてみます。
- 市民生活部次長(和田栗登君) 小型合併浄化槽の地域を拡大していくためには、和泉市の場合には水質汚濁防止法の指定が必要ですので、それを取る方法としては、和泉市内全域に指定を取ってから大阪府の指導に基づいてどの地域まで拡大していくか、関係課と協議しながら決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 18番(赤阪和見君) 水質汚濁防止法の区域設定はすぐできるわけです。その中で市としてどのように公共下水道で動いていくのか、また、小型合併浄化槽で動いていくのか、その基本があって、こうしたい、ということで指導を受けているんでしょう。水質汚濁防止法の特別区域の指定は、既に河内長野は受けているんですから、和泉市全体で受ける、受けないという指導は必要ですか。そのような指導は必要はないと思えますよ。
- 市民生活部次長(和田栗登君) 小型合併浄化槽が下水道計画区域内に入っていこうと思えば、水質汚濁防止法の重点指定を受けなければなりません。今、区域につきましては関係の下水道部等と協議し、どの範囲まで下水道の整備をしていくべきかと協議しているところでございます。
- 18番(赤阪和見君) 重点区域に指定を受けるためには、どういう論法でどういう手続方法でしているんですか。何もそれを大阪府の指導を受けなければならないというのではなく、こういう形であるから瀬戸内法、水質汚濁防止法の中で市長が受けると言えばそれでいいでしょう。それについて、あなたの方が重点地域の指定を受けるために指導を受けている、というようなことを言うからおかしいのではないですか。
- 交通公害課課長代理(森 貞夫君) 交通公害課の森でございます。重点地域の指定は、先生がおっしゃいますように河内長野、八尾等でも受けております。ただ、指定の要件としては、下水道計画区域外については、重点地域の指定なくして合併処理の推進はできる。かつ今回の重点地域の指定によりまして、計画区域内のおおむね7年以上という関係について補助対象という形にする場合は、一定の指定を受ける必要がある、となっております。
- 18番(赤阪和見君) だから、それは大阪府の指導を受けるのではなく、和泉市全体が水質汚濁防止法の言う重点地域に指定をしてもらって、ここは公共下水でやります、ここでは小型合併浄化槽を並行して推進していきますので指定してください、ということでしょう。何も大阪府へ指導を受けに行く必要はないですがな。それを指導を受けに行く、指導を受けに行く、

というからね。こういうように決めました、決めたやつを出してください、となれば出せるわけでしょう。そこまで進んでいるんやったらね。

- 市民生活部次長（和田栗登君） その区域を決めるために今、下水道課と区域について協議をしておりますので、それが決まった時点で範囲が決まってくるわけです。
 - 18番（赤阪和見君） それでは、話を進めまして、先ほどの要旨の説明でありましたように、どういう日程でやろうとしておられるのか、ちょっとお聞かせ願いたい。
 - 交通公害課課長代理（森 貞夫君） 交通公害課森よりお答えいたします。重点地域指定につきましては、国並びに大阪府知事の権限によりまして指定がされます。まず、大阪府知事より関係市に意見書照会がございまして、それについて市より回答書を出す。現在、その前段の協議をしている段階でございまして、ただ、協議をし、一定の中身ができた段階で改めて府より正式に意見紹介がきて答えていきます。ただ、意見照会以降、国並びに府の方で検討する期間として2～3カ月かかるということでございまして。私どもとしては、早期に関係課の調整並びに府と協議をし、その意向を府に伝えていきたいと考えてございまして。
 - 18番（赤阪和見君） 担当助役としてお答え願いたいんですが、今、聞かれましたように府がどんどん指導してくれるものでなく、市の中身の問題です。公共下水道の担当と地域の環境問題の担当が、明日でもきちんと話し合いをして方向性さえ出されれば問題なく通っていく形の中で、今、申請を出して3カ月ほどとするならば、来年度の予算からとなるわけです。何も来年度当初からせよ、とは言いませんが、その点で助役さんの心意気ぐらいをちょっとお聞かせ願いたいと思います。
 - 助役（田中昭一君） 小型合併処理浄化槽の問題につきまして、赤阪議員さんから前々からいろいろ御意見なり御指摘をいただいております。今回、担当の原課から御答弁申し上げておりますように、確かに小型合併処理浄化槽の普及という面から国の方の指導も出ております。議員さんも御案内のように、この件については、今、産業部の方から申しあげました水質汚濁防止法、厚生省が言っております環境整備問題、それから、公共下水道の下水道部の問題というように3部にまたがっておりますので、今後、この3部で十分調整をいたしまして、早い時期に何とかこれを進めていきたい存じます。
- 以上でございます。
- 18番（赤阪和見君） 外との調整というのはないわけですからね。庁内で調整はできるわけです。それに伴う予算等の時期だと思ひまして、今回の質問で取り上げました。その点では、1つの方向性は出していただきたい。

次に、市町村が公営企業により行う戸別合併処理浄化槽の整備および維持管理について、公

営企業法という自治省の問題が出てきています。その点での考え方は、先ほどはない、と言われました。結局、建設省並びに厚生省、環境庁、そして今回は自治省と、今、地球を考える中で水の問題は、それだけ重要な中身になってきております。やはり公共下水道1本の形ではなく、譲るべきところは譲り、また、できるところは早くやっていくのが、市民が文化的生活を営み、環境を守る中で大事ではないかと思います。この通知については、ここまで来たという以上、真剣な方向で取り組みをしていただきたいと思います。その点はよろしく願います。

次に、ごみの問題であります。いみじくも先ほどの答弁の中でありました。反対するもの、不満であるものの中には、もっともっと分別をしたいという形の中のものがこの陰にはあるのではないかと。また、満足と答えた人の満足度とは何か。何でもかんでも出しさえすればすかっと取ってくれる。環境問題の中で一番危険な要素はここにあると思います。

その点で今のごみ問題を考えると、そのようなことでは非常に困る。また、泉北環境は3市だからどうのこうのという話がありましたが、職員さんの主体性はどこにあるのでしょうか。泉大津の市民よりも高石の市民よりも、和泉市の市民が一番環境について考えているのだ、というような自信を持って市民との話し合いをしていくべきではないか。その点、いかがお考えでしょうか。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 再度、お答え申し上げます。

議員さんが御指摘のように確かに広域処理という観点の中では、やはり収集サイドと処理施設に整合性がなければならぬと一貫して考えております。ただ、本市独自で市民のリサイクル意識、ごみ減量も含めてもっと積極的に取り組み、ということは、御指摘のとおりだと思います。今後の分別の方向性につきましては、審議会や市民モニターなどいろんな方の場にわれわれの考え方も含めて御披露していきながら、ともにごみ問題解決のために努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 18番（赤阪和見君） 次に、リサイクルセンター設置については、一昨年に予算が付いたの期待を持ったのですが、昨年も今年も何もなし。行政がそういう立場で本当にいいのかどうか。泉北環境のストックヤードがどうのこうの、他市がどうのこうの、という答弁しかない。大きい施設を望みません。小さな施設からこつこつと市民の皆さんがやっていただける場所を提供していくのがわれわれ行政ではないかと思います。

本当に安心して使える場所がない。もし、奇麗な人が100坪、200坪の土地を貸してあげるといっても、それはいつまでも続けられるものではございません。その点では、空き缶やアルミ缶を集めて一部助成をもらいながら会の予算にしていける団体などがたくさんございます。婦

人会しかり。そのような方々と行政が取り組んでいく場所が必要ではないか。

以前にも高速道路の橋脚の下とかをもっともっと利用すればいいのではないかと提案しましたが、なかなか答弁を返してくれません。大きいものをどんとつくろうとするから難しい問題になります。プレハブでも結構です。ボランティアを募り、その中でペットボトル1つ、牛乳パック1つがそこで安心してストックヤードでき、それが有価物に変わっていくという方向性でごみ減量を考えていくべきだと思います。その面での本当の取り組みは、泉北3市を考えてやらなければならない問題でしょうか、ということです。いかがでしょうか。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 本格的なリサイクルセンターにつきましては、吹田や箕面方式の形だと泉北環境の広域処理になります。先生がプレハブでもいい、市民がリサイクルに参加できる拠点となるようなものについては、本市独自でも可能であろうかと思えます。これらの具体化の可能性について現在、事務レベルで検討しております。今、いろいろと御提言がありました中身も含めまして、今後の具体化の検討の中で参考とさせていただきたいと存じます。

○ 18番（赤阪和見君） 意見だけ申し上げます。

一昨年、リサイクルセンターの調査研究費が付いた中で3年ほど前からそういうことを言っていました。いざ付いて、1年やってみたら消えてしまっている。今、また検討していく、というように一貫性が全くない。私たちが議会で何かかんか言わんことには前へ進まないような行政は、市長、あなた方管理者の指導力の低下なのか、もしくは職員のやる気のなさなのか。それとも、行政が余りにも大きいのがために手薄なのか、私は、この最後だと思いますが、その点で心してかかっていたいただきたいと希望します。

3点目の開発行為に係る諸問題でございます。端的に言います。既に計画されて30年。そこに住む人、地権者は、先ほどの答弁では二百数十名ということですが、お百姓をされる人は別にして、その地域に建物を建てようとするれば鉄筋はだめ、2階建てはだめと非常な制約があります。土地の有効利用が全く図れない状態です。まして、2国の道路沿いですら2階建て以下であります。このような状態が30年間も続いています。これからも何年先になるかわからないというような土地の縛りをしております。

法律というのは国のためのものでもない、市のためのものでもない。行政マン、議員のためのものでもない。市民、国民の生活のためにあるのは当然のことではありますが、それが個人の権利を全部縛ってしまっている。市行政の怠慢と言ってほかに何かあるでしょうか。この点では、もし、法的に土地区画整理事業方式の網を外せないというならば、意見書なり、ありとあらゆる方法で市民の財産を有効利用できるよう守っていくのがわれわれの役目ではないか。そ

の点、いかがでしょうか。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 都市計画の田中から都市計画決定の廃止の問題について御答弁申し上げます。

都市計画法では、都市計画決定と合わせて都市計画変更の規定についても定められております。このことから必要が生じた場合、法の上では区域の変更あるいは廃止も行われると考えます。

しかしながら、本地区の都市計画決定の目的が、第2阪和国道の建設と周辺地区での公共施設の整備並びに宅地の利用増進を図るためであり、これを廃止するには、この目的が達成された場合や他の都市計画により目的が達成できる場合のほか、本地区での土地区画整理事業の必要性がなくなった場合に認められると考えております。

このことから本地区は、目的の1つであります国道26号の建設は完了いたしておるもの、区画道路や公園等の公共施設の整備は不十分であり、今後とも区画整理事業の実施による市街地の整備の必要がございます。また、市街化調整区域への逆線引きによる都市計画の廃止についても、本地区の立地条件や都市化の進んでいる現状では、これも困難と考えられます。

このため部分的にでも早期に事業着手を図り、土地の有効活用が図れるよう進めることが当面の課題だと考えております。先ほど、御答弁申し上げましたように市街化区域内農地等整備計画策定調査の中で、新規の事業手法を含め事業化に向けての検討を進めているところでございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 18番（赤阪和見君） よく考えてくださいよ。昭和40年に30.2haについて都市計画決定が区画整理事業方式でなされたが、53年3月末で事業認可を取り消しているわけです。それ以後16年間、放りっぱなしの事業なんですよ。55年3月には第2阪和国道の開通がされておりますが、それ以降、何ら手を打ってない。何ら住民からも聞いてない。営々として昔からの土地を守ろうと百姓をされている方、都市農業をされている方はたくさんおられると思いますが、第2阪和道路沿いで建物を建てようとしても2階建て以上はだめ、鉄筋はだめという制約がある。

今も答弁がありましたように市街化区域内農地等整備事業計画で区画整理されたとしても、2階建てとか鉄筋はだめだという網は外れない。16年間も放りっぱなしでどうしようとするのですか。あそこの方たちは、お金持ちなので余りやかましく言って来ないから放っておくというのですか。こういう行政があってもいいものかどうか。今、網を外すことはできない、無理だと言っていますが、市長、どうしますか。

- 市長（池田忠雄君） 葛の葉地区の区画整理事業の経過につきましては議員さんも御案内の

とおり、この地区に都市計画決定を打たせていただいた基本的な要因は、第2阪和国道、今の26号線を国道として築造するため、ただ用地集約だけでなく、その周辺を良くしていこうという区画整備事業の網を40年に打たせていただいたと私も記憶をいたしております。

その後、私も市長に就任をさせていただき何とか区画整理事業をやりたい、また、道路も付けさせていただかないといけない。当時、国道は高石で止まっており、また、泉大津までも付いており、真ん中の和泉市だけが抜けている。その意味合いで悩みに悩んだ末、地元の御了解をいただく中で区画整理事業の網を一応取りまして、第2阪和国道の用地を集約させていただいて第2阪和国道ができました。

その経過の中では、道路ができた周辺を区画整理ができないものかと地元と話し合ってきましたが、御案内のとおり区画整理事業は、大方の地主さんの御同意をいただかないとできないのが1つの制約でございまして、どうしても今日まで区画整理事業ができなかった。折角の都市計画決定の網がかぶっておりますので、何とか少しでも地元の御同意を得、周辺を区画整理事業で発展をさせていく道がないのか、原課でいろいろと地元と御協議をさせていただいている段階でございます。

今、原課の方も言いにくそうに言っていますが、一度、40年に打った都市計画の網は、なかなか法律的に外しにくいのが行政上の1つのルールでございます。何とか都市計画の網を取ってもっと発展を、というのも1つの考え方でございます。ただ、現実的にはそれができにくいとなれば、この区画整理事業を少しでも地元の御同意をいただいて実現をしていく中、葛の葉地区の発展を考えていくべきだという考え方に立って原課が努力中でございます。私自身も心を痛めている1人でございます。現実的には、今なお努力をさせていただいているという点で御理解をいただきたいと思えます。

- 18番（赤阪和見君） 努力しているなら認めますが、何もしてません。
- 市長（池田忠雄君） 努力はしています。
- 18番（赤阪和見君） 16年間、地権者に対しても何もしていない。2国のために網を外して、言いますが、網は外してません。かかったままやっていますわね。網がかかったままでやっていると、そこへ首を突っ込んだ鳥がだんだん大きくなっていく。網というのは外すときは外してもらわんと、30年も網がかかっており、今後も何年かかるかわからないというのは問題なんですよ。この網はなかなか難しく外しにくい、とおっしゃっていますが、「なかなか外しにくい」と言えば、外れる可能性もあるのかな、と希望を持ちます。絶対外れないものか、その点を言うてください。
- 都市整備部次長（田中武郎君） 都市計画法では、絶対外す方法はないです。

○ 18番（赤阪和見君） それでは今後、外す方法を考えましょう。30年かかって無理な、また、16年間放りっぱなしにしてきた実態の中では、これは行政の怠慢であると思います。その点では、ここの権利者に対して非常に申しわけないと思います。当初、ボタンの掛け違いがどこにあったのかわかりませんが、今、行政をあずかる身として、以前はどうであれ、今がどうか。これからの方が大事なわけです。

今、絶対外れないと言うならば、外す方法もしくは前へ行く方法を考えないとだめでしょう。それを16年間も放っておいたら前へも行きませんわな。今、持っている人は以前からの確執があるが、その人が亡くなって次の代になったらわからないという言い方は、行政の考え方ではないです。その点では、しっかりとこの方向性をわれわれもともに考えていきたい。今、絶対に外れないとなれば、外す方法をお互いに考えていきたいと思います。

最後に、違法建築の問題ですが、なるほど指導権、立ち入り権はないでしょう。しかし、行政として「これは少しおかしいではないですか」という指導権もありませんか。立ち入り権というよりも工事人に対してね。警察でも任意出頭、任意連行もあれば、強制的な逮捕もあります。逮捕というのは無理だと思いますが、任意的に「一度来て相談に乗ってくれませんか」という方向性は取れないものでしょうか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出です。議員さんがおっしゃるとおりでございます。当然、任意の事情聴取についてはできますし、われわれも努めてございます。たまたま、そういうことをやられる方は、比較的常習犯という言い方は悪いですが、限られてございます。いろいろ事業をしておられる方々が多く、社長さんも社員なり設計事務所の方の顔も十分承知の上でしております。よろしく願い申し上げます。

○ 18番（赤阪和見君） 何らかの形で市長が表に立ち、市長名で注意を促す方向性とかいろいろな形を考えていかなければいけないと思います。その点では、預かり行政と言うか、上部機関の大阪府があり、そして、和泉市のような小さな市の中で権限はないかもしれませんが、条例を制定しながら注意を促すことも考えられると思います。皆さん方が周知を集め今後、そのような方向性も考えていただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○

○ 議長（松尾孝明君） 以上をもって一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして予定より早く終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集をくださるようお願いいたします。

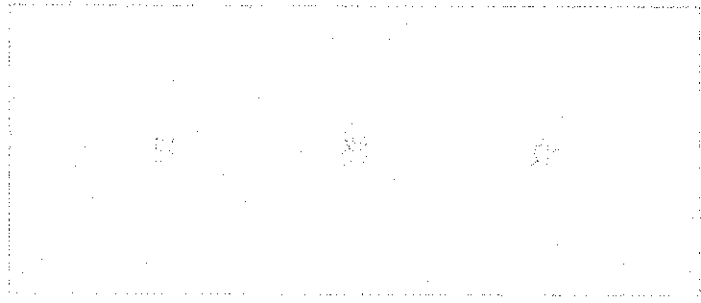
それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもありがとうございました。

(午後4時25分散会)



THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY
5800 S. UNIVERSITY AVENUE
CHICAGO, ILLINOIS 60637
TEL: 773-936-3700
FAX: 773-936-3701
WWW: WWW.CHEM.UCHICAGO.EDU

最 終 日



平成6年12月14日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讚岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝
16番	竹下義章		

欠席議員(1名)

1番 友田博文

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同理事兼財政課長	阪豊光
助役	田中昭一	同次長兼総務課長	池辺功
収入役	中塚白	同次長兼契約課長	北橋輝博
市長公室長	堀宏行	同次長兼資産税課長	加久本良一
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同和対策部長	森利治
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	同次長	門林良治
同次長兼人事課長	戸口泰明	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同人権啓発室長	明坂文嘉	同副理事(解放総合センター担当)兼指導課長	山本襄
同秘書課長	木寺正次	市民生活部長	麻生和義
企画調整部長	逢野博之	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同企画室長	今村堅太郎	福祉事務所長	中川鉄也
同施策推進室長	石本博信	同理事	坂田平之
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
総務部長	神藤恒治	同次長兼総合福祉会館長	高橋健

産 業 部 長	萩 本 啓 介	同 次 長 兼 営 業 課 長	城 前 伊 佐 雄
同 理 事	白 樫 通 有	病 院 長	竹 林 淳
同 次 長 兼 農 林 課 長	松 林 保	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
同 次 長 兼 交 通 公 害 課 長	大 塚 俊 昭	同 理 事	谷 上 徹
参 与 兼 都 市 整 備 部 長	富 田 宏 之	同 次 長 兼 総 務 課 長	梅 山 世 紀
同 理 事 (再 開 発 担 当)	盛 尾 久 和	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同 次 長 (再 開 発 担 当)	藤 本 仁	消 防 本 部 理 事	一ノ瀬 喜 広
同 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	田 中 武 郎	同 次 長 兼 消 防 署 副 署 長	池 野 透
同 次 長 兼 公 園 課 長	山 下 喬 三	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	北 野 喜 平
コ ス モ ポ リ ス 推 進 部 長	中 屋 正 彦	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
同 理 事	田 中 拓 夫	教 育 長	杉 本 弘 文
同 次 長 兼 業 務 課 長	福 原 進	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	生 田 稔
建 設 部 長	奥 村 富 彦	同 次 長 兼 学 事 課 長	着 本 直 幸
同 理 事 (道 路 担 当)	谷 俊 雄	指 導 部 長	西 川 義 德
同 次 長 兼 住 宅 課 長	西 岡 政 徳	社 会 教 育 部 長	大 塚 孝 之
同 用 地 室 長 兼 用 地 第 一 課 長	奥 野 義 一	同 次 長	田 丸 勝 之
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	同 副 理 事 兼 久 保 物 記 念 美 術 館 長	中 野 徹
同 次 長	中 野 英 二	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
同 副 理 事 (ふるさと急振事務担当)	岸 本 孝 二	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	松 井 一 雄
改 良 事 業 部 長	中 辻 寿 夫	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
同 次 長 兼 用 地 課 長	席 田 嗣 夫	監 査 委 員	庄 司 清
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
水 道 部 長	仲 田 博 文	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
同 次 長	西 尾 浩	同 事 務 局 長	農 端 小 一
同 次 長 兼 総 務 課 長	池 野 文 一		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河原茂隆
 次 長 井阪和充
 参 事 西垣宏高
 議事係長 田中康弘
 議事係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月14日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年6月分)	別 冊 P. 1
2	監査報告 第34号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年6月分)	別 冊 P. 11
3	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年6月分)	別 冊 P. 17
4	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年7月分)	別 冊 P. 22
5	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年7月分)	別 冊 P. 32
6	監査報告 第38号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年7月分)	別 冊 P. 38
7	監査報告 第39号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年8月分)	別 冊 P. 43
8	監査報告 第40号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年8月分)	別 冊 P. 53
9	監査報告 第41号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年8月分)	別 冊 P. 59
10	認 定 第1号	平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
11	認 定 第2号	平成5年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
12	認 定 第3号	平成5年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
13	議 案 第54号	工事請負契約締結について (室堂4号公園整備工事)	P. 1
14	議 案 第55号	工事請負契約締結について (和泉第一団地1棟外壁改修工事)	P. 4
15	議 案 第56号	市道路線の認定について (いぶき野13号線ほか17路線)	P. 8
16	議 案 第57号	市道路線の認定について (池田下町側道2号線ほか10路線)	P. 12
17	議 案 第58号	市道路線の認定について (池田下町34号線ほか2路線)	P. 14
18	議 案 第59号	市道路線の認定について (府中町35号線ほか9路線)	P. 17

日程	種別及び番号	件名	摘要
19	議案 第60号	市道路線の認定について (山荘町1号線ほか5路線)	P. 20
20	議案 第69号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 1
21	議案 第70号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 15
22	議案 第71号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 18
23	議案 第61号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	P. 24
24	議案 第62号	和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 48
25	議案 第63号	和泉市自転車等の放置防止に関する条例制定について	P. 51
26	議案 第64号	和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 60
27	議案 第65号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 71
28	議案 第66号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 74
29	議案 第67号	公平委員会委員の選任について	P. 80
30	議案 第68号	教育委員会委員の任命について	P. 82
31	議案 第72号	平成6年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	追加 P. 21
32	議案 第73号	平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	追加 P. 59
33	議案 第74号	平成6年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 68
34	議案 第75号	平成6年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 87
35	請願 第1号	教育条件の改善を求める請願	別紙
36	議員提案 議案 第16号	学校週5日制に対応する学習指導要領の改訂を求める意見書	別紙
37	議員提案 議案 第17号	銃器犯罪を根絶するための対策の強化を求める意見書	別紙
38	議員提案 議案 第18号	坂本弁護士一家拉致事件について厳正かつ迅速な捜査を要請する意見書	別紙
39	議員提案 議案 第19号	少子化対策の充実を求める意見書	別紙

日程	種別及び番号	件名	摘要
40	議員提案 議案 第20号	高齢者保健福祉対策の計画的推進に関する意見書	別紙
41	議員提案 議案 第21号	国庫負担の増額による国民健康保険制度の抜本的改善を求める意見書	別紙
42	議員提案 議案 第22号	食料品非課税の早期実現を求める意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(松尾孝明君) おはようございます。議員の皆さんには、何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。友田議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。

- 議長(松尾孝明君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(松尾孝明君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

監査報告第33号 例月出納検査 収 入 役 扱 平成6年6月分 P. 1

監査報告第34号 例月出納検査 水道部企業出納員扱 平成6年6月分 P. 11

監査報告第35号 例月出納検査 市立病院企業出納員扱 平成6年6月分 P. 17

監査報告第36号 例月出納検査 収 入 役 扱 平成6年7月分 P. 22

監査報告第37号 例月出納検査 水道部企業出納員扱 平成6年7月分 P. 32

監査報告第38号 例月出納検査 市立病院企業出納員扱 平成6年7月分 P. 38

監査報告第39号 例月出納検査 収 入 役 扱 平成6年8月分 P. 43

監査報告第40号 例月出納検査 水道部企業出納員扱 平成6年8月分 P. 53

監査報告第41号 例月出納検査 市立病院企業出納員扱 平成6年8月分 P. 59

- 議長（松尾孝明君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第9までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第33号より第41号までの報告を終わります。



- 議長（松尾孝明君） 日程第10「平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」と日程第11「平成5年度和泉市水道事業会計決算認定について」並びに日程第12「平成5年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本3件については、去る10月第3回定例会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を並河委員長にお願いいたします。

（決算審査特別委員長登壇、報告）

- 決算審査特別委員長（並河道雄君） 去る9月30日の本会議におきまして平成5年度一般会計、4特別会計、2企業会計決算につきまして上程され、その審査を決算審査特別委員会に付託されました。慎重に審査いたしました経過並びに結果について、取りまとめ御報告いたします。

去る11月8日から10日までの3日間にわたり委員会を開催いたしました。

なお、審査内容の詳細につきましては、既に各会派に委員会録を配付させていただいておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

まず、一般会計について採決いたしましたところ反対意見があり、本件については、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、国民健康保険事業特別会計について採決いたしましたところ反対意見があり、本件についても、賛成多数で認定を可とすることに決しました。次に、老人保健事業特別会計について採決いたしましたところ反対意見があり、本件についても、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計については、別に異議なく認定することに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計についても、別に異議なく認定することに決しました。

次に、水道事業会計について採決いたしましたところ反対意見があり、本件については、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、病院事業会計については、別に異議なく認定することに決しました。

なお、今回の審査に当たっては、3日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかも、その多くは強い要望、意見、指摘として出されました。したがって、理事者におかれましては、今後、行政執行に十分意を配されるよう要望するものであります。

以上で本委員会の報告を終わります。

- 議長（松尾孝明君） ただいま決算委員長より審査の経過並びに結果の報告がありました。委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは、これより討論を行います。

まず、反対討論からお願いいたします。勝部議員。

- 29番（勝部津喜枝君） 29番・勝部津喜枝でございます。日本共産党議員団を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に対する反対討論を行います。

まず、一般会計決算でございますが、その内容におきまして敬老祝金の増額であるとか寝たきり老人見舞金新設、乳幼児医療費の助成を当議員団としても要望してまいりましたが、市民要求の実現ということで一定の成果が出ているわけであります。

しかし、市政の基本的な問題点として次の点を指摘し、反対をしたいと思います。

第1に、不公正な同和行政であります。未だに個人給付の見直しの和泉市案を示されておられません。そればかりか、質疑の中でも明らかになりましたように、新大阪タクシー市税の納付の報奨金と減免制度との矛盾の問題、同和対策活動補助金の明細が出てこない、老人研修会の補助金やスキー大会の負担金など、市民にとっては到底の納得できない不公正な施策がたくさんございます。

第2点、他市に比べても大変低い福祉の水準であります。老人のおむつ給付金や母子家庭の給付金など、他市で当たり前に行われているのにまだ実施されておられませんことや、同和対策だけでやったりとか、こういう状況は、とても納得のできるものではありません。父子家庭や交通遺児対策といったきめ細かな対策にもまだ手が付いていない点も指摘しておきたいと思えます。

第3点に、バブル経済崩壊という事態の変化にもかかわらず、大規模開発優先施策をとっている点であります。ラーバン・ライフや駅前再開発などの全面的な見直しを考えるとなく、その一方では、民間開発に大変不可解な手助けを行う、そのような施策が行われております。

第4点に、池上小学校の用地補助金問題、今回の決算委員会での質疑にありました府企業局

の土地売却問題、そしてまた、とりわけ質問はいたしませんでしたが税務課の不正問題など、市長の政治責任が問われる問題が続発しております。そういう問題を含んだ決算になっているという点でございます。市長自身の責任を明確に認めていない、こういう点からも、本一般会計決算認定については反対をいたしたいと思えます。

次に、国民健康保険会計でございます。従前から議員団も申し上げておりますように、これは国の責任も非常に大きいものがあるわけでございますが、今回の決算の質疑の中で明らかのように、1億5,000万円余の余裕のある決算になっております。この額は、保健料金全体の2割以上に匹敵するものになっているわけで、今年度は、値上げをする必要がなかった結果の決算と思われまます。

現在、不況で大変高い保険料を支払わなければならない市民にとっては苦しい状況の中で、こうした決算状況は、前年度比収入未済額が17.5%増えていることにもあらわれているわけがあります。

一方で同和減免については、今、言いましたように実態に合う、合わないに関係なく、地区協からの推薦ですべて認めるという内容になっております。こうした点からも、本決算認定に反対をいたします。

次に、老人保健会計でございます。3,577万円の減額になったという決算でございますが、逆に言えば、それだけ市に老人の負担が増えたとも考えられるわけでありまます。この会計は、もともと老人医療の改悪を行うときにできた会計になっているということです。最近では、この考え方が単に老人医療だけでなく、医療全体の保険とか様々な社会保障の改悪につながっているという点からも、本会計決算認定には反対であります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計決算、公共下水道事業特別会計決算につきましては賛成をいたします。

次に、企業会計であります。水道会計につきましては、当議員団といたしましては、本決算の料金改定の主な要因としての今回の値上げが、府営水道の値上げが、琵琶湖総合開発への負担金1,234億円という非常に大きな金額を平成4年度から23年間、元利均等で返済していく。単年度で110億円から111億円と聞いておりますが、その金額の負担が、値上げの原因ともなっております。

同時に関西国際空港に対する負担も含まれているということでもあります。一方で大企業や関西財界本位のこうしたプロジェクトに府民の税金を注ぎ込んでいくという点では、和泉市の企業努力はありますけれども、共産党議員団としては、府民や市民の利用者に負担転嫁という点は、どうしても納得のいかないものでありますので反対をいたします。今後、本水道事業会計

につきましては、企業努力も含めまして予算や決算につき十分検討し、見極めていきたいと考えております。

最後に、病院会計決算につきましては賛成でございます。

全体として、共産党議員団として反対の討論といたします。

以上です。

○ 議長（松尾孝明君） 次に、賛成討論をお願いいたします。田代議員。

○ 6番（田代一男君） 6番・田代であります。私は、平成5年度和泉市一般会計及び国民健康保険事業特別会計を初めとする4特別会計及び2企業会計の決算認定に当たりまして、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

まず、一般会計についてであります。市税収入の35年ぶりの前年度割れ、地方交付税の落ち込み、さらには、国庫補助金の引き下げ等々で本市における行財政運営は、極めて厳しい状況であることは大いに認識するものであります。

このような状況の中、本市の都市基盤づくりとして和泉中央線や光明池春木線などの主要幹線道路を初め、和泉中央駅と学研ゾーンを結ぶ歩行者専用道の着手や既設道路の改良など、道路網整備をおおむね積極的に推進をされております。

また、今日的課題であります高齢者対策についても、市立デイサービスセンターのオープンや民間デイサービスセンター施設建設への助成など、在宅福祉事業に意欲的に取り組まれておりますが、高齢化や核家族化が急速に進展している今日、住民ニーズに応じるきめ細かな保健福祉サービスにさらに一層努力されることを望むものであります。

ほかにも泉州の国際化時代にふさわしいアメリカ、中国との国際友好姉妹都市の提携や、新たな市民ニーズに対応する施策も継続実施をされております。

以上のように福祉、教育、都市基盤整備などをおおむね積極的に推進をされ、市民福祉の向上と市民サービスの充実に努められていることは、大いに結構なことであります。

一方、今後においては早期の景気回復が望めない中、市民ニーズの多様化に対応する市税収入等の一般財源が不足している今日、1日も早く行政運営の見直しを積極的に進め、国、府に対し地方財源の拡充を要請し、もって迫り来る21世紀を展望した本市の特色あるまちづくりを望むものであります。

次に、健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計につきましては、近年の高齢社会の進展に伴い老人医療を中心とする医療費の増大等により、財政環境は年々厳しい状況になろうと思われま。このような状況のもと、財政基盤の確立の自助努力を行いつつ国、府に対しても強く要望し、健全な運営が堅持できるよう期待するものであります。

次に、公共用地先行事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計につきましては、事業目的に向かって適切に遂行されているものと評価し、とりわけ公共下水道事業につきましては、既存住宅地での污水管整備をより積極的に実施され、市民の快適な生活環境づくりに努められることを望むものであります。

なお、水道事業会計並びに病院事業会計につきましても、より一層企業目的の推進を図り、市民サービスの向上に努められることを望むものであります。

以上、各会計について意見を申し上げましたが、最後に、財政状況は昨今、極めて厳しい状況であります。今こそ、1人ひとりがリストラの精神で臨んでこの難局を乗り切っていただき、本決算認定については、委員長報告どおり賛成するものであります。

終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 以上で討論を終わります。

反対意見がありますので、これより個々に採決を行います。

お諮りいたします。認定第1号「平成5年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」の委員長の報告は、認定とするものであります。本決算を原案どおり認定するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、認定第1号は、認定することに決しました。

次に、認定第2号「平成5年度和泉市水道事業会計決算認定について」の委員長の報告は、認定とするものであります。本決算を原案どおり認定するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、認定第2号は、認定することに決しました。

次に、認定第3号「平成5年度和泉市病院事業会計決算認定について」の委員長の報告は、認定とするものであります。本決算を原案どおり認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第3号は、認定することに決しました。

決算委員の皆さんには大変御苦労さんでございました。厚く御礼申し上げます。

○

○ 議長（松尾孝明君） 日程第13「工事請負契約締結について」（室堂4号公園整備工事）を議題といたします。

議案第54号

工事請負契約締結について

室堂4号公園整備工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 室堂4号公園整備工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 180,250,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市仏並町84番地
株式会社 秀秋園
代表取締役 池内 覺 |

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第54号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について総務部神藤より御説明を申し上げます。議案書1ページでございます。

まず、提案理由でございますが、本工事は、近畿自動車道と泉州山手線が複合して建設されることに伴い、公害対策並びに環境保全対策の一環として室堂4号公園を緩衝緑地公園として整備を行うべく、平成4年3月、和泉市、大阪府、住宅・都市整備公団、日本道路公団との間で締結されました基本協定に基づきまして、和泉市を除く3機関の均等による費用負担により本市が工事を受託施行するもので、工事請負契約の締結をするに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約の目的は、室堂4号公園整備工事で、契約金額は1億8,025万円。契約の相手方は、和泉市仏並町84番地、株式会社秀秋園代表取締役池内覺と契約しようとするものでございます。

次に、工事概要でございますが、参考資料及び参考図面にお示しいたしましたとおり、工事場所は、和泉市室堂町60番地の85。整備面積は0.3ha。

工事内容といたしまして、土工、園路広場工、修景施設工、休養施設工、遊戯施設工、便益施設工及び管理施設工の各一式を施行するものでございます。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から平成7年3月31日までといたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第54号「工事請負契約締結について」御説明いたしました。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第54号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（松尾孝明君） 日程第14「工事請負契約締結について」（和泉第一団地1棟外壁改修工事）を議題といたします。

議案第55号

工事請負契約締結について

和泉第一団地1棟外壁改修工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 和泉第一団地1棟外壁改修工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 297,670,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町429番地の3
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 博文 |

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第55号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について神藤より御説明申し上げます。4ページでございます。

まず、提案理由でございますが、本工事は、中高層の市営住宅を良好かつ健全に維持管理を行うため、このたび、外壁改修工事を施行するもので、工事請負契約の締結をするに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、和泉第一団地1棟外壁改修工事。契約金額は、2億9,767万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3、株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。

工事概要でございますが、参考資料及び参考図面にお示しいたしましたとおり、工事場所は、和泉市旭町87番地の和泉第一団地1棟で、工事内容としまして、外壁改修工事、外部吹き付け工事、内部吹き付け工事、内部塗装工事、防水工事、金物塗装工事、エキスパン金物改修工事及び雑工事の各一式を施行するものでございます。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から平成7年7月31日までといたしておりますが、本事業につきましては、当初の調査設計におきまして、1階部分における壁面のひび割れ、タイルの浮きぐあい、鉄筋の露出度などの状態調査をもとに全体の数量を算出しまして工事施行を予定をいたしておりましたが、本団地のような大規模住宅棟では、壁面の劣化数量が工事費を大きく増減させることから事前調査を重視する必要となり、調査に要する期間が2カ月程度延びたことによりまして本年度末までに完了できない見通しとなりましたことにより、今議会に事業の一部を繰越明許いたすべく補正予算を計上させていただきましたので、この点、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第55号「工事請負契約締結について」御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 26番（原 重樹君） 26番・原でございます。何点かお聞かせ願いたいと思います。

まず、請負契約ということですが、参考資料に工事内容が出ておりますので、その点に関連して今回、10階建てで192戸というようになっております。そのうちの空き家がどのぐらいあ

るのか、今、住んでいるのが何戸あるのか、その点をお聞かせ願いたい。

同時に48年から49年にかけて建設されたという内容ですが、約20年近くたっているわけですね。こういう鉄筋コンクリート造りの建築物の場合、大体20年ぐらい経過すると、このようにかなり大規模改修が必要となるのかどうか。例えば同じ市営住宅が唐国にも伯太にもありますが、これはもっと以前につくられてますが、それらも20年ぐらいで改修しているのかどうか、その辺の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、契約金額が2億9,767万円ですが、財源の内訳をお願いしたいと思います。

それから、指名競争入札ということですので、何社を指名して競争入札をしたのか。うち市内業者が何社なのか。

以上、4点についてお願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 建設部次長（西岡政徳君） 住宅課西岡でございます。まず1点目、空き家の戸数ですが、現在、10戸が空き家となっております。

2点目の48年建設で20年が経過し大規模改修が必要か、ということですが、一般的に通常、一定年数が経過しますと、コンクリートの収縮によるひび割れ、モルタル等の浮きが生じまして雨水が侵入し、コンクリートの劣化や鉄筋等の腐食が生じるとされております。一定、20年程度と聞いております。私どももいたしましても、20年から25年が経過したときには改修工事をしていこうという計画を立てているところでございます。伯太団地につきましては、平成2年から平成5年までで完了しております。一般住宅では、唐国住宅が20年程度経過しておりますので、これらについても、今後、改修のスケジュールに組み込んでいく必要があるのではないかと思います。

それから、財源内訳でございますが、全体で2億9,767万円でございますが、国庫補助金が1億270万円、起債が6,050万円、一般財源が1億3,447万円でございます。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 総務部次長（北橋輝博君） 4点目の何社で競争入札をしたのか、という御質問に対しまして、契約課北橋よりお答えいたします。

指名競争入札参加業者は10社ございまして、そのうち市内業者につきましては、本店が市内にある業者が1社、営業所を置いている業者が1社、残りの8社については、他市の業者でございます。

○ 26番（原 重樹君） なぜ空き家の戸数を聞いたかと言いますと、今までの改良住宅云々の

話と違いますが、どこまで内装をするのかよくわかりませんが、これは内装も含まれてますね。その引越しというか一時退去が必要になってくる。丸笠団地などでは、その補償みたいなことをしましたね。だから、そういうものが必要になってくるのかどうか。その辺をどうされるのかと思ったからです。いかがでしょうか。

- 建設部次長（西岡政徳君） 今回、予定しております工事の内容でございますが、内部塗装というのは共用部分の廊下とか階段でございまして、各部屋の中の改装は含んでおりません。
- 26番（原 重樹君） そういうことで了解をいたします。

あと2番目の20年から25年経過するところいうようになってくる、という話ですが、昭和48～49年から50年前半には、改良住宅だけでなく、同和関連で例えば老人解放センターとかの建設がかなり集中している時期だと思います。同和対策の特別委員会などで示されているものには、平成8年までのメンテナンス事業などの計画が出てますが、その年代のもので計画に載っていないものがあります。それはどこの管轄になるのか知りませんが、この年代のものは全部調査された上で載っていると理解していいんですか。改良住宅だけと違いますがね。

- 建設部次長（西岡政徳君） 今回、お願いしておりますのは、平成元年11月に北九州で公団住宅の外壁が落下、通行人が負傷した事件がありました。それに対して国では、平成2年10月に既設改良住宅等における外壁等落下物対策推進事業が起こされまして、和泉市といたしましても全住宅の外壁の劣化調査を行いまして、その中で特に危険性の高い建物につきまして、平成4年度から国の事業に採択していただきまして改修事業を実施しているところでございます。先ほど申しました全住宅の劣化調査の中で特に危険性が高いものについては、平成8年度までにそれらを改修していこうということで現在、計画修繕を組んでおります。

その他の建物につきましても、20年から25年の建築年数に達しましたら一定、改修工事を行っていく計画をしております。改良住宅についても、ほとんどがそういう形で一定のローテーションを組んでやっていく考え方を持っております。

特になぜそういう落下が起こるかということについては、以前にも新聞に出ましたが、瀬戸内海の豊島というところから取った採石を使った骨材については、アルカリ反応でひび割れが生じることがやかましく言われました。和泉市も危険性の高い建物につきまして一応、アルカリ骨材反応試験をしましたところ、アルカリ骨材反応が出たということで、国、府において補助採択をされたという経過がございます。

- 26番（原 重樹君） 今の説明は、それで聞いておきたいと思います。
- 幸団地の中で落ちたのか、落ちそうだったのか、昭和53年ごろの建築物だったと思います。既に工事をした分がありましたね。その意味では、つくる時の問題もあったのでしょ

が、ひび割れでいろいろ支障が起こってくれば直さざるを得ない。

ただ、ここで申し上げておきたいのは、先ほど、伯太や唐国の一般市営住宅の例を出しましたが、メンテナンス事業は今後のスケジュールでやっていく、という答弁もありました。これは同和云々に関係なく、住む人にとっては危険度や住みやすさの問題も出てきますので、その辺はお願いしておきたいと思います。

それから、そういう事情があるので国に認めてもらった、ということですが、先ほどの2億9,767万円の財源内訳の内容について、これは正直言って一般財源が1億3,000万円余出てきております。この率がどうなっているのかという点が1つ。それから、府の補助がないのはどういうことか。その2点です。

- 建設部次長（西岡政徳君） 補助の率ですが、補助の対象になりますのは、特に人体に危険性を与える部分についての補助となっております。その率は、国の方では3分の2でございます。

府の方は出ておりませんが、一応、補助対象額の80%の補助率になるまでの府における起債に対する元利の補助が付くようになっております。今回は出ておりませんが、今後の予算の中では当然、そういう収入も出てくると思っております。

- 26番（原 重樹君） もう1つ確かめておきたいのは、私は委員ではないんですが、これは同和对策特別委員会にいただいた資料のコピーを持っているのですが、平成6年度事業の計画の中で和泉第一団地の1棟ということで今回の分が載ってるんです。その192戸の外壁や防水工事をする、と書いてます。その他に幸団地1、2棟云々といろいろあります。88戸のビニール管とか畳替え、鉄の部分の塗装などが出ておりまして、その総計が2億1,600万円ですが、今回の契約の2億9,000万円とかなりの違いがあるということです。

提案説明にありましたように繰越明許にするということです。何か調べたらということで増えたのかどうか知りませんが、当初の計画した額が、今回の契約時に至って倍ぐらいになっているだろうと想像できると思います。その辺の事情を御説明いただきたいのと、今の率そのものが人体に危害を与えるものの3分の2ですから、2分の3倍すれば国が認めてくれた全体の額が出ると思います。こういう率は、先ほどの理由があって国が認めてくれているのですから、これは一般でも何でも一緒だと思うんですが、その確認の2点。

- 建設部次長（西岡政徳君） 同和对策特別委員会に提出しました資料につきましては、この事業を始めました平成4年度の時点でははっきりした調査に基づいたものではないんですが、一定、この程度の事業費が要るであろうというものでございます。実際の調査に入りますと、ひび割れとかいろんな問題が出てきまして、平成6年度当初予算の中で3億200万円の予算計

上をし、予算委員会で御審議をいただいて御承認をいただいたという経過がございます。その同和対策の資料として新しい数字を載せるのか、それとも以前の数字を載せるのか、われわれとしては迷いましたが、資料の作成としては、前回の数字をそのまま踏襲させていただいたという経過がございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 26番（原 重樹君） この率は一般と同じですか。
- 建設部次長（西岡政徳君） 一般については2分の1でございます。
- 26番（原 重樹君） 同和対策特別委員会の資料と言いましたが、かなり調査された上で額が上がっていることも事実だと思います。同時に今回、一般財源が非常に大きい、と言いましたが、それは国が今回の見てくれる部分以外の部分とか単価の問題もあるでしょうが、それもかなり付けていると思います。市のやり方としても、同和対策に限らず一般も含めて必要なものについては上乘せしてでもやっていくことができるのだ、ということも確認をしておきたいと思います。

それから、競争入札の件ですが、保証人も複並です。これは同建ルールの形でやっていると思います。同建ルールで1つ教えていただきたいのは、今回の分は10社、市内業者1社というのは竹内建設だと思いますが、そのほかに市内に営業所を置いている1社があるということです。そこで、和泉市内にこの同建ルールに参画できる業者は何社あるのですか。

- 総務部次長（北橋輝博君） 現在、指名登録している業者としては、本店を置く業者は2社でございます。
- 26番（原 重樹君） 2社ということですが、例えば議会に上がってこない小さい額の業者も同建ルールを適用しているのかどうか。額的に言えば、どこから同建ルールが適用されるのですか。
- 総務部次長（北橋輝博君） 原則的に同建ルールの考え方につきましては、国及び府の同和関係の補助金等の交付を受ける事業ということで処理しております。
- 26番（原 重樹君） そういう意味ではなく、和泉市内に2社と言いましたが、私は、正直言ってもっとあると想像していました。議会に出てくるのは大きい事業ですが、もっと小さい額の国や府の補助が付く同和事業もあるはずですね。そういうものは、全く同建ルールに入らないのですか。
- 総務部次長（北橋輝博君） 小さな事業においても国、府などの補助の交付を受けているものもございます。ただし、ケースバイケースで同和地区以外の一般の業者も含めての競争入札も行っております。
- 26番（原 重樹君） それがなぜケースバイケースかということを知りたい。額的にどこで

線を引いて同建ルールを適用しているのか聞きたいのです。一方では、国、府の補助を受けた同和事業で同建ルールや、と言いながら、小さい事業ならケースバイケースでやっていると言う、その辺の基準がよくわからないのです。

○ 総務部次長（北橋輝博君） 契約課の所管する事業では、大体、議会提出案件程度の規模につきましては、同建ルールで措置していると考えます。

○ 26番（原 重樹君） 改良の方はどうですか。こういうものは改良から出てくる話ですね。今回、同和予算で補助率が2分の1から3分の2に上がったか知りませんが、所管が住宅ですので総務から出てきていますが、本来の同和事業とすれば改良から出てきていたと思います。

○ 改良事業部次長（席田嗣夫君） 改良事業部席田です。先ほど、契約課長から答えがありましたように、同和事業並びに同和関連事業等で国から補助金をいただいているものについては、同建ルールに従って事業をしております。

それから、小さいものにつきましては、地元業者が2社しかない中で、不良住宅の除却をしていく場合は、以前から同和業者を採用して現在に至っております。それより金額が張る場合は業者が少ないので、一般業者を含めて工事をしております。

以上です。

○ 26番（原 重樹君） よくわかりませんな。除却工事は小さいから同建の業者を使うが、もう少し金額の張るやつは一般も入れてやる。もっと大きいこういうのは同建ルールですか。よくわかるように説明してください。

○ 改良事業部次長（席田嗣夫君） 今までの大きな建築工事等については、同建ルールに則ってやってございました。ただし、現在の改良事業部でしている工事は、ほとんど不良物件の除却とか団地の用地の整備など小さい工事ばかりでございますので、同建業者だけでなく、市内の一般業者も含めて入札をしてございます。

○ 26番（原 重樹君） ややこしくなるので最後にしておきますが、もう1点だけ、答えられるのであれば答えてください。

小さいものとか大きいものとかいってますが、その線ははっきりしているのですか。ケースバイケースですか。どれだけ大きいか、その線を聞いたかったのです。

議長、今の質問に答えられないと理解をしまして、その辺は、2社だけということが1つあります。ものによっては、一般業者も含めてやるものがあるのだという、その線がはっきりしないのですが、同建ルール自体が、2社だけだということで問題になってくるわけです。

同時にもう1点は、前から主張しておりますようにメンテナンス事業は、同和对策事業でも計画そのものを別項目で挙げてます。今回の議案自身が、改良事業部でなく総務から提案して

いるように、大勢的には、一般の事業と同じようなルールで行っている。しかも、メンテナンス事業は、これからもあるということですので、これに同建ルールを適用する必要はない、一般のルールでいけばいい話です。この点は、強く意見として申し上げておきたいと思います。ただし、壊れたものは直さなければいけないので、この議案に反対はしませんが、今後ともやり方などで問題があると指摘をしておきます。

- 議長（松尾孝明君） 他に、赤阪議員。
- 18番（赤阪和見君） ちょっと議長にお願いをしておきたいのですが、先ほどの質問の中で同和対策特別委員会に出された資料と今回の2億9,000万円の金額が非常に違うということですので。答弁の中では、どちらを出そうかと苦慮した、ということです。特別委員長を仰せ付かっている私としましては、この場で云々とは言いませんが、議会閉会後でも結構ですので、議長の方でこの内容については、きちんとした方向性を取ってほしい、と要望だけしておきます。
- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号は、原案どおり可決されました。

-
- 議長（松尾孝明君） 日程第15「市道路線の認定について」（いぶき野13号線ほか17路線）を議題といたします。

議案第56号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
いぶき野13号線	444.40	14.00～20.80	いぶき野三丁目5番地先	いぶき野三丁目9番地の9先	
いぶき野14号線	113.90	6.00	いぶき野三丁目9番地の18先	いぶき野三丁目9番地の10先	
いぶき野15号線	118.80	6.00	いぶき野三丁目8番地の18先	いぶき野三丁目8番地の10先	
いぶき野16号線	244.40	6.00～12.50	いぶき野三丁目9番地の1先	いぶき野三丁目7番地の10先	
いぶき野17号線	195.80	6.90～7.10	いぶき野三丁目17番地先	いぶき野二丁目29番地先	
いぶき野18号線	116.60	6.00	いぶき野二丁目18番地先	いぶき野二丁目19番地先	
いぶき野19号線	135.00	6.00	いぶき野二丁目20番地の13先	いぶき野二丁目19番地先	
いぶき野20号線	92.40	6.00	いぶき野二丁目21番地の11先	いぶき野二丁目21番地の6先	
いぶき野21号線	64.00	6.00	いぶき野二丁目22番地の13先	いぶき野二丁目22番地の9先	
いぶき野22号線	207.90	5.40～7.30	唐国町15番地の7先	いぶき野二丁目22番地の6先	

路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
いぶき野 23号線	231.10	6.00 ~ 8.00	いぶき野二丁目23番地の12先	いぶき野二丁目25番地の6先	
いぶき野 24号線	165.10	6.00	いぶき野二丁目24番地の12先	いぶき野二丁目25番地の7先	
いぶき野 25号線	21.90	4.00	いぶき野二丁目27番地先	いぶき野二丁目27番地先	
いぶき野歩 6号線	42.00	5.80 ~ 6.00	いぶき野三丁目3番地先	いぶき野三丁目3番地先	
いぶき野歩 7号線	324.70	5.70 ~ 5.90	いぶき野三丁目4番地先	いぶき野三丁目6番地先	
いぶき野歩 8号線	43.20	4.00	いぶき野三丁目4番地先	いぶき野三丁目4番地先	
いぶき野歩 9号線	31.60	4.00 ~ 11.90	いぶき野二丁目23番地の7先	いぶき野二丁目23番地の6先	
いぶき野歩 10号線	29.90	4.00	いぶき野二丁目24番地の7先	いぶき野二丁目24番地の6先	

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部の奥村でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第56号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書8ページから11ページまでを御参照願います。

本件は、新住宅市街地開発事業として住宅・都市整備公団が昭和59年12月8日に事業承認を得て造成工事を進めておりますトリヴェール和泉の北部地区の一部において工事が完了し、入居も始まりましたので、移管を受けるものでございます。

まず、場所でございますが、資料でお示しをいたしておりますとおり、北池田中学校周辺のいぶき野三丁目区域と北松尾保育園周辺のいぶき野二丁目の一部区域でございます。

次に、その内容でございますが、路線名いぶき野13号線。起点いぶき野三丁目5番地先から終点いぶき野三丁目9番地の9先までの延長444.4m、幅員14mから20.8mほかいぶき野25号線までの計13路線、総延長2,151.3m及び歩行者専用道路といたしましていぶき野歩6号線、起点いぶき野三丁目3番地先から終点いぶき野三丁目3番地先までの延長42m、幅員5.8mから6mほかいぶき野歩10号線までの計5路線、総延長471.4mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたしますのでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第56号は、原案どおり可決されました。

-
- 議長（松尾孝明君） 日程第16「市道路線の認定について」（池田下町側道2号線ほか10路線）を議題といたします。

議案第57号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
池田下町側道2号線	249.10	4.30 ~ 6.00	尾井町1163番地の2先	尾井町1168番地の1先	
池田下町側道3号線	1,479.00	7.20	尾井町1167番地の1先	池田下町2572番地の1先	府道 富田林泉大津線
池田下町側道4号線	433.00	4.30 ~ 4.70	池田下町2423番地の1先	池田下町2558番地の1先	
池田下町側道5号線	391.80	4.70	池田下町2579番地の10先	池田下町2820番地先	
池田下町側道6号線	56.00	4.80	池田下町2776番地の1先	池田下町2781番地の1先	
池田下町側道7号線	160.00	4.70	池田下町2846番地の1先	池田下町2875番地の1先	
池田下町側道8号線	870.00	5.30 ~ 5.70	池田下町2578番地の1先	池田下町1917番地の5先	
池田下町30号線	65.20	5.70	池田下町2861番地の1先	池田下町2861番地の1先	
池田下町31号線	69.50	4.30	池田下町2652番地の10先	池田下町2650番地の1先	
池田下町32号線	283.00	4.30	尾井町1413番地先	尾井町1431番地先	
池田下町33号線	83.80	5.30 ~ 5.70	小野町6番地の3先	尾井町1189番地1先	

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部の奥村でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第57号「市道路線の認定について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書12ページから13ページまでを御参照願います。

本件は、近畿自動車道と歌山線として昭和45年6月に建設省の基本計画に基づき、日本道路公団が昭和48年10月に施行命令を受け、用地取得及び工事施行を行ってまいり、平成5年9月25日に本線部分である近畿自動車道松原すさみ線（阪和道）の供用を開始をしたところでございますが、その本線が北池田校区を通過することに伴いまして、北池田校区道路対策委員会と和泉市及び日本道路公団との確認書を昭和57年9月に締結をし、本線及び側道並びに取り付け道路を日本道路公団大阪建設局が築造してまいりました。側道部分につきましては、平成7年3月に完了する見込みとなりましたので、引き継ぎを受けるものであります。

次に、その内容でございますが、資料にお示しをいたしておりますとおり、路線名池田下町側道2号線。起点尾井町1163番地の2先から終点尾井町1168番地の1先までの延長249.1m、幅員4.3mから6mほか池田下町33号線までの計11路線、総延長4,140.4mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたすものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第57号は、原案どおり可決されました。

-
- 議長（松尾孝明君） 日程第17「市道路線の認定について」（池田下町34号線ほか2路線）を議題といたします。

議案第58号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
池田下町34号線	342.40	6.50 ~ 6.55	池田下町3516番地先	池田下町3526番地先	
池田下町35号線	100.00	6.50	池田下町3505番地先	池田下町1305番地先	
池田下町36号線	55.10	6.50	池田下町3518番地先	池田下町3520番地先	

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部の奥村でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第58号「市道路線の認定について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書14ページから16ページまでを御参照願います。

本件は、大阪府都市緑農区制度を活用し、道路整備を含むほ場整備事業として本市農林課において事業を行ったものでありまして、将来の都市化への対応を可能とするため市道認定が必要であり、引き継ぎを受けるものであります。

次に、内容であります資料にお示しをいたしましたとおり、路線名池田下町34号線。起点池田下町3516番地先から終点池田下町3526番地先までの延長342.4m、幅員6.5mから6.55mほか池田下町36号線までの3路線、総延長497.5mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第58号は、原案どおり可決されました。

-
- 議長（松尾孝明君） 日程第18「市道路線の認定について」（府中町35号線ほか9路線）を議題といたします。

議案第59号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
府中町35号線	411.40	6.90～8.40	府中町五丁目518番地の2先	府中町五丁目561番地の98先	
府中町36号線	38.50	4.90	府中町五丁目542番地の45先	府中町五丁目542番地の49先	
府中町37号線	205.90	4.90	府中町五丁目542番地の5先	府中町五丁目561番地の112先	
府中町38号線	37.80	7.60～8.40	府中町五丁目542番地の20先	府中町五丁目542番地の14先	
府中町39号線	182.70	5.90	府中町五丁目561番地の122先	府中町五丁目561番地の97先	
府中町40号線	34.50	4.90	府中町五丁目561番地の128先	府中町五丁目561番地の101先	
府中町41号線	29.70	4.90	府中町五丁目542番地の27先	府中町五丁目542番地の25先	
府中町42号線	60.20	6.90	府中町五丁目561番地の32先	府中町五丁目561番地の36先	
府中町43号線	52.60	4.90	府中町五丁目561番地の51先	府中町五丁目561番地の65先	
府中町44号線	117.60	4.90	府中町五丁目561番地の21先	府中町五丁目561番地の60先	

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（奥村富彦君） 建設部の奥村でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第59号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書17ページから19ページまでを御参照願います。

本件は、株式会社日の出建設が都市計画法第29条により府中町の森田紡績工場跡地を開発したものであり、このたび、築造された道路を移管を受けたものであります。

次に、その内容でございますが資料にお示しのとおり、路線名府中町35号線。起点府中町五丁目518番地の2先から終点府中町五丁目561番地の98先までの延長411.4m、幅員6.9mから8.4mほか府中町44号線までの計10路線、総延長1,170.9mを道路第8条の規定に基づきまして、認定をお願いいたすものであります。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（松尾孝明君） 日程第19「市道路線の認定について」（山荘町1号線ほか5路線）を議題といたします。

議案第60号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
山 莊 町 1 号 線	242.40	6.90	山莊町339番地の68先	山莊町339番地の11先	
山 莊 町 2 号 線	166.20	4.90	山莊町339番地の69先	山莊町339番地の11先	
山 莊 町 3 号 線	22.00	4.90	山莊町339番地の93先	山莊町339番地の92先	
山 莊 町 4 号 線	117.60	4.90	山莊町339番地の30先	山莊町339番地の37先	
山 莊 町 5 号 線	47.50	4.90	山莊町339番地の38先	山莊町339番地の41先	
山 莊 町 6 号 線	60.50	4.90	山莊町339番地の46先	山莊町339番地の53先	

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部の奥村でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第60号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書20ページから22ページまでを御参照願います。

本件は、先ほどの議案第59号と同様、日の出建設が都市計画法第29条により山荘町地内で開発を行ったものであり、築造された道路をこのたび、引き継ぎを受けたものでございます。

次に、その内容でございますが資料にお示しをいたしましたとおり、路線名山荘町1号線。起点山荘町339番地の68先から終点山荘町339番地の11先までの延長242.4m、幅員6.9mほか山荘町6号線までの計6路線、総延長656.2mを道路法第8条の規定に基づきまして、認定をお願いいたしますのでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第60号は、原案どおり可決されました。

○

- 議長（松尾孝明君） 日程第20「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び日程第21「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

議案第69号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「1,000円」を「2,000円」に改める。

第23条中「3,200円」を「3,300円」に、「1,600円」を「1,650円」に改める。

第25条第2項中「100分の200」を「100分の190」に改める。

第40条第1項第2号中「同条第4項」を「同条第6項」に改め、同条第5項第2号中「第37条の4第2項前段」を「第37条の4第3項前段」に改め、同条第15項中「第35条」を「第10条の3」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	180,500	—	—
2	289,300	249,500	212,400	187,300	167,200	—
3	299,000	258,300	220,400	193,900	173,700	132,300
4	308,900	267,100	228,600	203,200	180,500	136,500
5	323,400	278,200	239,100	212,400	187,300	141,000
6	335,300	289,300	249,500	220,400	193,900	145,900
7	347,200	299,000	258,300	228,600	203,200	151,600
8	359,100	308,900	267,100	239,100	212,400	159,400
9	371,000	323,400	278,200	249,500	220,400	167,200
10	383,000	335,300	289,300	258,300	228,600	173,700
11	396,800	347,200	299,000	267,100	237,200	180,500
12	411,000	359,100	308,900	276,000	245,900	187,300
13	425,500	371,000	319,200	284,900	254,300	193,900
14	440,400	383,000	329,500	293,800	262,500	200,500
15	455,800	395,300	339,700	303,000	270,700	207,500
16	471,400	407,600	349,800	312,300	278,700	215,200
17	485,500	419,900	359,900	321,700	286,600	222,800
18	499,000	431,700	370,000	331,400	294,400	230,000
19	511,500	443,200	380,100	341,300	302,100	236,400
20	523,700	454,500	390,200	351,100	309,600	242,600
21	535,000	464,100	400,200	360,800	317,100	248,700
22	545,400	472,000	410,300	370,700	323,900	254,400
23	551,400	479,800	420,000	380,200	330,300	260,100
24	556,100	485,200	427,700	389,000	335,000	265,500
25		489,800	435,000	397,700	339,200	270,800
26		494,100	439,900	405,400	343,300	275,700
27			444,500	411,900	346,300	280,200
28			448,900	418,100	349,200	284,100
29			452,800	422,800	352,000	287,700
30			456,600	427,200	355,000	290,600
31			460,400	431,400	358,100	293,400
32			464,200	435,200	361,000	296,100
33				439,000	363,800	298,800
34				442,800	366,200	301,300
35				446,600	368,600	303,800
36				450,400		306,200
37				454,200		308,600
38				457,900		311,000
39						313,400
40						315,700
41						317,900
42						320,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	554,600 円	417,100 円	325,800 円	— 円	— 円
2	567,400	429,800	337,900	288,000	—
3	580,000	442,100	350,100	299,800	230,700
4	593,800	454,200	362,500	311,700	240,100
5	607,100	466,300	374,700	323,700	250,500
6	620,800	478,400	386,900	335,700	261,200
7	635,200	490,100	399,400	347,800	272,800
8	650,000	501,600	412,300	359,900	284,500
9	665,300	512,900	424,800	372,100	296,300
10	680,700	524,200	437,000	384,300	308,000
11	696,000	535,500	449,100	396,700	319,400
12	711,000	546,300	460,700	408,000	329,200
13	725,600	557,100	472,200	418,500	338,600
14	739,800	567,800	483,500	428,600	347,900
15	753,600	577,800	494,700	438,400	357,100
16	766,400	587,300	505,700	448,200	366,300
17	778,700	596,100	516,400	457,800	375,400
18	789,200	603,300	527,100	467,400	384,400
19	798,400	608,600	537,700	477,000	392,500
20		613,400	546,000	484,600	397,900
21			554,100	491,800	403,300
22			559,700	498,300	406,400
23			565,000	503,100	
24			570,100	507,800	
25			574,600	512,300	
26			578,900	516,800	
27				520,500	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (二)

職務の等級	特 1 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	180,500	—	—
2	249,500	207,600	187,300	167,200	—
3	258,300	214,600	193,900	173,700	132,300
4	267,100	221,600	200,500	180,500	136,500
5	278,200	228,600	207,600	187,300	141,000
6	289,300	239,100	214,600	193,900	145,900
7	299,000	249,500	221,600	200,500	151,600
8	308,900	258,300	228,600	207,600	159,400
9	323,400	267,100	239,100	214,600	167,200
10	335,300	278,200	249,500	221,600	173,700
11	347,200	289,300	258,300	228,600	180,500
12	359,100	299,000	267,100	237,200	187,300
13	371,000	308,900	276,000	245,900	193,900
14	383,000	319,200	284,900	254,300	200,500
15	395,300	329,500	293,800	262,500	206,100
16	407,600	339,700	303,000	270,700	211,700
17	419,900	349,800	312,300	278,700	217,300
18	431,700	359,900	321,700	286,600	222,800
19	443,200	370,000	331,400	294,400	230,000
20	454,500	380,100	341,300	302,100	236,400
21	464,100	390,200	351,100	309,600	242,600
22	472,000	400,200	360,800	317,100	248,700
23	479,800	410,300	370,700	323,900	254,400
24	485,200	420,000	380,200	330,300	260,100
25	489,800	427,700	389,000	335,000	265,500
26	494,100	435,000	397,700	339,200	270,800
27		439,900	405,400	343,300	275,700
28		444,500	411,900	346,300	280,200
29		448,900	418,100	349,200	284,100
30		452,800	422,800	352,000	287,700
31		456,600	427,200	355,000	290,600
32		460,400	431,400	358,100	293,400
33		464,200	435,200	361,000	296,100
34			439,000	363,800	298,800
35			442,800	366,200	301,300
36			446,600	368,600	303,800
37			450,400		306,200
38			454,200		308,600
39			457,900		311,000
40					313,400
41					315,700
42					317,900
43					320,100

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第23条の改正規定は平成7年1月1日から、第25条及び第40条の改正規定は平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 切替日の前日において、職務の等級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の等級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、市長の定めるところによる。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までに支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定並びに府下各市の改定状況及び諸般の事情を考慮し、本市の職員の給与について所要の措置を構ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第70号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例（案）

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の260」を「100分の250」改める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

理 由

一般職の職員の給与改定及びその他諸事情にかんがみ、議会議員に対する期末手当の支給割合を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長公室理事（鹿島賢昌君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第69号、第70号につきまして、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第69号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由でございますが、本年8月2日付の国家公務員の人事院勧告並びに諸般の情勢を考慮いたしまして、本市の一般職の職員の給与について、その改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、追加議案書2ページでございます。第13条第4項の改正は、扶養手当の改正でございます。扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの子がいる場合に加算することとされている額を、1人につき1,000円から2,000円に増額しようとするものでございます。

次に、第23条の改正は、宿日直手当の改正でございます。主として市立病院に勤務する職

員が宿直または日直勤務した場合、その勤務1回につき3,200円を3,300円に、半日直勤務1回につき1,600円を1,650円にそれぞれ増額しようとするものでございます。

次に、第25条第2項の改正でございますが、12月期の期末手当100分の200を100分の190に引き下げようとするものでございます。

なお、第40条の改正は、雇用保険法の一部改正に伴う失業者の退職手当にかかわる文言の整備でございます。

また、別表第1及び別表第2の改正は、行政職及び医療職の給料表を改めようとするものでございまして、議案書の3ページから5ページのとおりでございます。

次に、附則第1項及び第2項は、施行期日及び適用日に関する規定でございまして、宿日直手当については平成7年1月1日から、期末手当及び失業者の退職手当の改正規定は平成7年4月1日から、その他の改正規定は、平成6年4月1日にさかのぼり適用しようとするものでございます。

その他の附則につきましては、本条例案の施行に伴い所要の規定整備を図るためのものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第69号につきまして、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。8ページ以降に記載されております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第70号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本市の一般職の職員の給与改定の趣旨を考慮いたしまして、市議会議員の期末手当につきましても、同様の改正を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、追加議案書16ページでございます。第5条第2項の改正は、12月期の期末手当100分の260を100分の250に引き下げようとするものでございます。

なお、本条例案は、平成7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第70号につきまして、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。17ページに記載しております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第69号及び議案第70号は、原案どおり可決されました。

- 議長(松尾孝明君) 日程第22「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第71号

一般職の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号の2の次に次の1号を加える。

(9)の3 救急救命士業務従事手当

第11条の2の次に次の1条を加える。

(救急救命士業務従事手当)

第11条の3 救急救命士業務従事手当は、消防職員のうち救急救命士の資格を有する者が、救急救命業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、月額10,000円以内とする。

附 則

この条例は、平成7年2月1日から施行する。

理 由

救急救命業務という勤務の特殊性を総合的に勘案し、消防職員のうち救急救命士の資格を有する者に所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（鹿島賢昌君） ただいま御上程をいただきました議案第71号「一般職の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、救急救命業務という勤務の特殊性を総合的に勘案し、消防職員のうち救急救命士という資格を有する者に対して救急救命士業務従事手当を新たに設け、所要の措置を講じるものでございます。

次に、その内容でございますが、消防職員のうち救急救命士の資格を有する者が救急救命業務に従事した場合、月額1万円の範囲内で支給しようとするものでございます。

また、本条例案は、平成7年2月1日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第71号につきまして、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。20ページに記載しております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第71号は、原案どおり可決されました。



- 議長（松尾孝明君） 日程第23「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第56号から議案第60号までの参考資料

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

議案第61号

和泉市税条例の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市税条例の一部を改正する条例(案)

和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表第1号中「団地管理組合法人」の次に「、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体」を加える。

第14条第1項の表及び第23条の4の表中「160万円」を「200万円」に、「550万円」を「700万円」に改める。

附則第15条(見出しを含む。)及び第16条(見出しを含む。)中「平成6年度分」を「平成7年度分」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 退職所得に係る市民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以上	未満	円	円	以上	未満	円	円	以上	未満	円	円	以上	未満	円	円
8,000	円未満	0	0	100,000	104,000	1,300	200,000	204,000	2,700	348,000	356,000	4,600	348,000	356,000	4,600
8,000	12,000	100	100	104,000	108,000	1,400	208,000	208,000	2,800	356,000	364,000	4,800	356,000	364,000	4,800
12,000	16,000	100	100	108,000	112,000	1,400	208,000	212,000	2,800	364,000	372,000	4,900	364,000	372,000	4,900
16,000	20,000	200	200	112,000	116,000	1,500	212,000	216,000	2,800	372,000	380,000	5,000	372,000	380,000	5,000
20,000		200	200	116,000	120,000	1,500	216,000	220,000	2,900	380,000	388,000	5,100	380,000	388,000	5,100
24,000		200	200	120,000	124,000	1,600	220,000	224,000	2,900	388,000	396,000	5,200	388,000	396,000	5,200
28,000		300	300	124,000	128,000	1,600	224,000	228,000	3,000	396,000	404,000	5,300	396,000	404,000	5,300
32,000		300	300	128,000	132,000	1,700	228,000	232,000	3,000	404,000	412,000	5,400	404,000	412,000	5,400
36,000		400	400	132,000	136,000	1,700	232,000	236,000	3,100	412,000	420,000	5,500	412,000	420,000	5,500
40,000		400	400	136,000	140,000	1,800	236,000	240,000	3,100	420,000	428,000	5,600	420,000	428,000	5,600
44,000		500	500	140,000	144,000	1,800	240,000	244,000	3,200	428,000	436,000	5,700	428,000	436,000	5,700
48,000		500	500	144,000	148,000	1,900	244,000	248,000	3,200	436,000	444,000	5,800	436,000	444,000	5,800
52,000		600	600	148,000	152,000	1,900	248,000	252,000	3,300	444,000	452,000	5,900	444,000	452,000	5,900
56,000		700	700	152,000	156,000	2,000	252,000	260,000	3,400	452,000	460,000	6,100	452,000	460,000	6,100
60,000		700	700	156,000	160,000	2,100	260,000	268,000	3,500	460,000	468,000	6,200	460,000	468,000	6,200
64,000		800	800	160,000	164,000	2,100	268,000	276,000	3,600	468,000	476,000	6,300	468,000	476,000	6,300
68,000		800	800	164,000	168,000	2,200	276,000	284,000	3,700	476,000	484,000	6,400	476,000	484,000	6,400
72,000		900	900	168,000	172,000	2,200	284,000	292,000	3,800	484,000	492,000	6,500	484,000	492,000	6,500
76,000		900	900	172,000	176,000	2,300	292,000	300,000	3,900	492,000	500,000	6,600	492,000	500,000	6,600
80,000		1,000	1,000	176,000	180,000	2,300	300,000	308,000	4,000	500,000	508,000	6,700	500,000	508,000	6,700
84,000		1,000	1,000	180,000	184,000	2,400	308,000	316,000	4,100	508,000	516,000	6,800	508,000	516,000	6,800
88,000		1,100	1,100	184,000	188,000	2,400	316,000	324,000	4,200	516,000	524,000	6,900	516,000	524,000	6,900
92,000		1,100	1,100	188,000	192,000	2,500	324,000	332,000	4,300	524,000	532,000	7,000	524,000	532,000	7,000
96,000		1,200	1,200	192,000	196,000	2,500	332,000	340,000	4,400	532,000	540,000	7,100	532,000	540,000	7,100
100,000		1,200	1,200	196,000	200,000	2,600	340,000	348,000	4,500	540,000	548,000	7,200	540,000	548,000	7,200

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
548,000	556,000	7,300	756,000	10,000	1,044,000	13,900	1,044,000	1,332,000	1,344,000	17,900	1,344,000
556,000	564,000	7,500	764,000	10,200	1,056,000	14,000	1,056,000	1,344,000	1,356,000	18,100	1,356,000
564,000	572,000	7,600	772,000	10,300	1,068,000	14,200	1,068,000	1,356,000	1,368,000	18,300	1,368,000
572,000	580,000	7,700	780,000	10,400	1,080,000	14,400	1,080,000	1,368,000	1,380,000	18,400	1,380,000
580,000	588,000	7,800	792,000	10,500	1,092,000	14,500	1,092,000	1,380,000	1,392,000	18,600	1,392,000
588,000	596,000	7,900	804,000	10,600	1,104,000	14,700	1,104,000	1,392,000	1,404,000	18,700	1,404,000
596,000	604,000	8,000	816,000	10,800	1,116,000	14,900	1,116,000	1,404,000	1,416,000	18,900	1,416,000
604,000	612,000	8,100	828,000	11,000	1,128,000	15,000	1,128,000	1,416,000	1,428,000	19,100	1,428,000
612,000	620,000	8,200	840,000	11,100	1,140,000	15,200	1,140,000	1,428,000	1,440,000	19,200	1,440,000
620,000	628,000	8,300	852,000	11,300	1,152,000	15,300	1,152,000	1,440,000	1,452,000	19,400	1,452,000
628,000	636,000	8,400	864,000	11,500	1,164,000	15,500	1,164,000	1,452,000	1,464,000	19,600	1,464,000
636,000	644,000	8,500	876,000	11,600	1,176,000	15,700	1,176,000	1,464,000	1,476,000	19,700	1,476,000
644,000	652,000	8,600	888,000	11,800	1,188,000	15,800	1,188,000	1,476,000	1,488,000	19,900	1,488,000
652,000	660,000	8,800	900,000	11,900	1,200,000	16,000	1,200,000	1,488,000	1,500,000	20,000	1,500,000
660,000	668,000	8,900	912,000	12,100	1,212,000	16,200	1,212,000	1,500,000	1,512,000	20,200	1,512,000
668,000	676,000	9,000	924,000	12,300	1,224,000	16,300	1,224,000	1,512,000	1,524,000	20,400	1,524,000
676,000	684,000	9,100	936,000	12,400	1,236,000	16,500	1,236,000	1,524,000	1,536,000	20,500	1,536,000
684,000	692,000	9,200	948,000	12,600	1,248,000	16,600	1,248,000	1,536,000	1,548,000	20,700	1,548,000
692,000	700,000	9,300	960,000	12,700	1,260,000	16,800	1,260,000	1,548,000	1,560,000	20,800	1,560,000
700,000	708,000	9,400	972,000	12,900	1,272,000	17,000	1,272,000	1,560,000	1,576,000	21,000	1,576,000
708,000	716,000	9,500	984,000	13,100	1,284,000	17,100	1,284,000	1,576,000	1,592,000	21,200	1,592,000
716,000	724,000	9,600	996,000	13,200	1,296,000	17,300	1,296,000	1,592,000	1,608,000	21,400	1,608,000
724,000	732,000	9,700	1,008,000	13,400	1,308,000	17,400	1,308,000	1,608,000	1,624,000	21,600	1,624,000
732,000	740,000	9,800	1,020,000	13,600	1,320,000	17,600	1,320,000	1,624,000	1,640,000	21,900	1,640,000
740,000	748,000	9,900	1,032,000	13,700	1,332,000	17,800	1,332,000	1,640,000	1,656,000	22,100	1,656,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
3,420,000	3,440,000	46,100	3,940,000	52,800	4,420,000	69,100	4,440,000	69,100	4,920,000	87,100	4,940,000
3,440,000	3,460,000	46,400	3,960,000	53,100	4,440,000	69,800	4,460,000	69,800	4,940,000	87,800	4,960,000
3,460,000	3,480,000	46,700	3,980,000	53,400	4,460,000	70,500	4,480,000	70,500	4,960,000	88,500	4,980,000
3,480,000	3,500,000	46,900	4,000,000	53,700	4,480,000	71,200	4,500,000	71,200	4,980,000	89,200	5,000,000
3,500,000	3,520,000	47,200	4,020,000	54,000	4,500,000	72,000	4,520,000	72,000	5,000,000	90,000	5,020,000
3,520,000	3,540,000	47,500	4,040,000	54,700	4,520,000	72,700	4,540,000	72,700	5,020,000	90,700	5,040,000
3,540,000	3,560,000	47,700	4,060,000	55,400	4,540,000	73,400	4,560,000	73,400	5,040,000	91,400	5,060,000
3,560,000	3,580,000	48,000	4,080,000	56,100	4,560,000	74,100	4,580,000	74,100	5,060,000	92,100	5,080,000
3,580,000	3,600,000	48,300	4,100,000	56,800	4,580,000	74,800	4,600,000	74,800	5,080,000	92,800	5,100,000
3,600,000	3,620,000	48,600	4,120,000	57,600	4,600,000	75,600	4,620,000	75,600	5,100,000	93,600	5,120,000
3,620,000	3,640,000	48,800	4,140,000	58,300	4,620,000	76,300	4,640,000	76,300	5,120,000	94,300	5,140,000
3,640,000	3,660,000	49,100	4,160,000	59,000	4,640,000	77,000	4,660,000	77,000	5,140,000	95,000	5,160,000
3,660,000	3,680,000	49,400	4,180,000	59,700	4,660,000	77,700	4,680,000	77,700	5,160,000	95,700	5,180,000
3,680,000	3,700,000	49,600	4,200,000	60,400	4,680,000	78,400	4,700,000	78,400	5,180,000	96,400	5,200,000
3,700,000	3,720,000	49,900	4,220,000	61,200	4,700,000	79,200	4,720,000	79,200	5,200,000	97,200	5,220,000
3,720,000	3,740,000	50,200	4,240,000	61,900	4,720,000	79,900	4,740,000	79,900	5,220,000	97,900	5,240,000
3,740,000	3,760,000	50,400	4,260,000	62,600	4,740,000	80,600	4,760,000	80,600	5,240,000	98,600	5,260,000
3,760,000	3,780,000	50,700	4,280,000	63,300	4,760,000	81,300	4,780,000	81,300	5,260,000	99,300	5,280,000
3,780,000	3,800,000	51,000	4,300,000	64,000	4,780,000	81,000	4,800,000	81,000	5,280,000	100,000	5,300,000
3,800,000	3,820,000	51,300	4,320,000	64,800	4,800,000	81,800	4,820,000	81,800	5,300,000	100,800	5,320,000
3,820,000	3,840,000	51,500	4,340,000	65,500	4,820,000	83,500	4,840,000	83,500	5,320,000	101,500	5,340,000
3,840,000	3,860,000	51,800	4,360,000	66,200	4,840,000	84,200	4,860,000	84,200	5,340,000	102,200	5,360,000
3,860,000	3,880,000	52,100	4,380,000	66,900	4,860,000	84,900	4,880,000	84,900	5,360,000	102,900	5,380,000
3,880,000	3,900,000	52,300	4,400,000	67,600	4,880,000	85,600	4,900,000	85,600	5,380,000	103,600	5,400,000
3,900,000	3,920,000	52,600	4,420,000	68,400	4,900,000	86,400	4,920,000	86,400	5,400,000	104,400	5,420,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額		
以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未
円		円	円		円	円		円	円		円	円		円	円		円
5,420,000		5,440,000	105,100	5,920,000	5,940,000	6,420,000	6,440,000	6,440,000	141,100	6,920,000	6,940,000	6,920,000	6,940,000	6,940,000	159,100		
5,440,000		5,460,000	105,800	5,940,000	5,960,000	6,440,000	6,460,000	6,460,000	141,800	6,940,000	6,960,000	6,940,000	6,960,000	6,960,000	159,800		
5,460,000		5,480,000	106,500	5,960,000	5,980,000	6,460,000	6,480,000	6,480,000	142,500	6,960,000	6,980,000	6,960,000	6,980,000	6,980,000	160,500		
5,480,000		5,500,000	107,200	5,980,000	6,000,000	6,480,000	6,500,000	6,500,000	143,200	6,980,000	7,000,000	6,980,000	7,000,000	7,000,000	161,200		
5,500,000		5,520,000	108,000	6,000,000	6,020,000	6,500,000	6,520,000	6,520,000	144,000	7,000,000	7,020,000	7,000,000	7,020,000	7,020,000	162,000		
5,520,000		5,540,000	108,700	6,020,000	6,040,000	6,520,000	6,540,000	6,540,000	144,700	7,020,000	7,040,000	7,020,000	7,040,000	7,040,000	162,700		
5,540,000		5,560,000	109,400	6,040,000	6,060,000	6,540,000	6,560,000	6,560,000	145,400	7,040,000	7,060,000	7,040,000	7,060,000	7,060,000	163,400		
5,560,000		5,580,000	110,100	6,060,000	6,080,000	6,560,000	6,580,000	6,580,000	146,100	7,060,000	7,080,000	7,060,000	7,080,000	7,080,000	164,100		
5,580,000		5,600,000	110,800	6,080,000	6,100,000	6,580,000	6,600,000	6,600,000	146,800	7,080,000	7,100,000	7,080,000	7,100,000	7,100,000	164,800		
5,600,000		5,620,000	111,600	6,100,000	6,120,000	6,600,000	6,620,000	6,620,000	147,600	7,100,000	7,120,000	7,100,000	7,120,000	7,120,000	165,600		
5,620,000		5,640,000	112,300	6,120,000	6,140,000	6,620,000	6,640,000	6,640,000	148,300	7,120,000	7,140,000	7,120,000	7,140,000	7,140,000	166,300		
5,640,000		5,660,000	113,000	6,140,000	6,160,000	6,640,000	6,660,000	6,660,000	149,000	7,140,000	7,160,000	7,140,000	7,160,000	7,160,000	167,000		
5,660,000		5,680,000	113,700	6,160,000	6,180,000	6,660,000	6,680,000	6,680,000	149,700	7,160,000	7,180,000	7,160,000	7,180,000	7,180,000	167,700		
5,680,000		5,700,000	114,400	6,180,000	6,200,000	6,680,000	6,700,000	6,700,000	150,400	7,180,000	7,200,000	7,180,000	7,200,000	7,200,000	168,400		
5,700,000		5,720,000	115,200	6,200,000	6,220,000	6,700,000	6,720,000	6,720,000	151,200	7,200,000	7,220,000	7,200,000	7,220,000	7,220,000	169,200		
5,720,000		5,740,000	115,900	6,220,000	6,240,000	6,720,000	6,740,000	6,740,000	151,900	7,220,000	7,240,000	7,220,000	7,240,000	7,240,000	169,900		
5,740,000		5,760,000	116,600	6,240,000	6,260,000	6,740,000	6,760,000	6,760,000	152,600	7,240,000	7,260,000	7,240,000	7,260,000	7,260,000	170,600		
5,760,000		5,780,000	117,300	6,260,000	6,280,000	6,760,000	6,780,000	6,780,000	153,300	7,260,000	7,280,000	7,260,000	7,280,000	7,280,000	171,300		
5,780,000		5,800,000	118,000	6,280,000	6,300,000	6,780,000	6,800,000	6,800,000	154,000	7,280,000	7,300,000	7,280,000	7,300,000	7,300,000	172,000		
5,800,000		5,820,000	118,800	6,300,000	6,320,000	6,800,000	6,820,000	6,820,000	154,800	7,300,000	7,320,000	7,300,000	7,320,000	7,320,000	172,800		
5,820,000		5,840,000	119,500	6,320,000	6,340,000	6,820,000	6,840,000	6,840,000	155,500	7,320,000	7,340,000	7,320,000	7,340,000	7,340,000	173,500		
5,840,000		5,860,000	120,200	6,340,000	6,360,000	6,840,000	6,860,000	6,860,000	156,200	7,340,000	7,360,000	7,340,000	7,360,000	7,360,000	174,200		
5,860,000		5,880,000	120,900	6,360,000	6,380,000	6,860,000	6,880,000	6,880,000	156,900	7,360,000	7,380,000	7,360,000	7,380,000	7,380,000	174,900		
5,880,000		5,900,000	121,600	6,380,000	6,400,000	6,880,000	6,900,000	6,900,000	157,600	7,380,000	7,400,000	7,380,000	7,400,000	7,400,000	175,600		
5,900,000		5,920,000	122,400	6,400,000	6,420,000	6,900,000	6,920,000	6,920,000	158,400	7,400,000	7,420,000	7,400,000	7,420,000	7,420,000	176,400		

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	7,420,000	円	7,440,000	円	7,720,000	円	7,740,000	円	8,000,000	円	14,000,000	円	8,000,000	円	14,000,000
	7,440,000		7,460,000		7,740,000		7,760,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,460,000		7,480,000		7,760,000		7,780,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,480,000		7,500,000		7,780,000		7,800,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,500,000		7,520,000		7,800,000		7,820,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,520,000		7,540,000		7,820,000		7,840,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,540,000		7,560,000		7,840,000		7,860,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,560,000		7,580,000		7,860,000		7,880,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,580,000		7,600,000		7,880,000		7,900,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,600,000		7,620,000		7,900,000		7,920,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,620,000		7,640,000		7,920,000		7,940,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,640,000		7,660,000		7,940,000		7,960,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,660,000		7,680,000		7,960,000		7,980,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,680,000		7,700,000		7,980,000		8,000,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000
	7,700,000		7,720,000		8,000,000		8,000,000		14,000,000		14,000,000		8,000,000		14,000,000

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項の表、第23条の4の表及び別表第1の改正規定並びに次条第2項の規定は、平成7年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の和泉市税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成7年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成6年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第23条の4及び別表第1の規定は、平成7年1月1日以後に支払うべき退職手当等(同条例第23条の2に規定する退職手当等をいう。以下同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお、従前の例による。

理 由

平成6年11月の第131回臨時国会において可決された地方税法の一部改正により、個人市民税について税率の適用区分を見直し及び平成7年度において定率による特別減税を実施するため並びに同国会において可決された政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の制定に伴い、同法第8条に規定する政党又は政治団体が公益法人等として取り扱うこととされたこと等により、本市市税条例について所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(松尾孝明君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(神藤恒治君) ただいま御上程いただきました議案第61号「和泉市税条例の一部を改正する条例(案)」の提案理由並びにその内容について総務部神藤より御説明申し上げます。

先般の第131回臨時国会において地方税法等の一部を改正する法律が11月25日に可決成立し、平成7年1月1日より施行されることとなりました。これに伴いまして本市の市税条例の規定につきましても、所要の改正を行う必要が生じることとなりました。

それでは、市税条例の一部を改正する条例(案)の内容について御説明申し上げます。議案書本冊の25ページでございます。

まず、第12条第2項の表は、33ページの参考資料を御参照いただきたいと思います。法人市民税の均等割の税率の適用区分を定めたもので、法人等の区分につきましても、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体及び政党交付金の交付を受ける政党等に対す

る法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党又は政治団体を追加するものでございます。

次に、第14条第1項の表及び第23条の4の表は、35ページを御参照いただきたいと存じますが、個人市民税に係る所得割の税率と、退職所得の分離課税に係る所得割の税率を定めたもので、3%、8%、11%の適用区分を改正案のとおりそれぞれ引き上げ、減税を図るものであります。

次に、附則第15条及び第16条は、平成7年度分の個人の市民税の所得割の特別減税と、平成7年度分の普通徴収に係る個人の市民税に関する特例を定めたもので、個人市民税の所得割額の15%相当額（ただし限度額2万円）を地方税法附則第3条の4の規定により特別減税として控除するものでございます。

次に、26ページから31ページまでの別表第1は、退職所得に係る市民税の特別徴収税額表を定めたもので、第23条の4の表の改正に合わせ全文改正をいたすものであります。

最後に、32ページの附則でございますが、第1条は、施行期日を定めたもので、第2条には、所要の経過措置を規定したものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 26番（原 重樹君） 26番・原です。本条例そのものについて反対をするわけではありませんが、内容の一部に問題点もありますので、態度表明も含めて意見だけ申し上げておきたいと思っております。

今回、提案されております条例（案）の12条関係では、政党又は政治団体を加える、となっておりますが、政党が法人格を付与されることは、今の政党自身が置かれている社会的な立場等からして当然だと思いますし、意見はないわけです。

しかし、今回の提案が、政党助成のいわゆる309億円を配分するということに起因しているわけでありまして。本来、政党助成そのものは、国民がどの政党を支持する、あるいは支持しないということにかかわらず国民の税金が配分されることとなります。つまり、憲法に保障されている思想信条の自由を犯すものだと日本共産党としては考えております。

日本共産党としては、早くから政党助成の受け取りについては拒否を表明しておりますし、この法案にも反対してきた経過があります。その意味では、今回、法人格を付与される起因が政党助成だということでは非常に問題があると考えております。

ただし、条例そのものについては、提案の理由にもありましたように減税その他もありますので、全体としては賛成をいたしますが、問題点があるということで態度表明をさせていただきます。

以上です。

- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第61号は、原案どおり可決されました。

○

- 議長（松尾孝明君） 日程第24「和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第62号

和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員団体の登録に関する条例（昭和41年和泉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8項及び第9項」を「第9項及び第10項」に改める。

第5条中「第6項前段」を「第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続法（平成5年法律第88号）及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成5年法律第89号）が公布、施行され、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長公室長（堀 宏行君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第62号「和泉市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例（案）」につきまして、提案の理由並びにその内容を市長公室堀より御説明申し上げます。議案書48ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、平成5年11月の第128国会におきまして行政手続法及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が可決成立の上公布され、本年10月1日から施行されました。この行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第356条において地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、本市の対象条例の規定の整備を行おうとするものでございます。

まず、地方公務員法の改正内容でございますが、同法第53条の職員団体の登録に関する改正でございまして、1つは、職員団体の登録後取り消し処分については行政手続法の不利益処分に該当するため、これらの不利益処分をしようとする場合は、弁明または聴聞の機会を与えることとされました。

2つ目は、職員団体の登録後取り消しに係る事前手続について、これまでは口頭審理として規定されていたものを、行政手続法に規定する聴聞と同趣旨であるため重複部分が削除され、行政手続法の特例となる公開に関する規定の部分が残されたものであります。

したがいまして、今回、地方公務員法第53条職員団体の登録に関する規定中、第6項の規定の後段部分の一部を削除、修正して第7項とされました。この第7項の追加によって以降の項番号の繰り下げ改正がされたため、本市の和泉市職員団体の登録に関する条例の一部の改正が必要となったものであります。

このことから、地方公務員法第53条の規定を受けて定めている和泉市職員団体の登録に関する条例の第1条中第8項及び第9項を第9項及び第10項に改め、第5条中第6項の前段を第6項に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が、この条例の提案理由並びに改正の内容でございます。

参考資料として50ページに新旧対照表を添付してございますので御参照いただきよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第62号は、原案どおり可決されました。

- 議長(松尾孝明君) 日程第25「和泉市自転車等の放置防止に関する条例制定について」を議題といたします。

議案第63号

和泉市自転車等の放置防止に関する条例制定について

和泉市自転車等の放置防止に関する条例を次のように制定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市自転車等の放置防止に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、駅周辺の道路その他公共の場所における自転車等の放置に対する措置を講ずることにより、歩行者等の安全な通行を確保するとともに、良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。
- (3) 利用者等 自転車等の利用者及び所有者をいう。
- (4) 放置 自転車等の利用者等が自転車等を離れて直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。
- (5) 大型店舗等 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で規則で定めるものをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、必要な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 近距離の居住者は、通勤、通学等のため当該駅への自転車等の利用を自粛するよう努めなければならない。

(自転車等利用者等の責務)

第5条 自転車等の利用者等は、自転車等を放置することにより良好な生活環境を悪化させないように努めるとともに、自転車等の放置防止に関し市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 自転車の所有者は、当該自転車に住所及び氏名を明記するよう努めるとともに、自転車の防犯登録を受けなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第6条 鉄道事業者及び路線バス事業者は、自転車等の放置防止に関し市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(大型店舗等の設置者の責務)

第7条 大型店舗等の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車を設置するよう努めるとともに、自転車等の放置防止に関し市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第8条 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車に住所及び氏名の記入並びに防犯登録の勧奨に努めなければならない。

(放置禁止区域の指定等)

第9条 市長は、駅周辺道路等において自転車等の放置が著しい場合には、当該地域を放置禁止区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定した区域を変更し、又は廃止することができる。

3 市長は、前2項の規定により放置禁止区域を指定し、変更し、又は廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

(自転車等の放置禁止)

第10条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第11条 市長は、第9条により指定された放置禁止区域内に放置されている自転車等を撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第12条 市長は、放置禁止区域外に放置されている自転車等について、歩行者等の安全な通行の確保のために必要と認めるときは、当該自転車等に警告票を取り付けることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた後なお放置されている自転車等については、規則で定める期間を経過後これを撤去することができる。ただし、良好な環境の確保及び都市機能の低下等市長がやむを得ないと認めるときは、直ちに撤去することができる。

(撤去した自転車等の措置)

第13条 市長は、第11条及び前条第2項の規定により撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、前項の措置を講じた後、利用者等が引き取らない自転車等について、規則で定める保管期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第2項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

(費用の徴収)

第14条 市長は、第11条から前条までの規定により自転車等を撤去し、及び保管したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。ただし、撤去日前に警察署に対し盗難届が提出されている自転車等については、この限りでない。

2 前項の規定により徴収する額は、別表に定める額とする。

(自転車等駐車場の附置)

第15条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域並びに放置禁止区域において、大型店舗等を新築し、又は増築しようとする者は、当

該施設若しくはその敷地内又はその周辺に、規則で定める基準に従い、自転車等の駐車を設置しなければならない。

- 2 前項に規定する地域以外の地域において、大型店舗を新築し、又は増築しようとする者は、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に、規則で定める基準に従い、自転車等の駐車を設置するよう努めなければならない。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第16条 前条の規定により設置する自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車等駐車場の届出)

第17条 第15条の規定により自転車等駐車を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(自転車等駐車場の管理)

第18条 第15条の規定により設置された自転車等駐車場の管理者は、当該自転車等駐車をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第19条 市長は、第15条の規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして自転車等駐車場に立入検査させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第20条 市長は、第15条、第16条及び第18条の規定に違反する者に対して、相当の期間を定めて、当該違反を是正するための必要な措置を命ずることができる。

(審議会の設置)

第21条 自転車等の放置防止のための総合的な対策並びに自転車等放置禁止区域の指定、変更及び廃止について調査審議するため、和泉市自転車等放置防止対策審議会を置く。

(関係機関との協議)

第22条 市長は、自転車等の放置を防止するため、関係機関と協議して必要な施策の推進に努めなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第21条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、第15条第1項に規定する地域内に現に設置されている大型店舗については、増築する場合を除き同項の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行後、新たに第15条第1項に規定する商業地域及び近隣商業地域並びに放置禁止区域の指定を受けた地域内において、当該地域となった日から起算して6月以内に大型店舗等の新築又は増築事業に着手した者については、同項の規定は適用しない。
- 4 和泉市環境保全条例（昭和57年和泉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第42条を次のように改める。

（放置自転車への措置）

第42条 市長は、前条に違反して道路等に放置された自転車等については、撤去することができる。

第43条中「移送」を「撤去」に改める。

理 由

駅周辺に放置された自転車等により発生する交通の安全、生活環境の問題に対処するため、放置自転車等の排除等対策をより積極的に推進する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

別表（第14条関係）

種 類	徴 収 料 金
自 転 車	1,500円
原動機付自転車	2,500円

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 産業部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第63号「和泉市自転車等の放置防止に関する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について、産業部萩本より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、近年、手軽な交通手段としての自転車利用の増大は、駅前広場等における無秩序な自転車の放置となり、交通安全の阻害、良好な生活環境の喪失な

ど、様々な社会問題を提起するに至りました。この放置自転車対策として、昭和55年に制定された自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律、いわゆる自転車法では、自転車駐車場の整備と放置自転車の撤去の2つが対策の柱として位置付けられたところがございます。

以来、本法に基づき、本市におきましてもJR 3駅に自転車駐車場の整備を行ってまいりました。しかし、自転車に加え原動機付き自転車の利用者の増大と、駅周辺での駐輪場用地確保の困難性等により放置自転車の解消に至っていないのが現状でございます。

こうした中で昨年12月、自転車法の一部改正があり、新たな規定が盛り込まれた改正自転車法が本年6月20日に施行されたことから、これを受けて和泉市自転車等の放置防止に関する条例を制定し、駐輪場施設の整備促進を図り、自転車等の駐車秩序を確立することにより良好な生活環境の確保と交通の円滑化を図るため、本条例を御提案申し上げる次第でございます。

次に、その内容でございます。

第1条の目的でございますが、駅周辺の道路等に放置されている自転車等を排除することにより、歩行者の安全と生活環境を確保することを目的とし、第2条は、定義として第1号の自転車より第5号の大型店舗等について定めるものであります。

第3条は、市長の責務について定めるもので、自転車対策の必要な施策に努めなければならないものとしたものであります。

第4条から第8条につきましては、市民を初め本市が行う自転車対策に関係する者の協力義務について定めるもので、第4条では、駐車場整備の適正化を図るため、駅等に近い距離の市民は自転車等の利用の自粛を、第5条では、自転車等の所有者について、盗難防止や返還事務を円滑に行うため、自転車への氏名記入や防犯登録を、第6条では、鉄道事業者等の責務を規定するとともに、第7条では、大型店舗等の駐車場の確保について規定し、第8条では、自転車小売業者の責務として、防犯登録の勸奨等について規定をしております。

第9条から第12条については、放置自転車の規制について定めるもので、駅周辺の道路等での放置を禁止するため禁止区域を指定し、その区域に放置された自転車等については、撤去することができるとしております。また、禁止区域外の放置自転車等についても、警告票の取り付け等一定の措置を講じた後撤去することができるものとしたものであります。

第13条は、撤去した自転車等の措置について定めるもので、撤去した自転車等は保管するものとし、撤去した場合は、その撤去した場所、日時、返還方法等の内容を告示するとともに、返還するため利用者等の確認等必要な措置を行うものとしたものであります。また、引き取られない自転車等については、一定期間保管した後売却し、その売却代金で保管することができ

るものとし、売却できない自転車等については、廃棄等の処分ができるものとしたものでございます。

なお、6カ月経過しても自転車等が返還できない場合、その所有権は市に帰属するものとしております。

第14条は、費用の徴収について定めるもので、撤去した自転車等の返還に際し、撤去、保管に要した費用を徴収することができるものとし、第14条関係の別表のとおり、その額については、自転車1,500円、原動機付き自転車2,500円といたしております。

第15条から第20条までについては、大型店舗等大量の駐車需要を生じさせる施設における駐車場の設置及び管理について定めるもので、第15条では、商業地域や近隣商業地域並びに放置禁止区域内で大型店舗等新築、増築するものは、その店舗の規模や種類により一定の基準に沿った駐車場の設置を、また、当該地域外においても同様に駐車場施設の設置に努めることとしております。

設置された施設については、安全かつ有効に利用できる構造とし、その設置に当たっては事前に関係書類の提出を、また、関係書類の内容に合った施設であるかを検査することができるものとし、目的外に使用している等内容に違反した場合、必要に応じ一定の期間を定め、是正措置を命ずることができるものとしたものであります。

第21条は、審議会の設置について定めるもので、審議事項として自転車対策や放置禁止区域の指定、変更等についての審議を、また、第22条では、市長は、関係機関とともに自転車対策の推進に努めるものと定め、その関係機関といたしましては、警察署、鉄道事業者、路線バス事業者、道路管理者等を予定しているものであります。

第23条は、委任について定めるもので、本条例で定めた事項以外の必要な事項は、規則で定めるとしております。

附則第1項につきましては、公布の日から6カ月以内で規則で定める日から施行するものとしております。

また、第21条の審議会の設置につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

第2項では、第15条で定めております大型店舗等の付置駐車場について、公布より施行の間に設置されても、本規定は、適用されないものとしております。

第3項では、施行後新たに商業施設及び近隣商業地域や禁止区域になった地域で、当該地域となった日から6カ月以内に大型店舗等を新增築しても、付置駐車場は設置する必要はないとしております。

第4項は、和泉市環境保全条例の第42条、第43条の改正をいたしております。今回、新たに自転車法に基づく放置防止条例を定めるに当たり、放置防止条例との整合を図る必要が生じたため、それぞれ改正するものであります。

なお、本条例と関連いたしまして、今後の自転車対策の中で民間施設の役割も大きいことから、民間施設に対する行政の対応についても合わせて目下、検討しているところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、和泉市自転車等の放置防止に関する条例（案）の提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番（田代一男君） 6番・田代です。先般の特別委員会でもこれは問題点ではないか、と質問をさせていただきましたが、この条例は、あくまで自転車と50CC以下のバイクを対象としております。しかしながら、実際に放置禁止場所においては、通勤、通学等で使っている55CCとか125CCあるいは中には250CCのバイクもございまして。それらの多くは、禁止区域に他の自転車等と引括めて置いてある場合、この条例はあくまでも自転車と50CC以下のバイクであるので、一斉撤去した場合、55CCあるいは125CCのバイクは適用除外として残しておくのか。仮に一緒に撤去しても、持ち主が取りに行った場合、「私のは125CCだから2,500円は払いません」と言った場合どうなるか、おカネはいただくのか、いただかないのか。

そこでいっそのこと、対象を二輪全般にできないか。恐らく担当者となれば、これは警察が取り締まるべき対象だろうと思っておられるでしょうが、実際には、警察が違法な場所に駐車してあるバイクまで取り締まっていたらどうか。警察は、四輪以外は撤去しません。そうすると、そこへ残ってしまうという心配があります。これらについては、特別委員会ではっきりお答えをいただけなかったもので、このような状況が出た場合の対処についてお聞きをしたいと思っております。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
 - 交通公害課参事（黒川一成君） 交通公害課黒川よりお答え申し上げます。今般の自転車法の対象といたしますのは、あくまでも50CC以下の原動機付き自転車でございます。これ以上のバイク等については対象外となります。したがって、これらの措置につきましては、所管としては、道交法を対象にして警察の方で処理していただくのが基本でございます。
- 現状、駅周辺における50CC以上のバイクは数も少なく、われわれとしては、余り問題ではないと考えておりますが、現実には、その問題も出てまいるかと思っております。確かに警察の対応は

遅いのですが、この対策については、警察もわれわれも一体として取り組むという考え方をしております。警察の方でも、所有者等への通知等徹底した取り締まり以前の仕事をを行う措置を取っていただくという配慮に努めるよう、その対策を検討して参りたい、このように考えてございます。

- 6番（田代一男君） 私は以前、550CC以上になると2人乗りができるというのでスーパーカブに乗っていたのですが、外から見た形状は、50も55も変わりません。いずれにしろ、今後の状況を見ながら対処していただかなければなりません、やはり二輪全般にできない、例えば125CCも取り締まりの対象にすることができないという理由は何かあるのでしょうか。
- 交通公害課参事（黒川一成君） 従来の自転車法では、バイクは含まない、となっております。今回、500CC以下のバイク等も含めて対象にするよう改正されたわけでございます。500CC以上になりますと、法の関係もありまして、自転車法でこれを越えた形の措置ができるかとありますと、難しい問題がございます。違反等の場合は、反則金等の対象ともなっておりますが、この辺の反則金的な考え方は、われわれとしては、この条例の中では持っていないものであります。実際の措置をする場合でも、重量の問題とか確保する場所や管理の方法にしても、ガソリンが入っているのが難しい面がございます。この法の趣旨から言っても、500CC以下のバイクを範疇に含めるのが精々と考えてございます。
- 6番（田代一男君） わかりました。施行前から余りいろいろ心配しても始まりません。施行後の状況を見ながら柔軟な対処するしかないと思いますので、これで終わります。
- 議長（松尾孝明君） 他に。早乙女議員。
- 27番（早乙女実君） 27番・早乙女です。最初に、条例の中身に入るまでに、条例の出し方について2点ほどお聞きをしたいと思っております。

附則1で「公布の日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する」とありますが、この「6月を越えない範囲」とわざわざ銘打ったことについての意味があるのかないのか、お聞かせください。

2点目は、附則の4で「和泉市環境保全条例を次のように改正する」ということですが、新条例をつくる中で今までの条例を改正するという手続が法的に可能だという根拠をお示しく下さい。

3番目は、委員会でもかなり質問しましたので重複を避けてお聞きしますが、詳しく聞きたいことが全部規則で定めるとなっております。そのことについては、特別委員会の委員長さんとも相談してできるだけ示してくれ、というお願いはしてあるのですが、その中で少し確認をしたい問題がございます。というのは、規則で定める中でお示しいただいた問題の中では、当

面の禁止区域は、JR和泉府中駅と新駅の中央駅で設定してあるということ。それから、時期は4月からだ、と委員会協議会の中で説明がありました。

ただ、具体的にはっきりしないのは、1つは、和泉府中駅では、現状、放置自転車があるのですが、それを100%収容できるようにする、とはおっしゃいましたが、それでは、住民に関してどのようなプロセスを踏んで周知徹底をするのか、という点は、一切御説明がございませんでした。

今、放置自転車の撤去はシルバーさんがしているのですが、その方々が矢面に立ってます。住民に徹底していればトラブル発生は少ないでしょうが、これからはおカネが伴ういわゆる罰則付きの条例ですので、市民的には手続を踏んでいかないとトラブルの原因になると思います。その辺では、現実の問題として府中駅を例にどのような形でやられるのか、お聞きをしたい。

それから、規則で定める中身で審議会の設置ですが、21条で何をやるかについては、総合的な対策、区域の指定、変更、廃止を調査、審議する、となっておりますが、総合的な対策というのが漠然としていてわかりにくいのです。この中には、当然、放置自転車を100%収容できるという駐輪場設置問題が含まれてくると思いますが、そのことも含めてこの審議会の中で議論されるようになるのか。

また、審議会委員について考えておられるのは、委員会でも一部で出ましたが、住民参加については余り考えておられない。さらには、議員代表が入るような話もなかったような気がします。この辺りの審議会のメンバーをどのように考えているのか、少しお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、規則で定める問題の3点目は、保管金を取るわけですが、委員会の答弁では、管理委託ということです。内容面でまだ議論があるということならば置いておきますが、現実におカネを取るのですから、その公金の取り扱い、責任問題をどのように考えておられるのか。

以上です。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 交通公害課参事（黒川一成君） 引き続きまして、黒川より御回答申し上げます。回答が前後するかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

公布の日から6カ月以内に規則で定める日から施行する、施行期日を規則に委任する、ということですが、準備等に要する期間が明らかでなく、施行日を法令で確定することが困難なときには、このように定めることができるとなっております。今後、条例を公布、施行し放置自転車を撤去していく場合、受け皿としての駐輪場の整備も必要であります。また、

この条件が整った駅周辺の禁止区域を指定するための作業も必要になりますので、それらの準備期間が当初から確定させることができない場合は、法の趣旨から6カ月以内と定めたものでございます。

それから、附則の4号で本条例で環境保全条例を改正していく内容でございますが、法令を一部改正する場合は、本則で行う場合と附則で行う場合の2つの方式があります。今回のように新たに放置防止条例を制定する場合、この法令を制定するに当たりまして、他の関係法令と整合を図る必要が生じた場合には、本条例の附則で行うものとなってございます。自転車放置防止条例と環境保全条例を別々に本則で改正した場合については、どちらかが可決または否決された場合、法の体系上整合が図れないという不都合が生じないように、法令の中では、どちらか主たる条例の中で改正をすることになってございます。

それから、和泉府中駅の例を取りまして、今後、どのようなプロセスで住民に周知していくか、というお話でございます。平成7年度当初を目途にしておりますが、駐輪場等の整備の予算的な問題等がございます。その中で整備を行った駐輪場の受け付けなりをしまいりますが、駐輪場整備ができたことと合わせ放置禁止区域を指定したことを並行して住民の方にPRしていくことを考えております。今後、チラシなどによって受け付け等も含めてPRに努めてまいりたいと考えております。

それから、今回の審議会でございますが、審議会に諮っていくのは、禁止区域に限定したものでなく、前段としては、駐輪場の整備あるいは自転車放置対策に関するいろんな御意見をいただきながら禁止区域の指定について御審議をいただくという考え方を持っております。その中で自転車の放置防止対策に関する総合的な意見も審議していただきたいと考えております。

なお、構成メンバーでございますが、予定といたしましては、住民組織の代表者として連合町会長、婦人会、関係団体の代表として商店連合会、関係する鳳土木、住宅・都市整備公団、公共交通機関の代表としてJR、南海、泉北高速鉄道の電気事業者等、また当然、所管する警察等も対象とした構成を考えております。

ただ、御指摘のように住民参加、議員さんというお話もございましたが、過去、自転車法自体が昭和55年にできた段階でいろいろ御意見があった上で制定されたものと考えております。この法を受けて今回の条例を制定していくものでありまして、多くの意見は、この法の中に含まれたものであるという考え方をしております。今後、御意見は尊重してまいりたいと思っておりますが、今回の審議会の当初の形の中には、はなはだ申しわけありませんが、含めていないということでございます。

それから、委託管理のお話でございますが、すべて丸投げ的な形でなく、あくまでも当初、

保管料の徴収等については、市の中でやらなければならないと考えております。ただし、順調に軌道に乗ってきた段階では、一定の単純管理についてシルバーさん等を通じて委託もできるのではないかと。委託内容の趣旨は、若干、ニュアンスが違うという考え方をしております。われわれとしては保管料をいただきますので、その辺のカネの取り扱いには慎重にしたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 27番（早乙女実君） 今回、余り勉強してこなかったのですが、法令については、そう言われればそうかな、という気になってしまうのですが、周知期間も含めて留保する意味で6カ月間というものを付けたみたいです。それは何となくわかるのですが、環境保全条例を改正する話ですが、42条を撤去することができるとなり、43条では、「移送」を「撤去」に改める、ということですが、移送と撤去はどう違いますか。

○ 交通公害課参事（黒川一成君） 解釈としては、ほとんど変わらないのですが、移送の場合は、別の場所に移す。撤去は、力を持って別の場所に移すという、ニュアンスが若干強くなると思います。

○ 27番（早乙女実君） 環境保全条例は、大変素晴らしい条例だと思いますが、残念ながら、罰則規定が全くない。ところが、今回の自転車条例は罰則があります。その撤去の中には、罰則の意味も込めてであると認識しますが、こちらで勝手な解釈をすれば、環境保全条例を強化する意味でそういう言葉を換えていけば、もっと有効性のあるものに変えていけるのかなという認識をしています。これは答弁は要りません。

ただ、強い罰則が付く条例の中では、逆に言えば罰則のない環境保全条例のどちらが主か。先ほどの話では、片方が否決されれば成り立たなくなるからこういう手続をとった、と言われました。法令的にそれが可能だとおっしゃいましたが、若干、釈然としない問題は残ります。手続的に議員さん、住民さんへの周知徹底も含めてこういう形態を取られることについては、もう少し事前に御説明があってもいいのではないかと。これは意見として申し上げておきます。

それから、住民への周知徹底問題も含めて現状の整備、新たに駐輪場の整備については、J・Rの清算事業団から買った土地を使われると思いますが、そこへの駐輪場の設置、受け付け、その間に住民に対してこれからは持って行かれた分は保管料を取りますよ、おカネを持って来ないと返しませんよ、という周知徹底が3月までにすべてできるとはちょっと考えにくい。昨日の猪尾議員の質問にありました交通公害課の体制問題も含めましてね。公害問題にしてもあれだけの対応しかできていない中で新たにこの問題を受けるといって、そのために6カ月にしたのかという気がします。4月にかなりこだわって委員会でも言われてます。私はやるな、とは

言いませんが、この辺りは、もう少しゆとりを持って住民に納得してもらった上で移行していくべきだと思いますが、その辺はどうですか。

- 交通公害課参事（黒川一成君） 今回の補正予算の中でも駐輪場の整備ということで府中駅の清算事業団の土地の活用の範囲で計上させていただいております。この駐輪場で預かる受け付け等のスケジュールを考えますと、1月中旬ぐらいからセットしていく必要があると考えてございます。ただし、受け付けは、あくまでも駐輪場整備が前提でございますので、それを今、努めております。この受け付けの中でも当然、住民へのPR、周知徹底は行っていけるものと考えてございます。確かに厳しい設定期間ではございますが、平成7年度の早い時期、4月には、この条例を適用していきたいと考えております。

なお、罰則規定という認識をされておられるようですが、われわれは、あくまでも保管手数料ということで費用の徴収を考えております。若干、その辺の感じが違いますので、よろしくお願いいたします。

- 27番（早乙女実君） 言葉の雰囲気随分変わりますが、住民がどう受け止めるかでおのずと答えが出ると思います。新年度の早い時期ということで4月とおっしゃってますが、前提は、あくまでも住民さんの自主的な協力、市民がきちんと保管場所に置くようなモラルを高める事業ですので、その辺りの趣旨をきちんと認識してやっていただきたい。

最後に要望ですが、申しわけないが、議員は入れてない、考えてない、ということですが、審議会の審議はどういうことをやるか、と聞きましたら、前提条件である駐輪場設置問題も出ます、ということです。特に今回、対象になってない信太山駅、北信太駅、特に北信太については、今まで地元議員さんからの質問でも駐輪場設置が出されております。当然、審議会の中で前提条件が論議されるのであれば議会の代表もいれるべきだ、ということ意見を申し述べて終わります。

- 議長（松尾孝明君） 他に、赤阪議員。
- 18番（赤阪和見君） 第13条の第3項、第4項について教えてほしいのですが、第3項は、「規則で定める保管期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない……」とありまして、その場合は売れるということですか。今までは、移送した自転車は廃棄物処分をしてきましたが、これは原形のままで売れると理解するのか。第4項では、6カ月を経過しても返還できないときは売った。1,800円で売れたが、あとの200円は返すという意味なのか。3項と4項の取り合いを教えてくださいませんか。
- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 交通公害課参事（黒川一成君） 一定期間保管した後、われわれは30日間を予定しております。

ですが、相当経費がかかる場合、売却することができるとしております。われわれとしては、あくまでも返還を行うことが前提でありまして、そのための防犯登録なり住所氏名をきちんとし
ていただくという啓発に努めていきたいと考えてございます。

売却した場合の費用の差額ですが、実際の自転車の価値判断は難しいものでございまして、条例の中で売却を制定はしておりますが、あくまでも廃棄あるいは所有権の区分は、6カ月を
もって処分していきたい。売却は、保管場所などいろんな問題が発生した時点で考えるわけで
ございまして、当面は、売却ということは発生しないと考えてございます。

○ 18番(赤阪和見君) そういうあやふやな条例制定では困ります。一応、基本的には、6カ
月は保管してくれるわけですか。6カ月を経過してもなおかつ、ということですか。それ
から、売却ということでは、だれに、どのように売っていくのか、その点、教えてください。

○ 交通公害課参事(黒川一成君) あくまでも市に所有権が帰属するのが放置後6カ月とい
うことでございます。処分する対象としては、小売業者へのいろんな配慮がございまして、その
辺の話も入っております。放置された自転車のすべてを保管すること困難ですが、一般に公売
したり、再生利用等の考え方で処分していくことは、そういう調整配慮の中ではなかなか難し
い問題もございまして。販売する相手先や台数は、すべて関係するものと調整してやっていく必
要があると考えてございまして、施行までにきちんとした形をつくってまいりたいと考えてお
ります。

○ 18番(赤阪和見君) 6カ月は保管してくれるということですが、この第3項はあやふやな
んですね。保管期間を経過してもなおかつ、ということと、告示の日から起算して6カ月を経
過しても、という第4項の部分がね。今、30日云々という話が出たましたが、その辺をきちん
としてもらわないといけないと思います。

それから、業としている方にすべてを引き取ってもらうという形もさることながら、1つ言
えることは、安いから買って、また放置する、というリサイクルになってしまうという考え方を
されているように思います。その意味ではなく、本当に自転車に対する愛着を持っているな
らば、安かろうが高かろうが、大事に乗る人もいるわけです。悪い方向でこうだからできな
い、という考えでなく、もっと自転車に愛着を生む方向性を持っていかなければいけない。安
いからまた放置される、という感覚では、幾らたっも良くならないと思います。

この文面を読みますと、30日で2,000円で処分売却された、取りに来たら500円返すという
感覚に取れるのですが、それは僕の解釈の間違いですか。

○ 産業部理事(白樫通有君) ただいまの赤阪先生の御質問に対しまして、産業部白樫からお
答えさせていただきます。

まず、第3項ですが、今の段階で規則で予定をしておりますのは、30日ということでございます。この30日間は、自転車を売却するまでの期間でございます。従来、撤去保管しているうちに風雨にさらされて錆びたりして使えるものも悪くなるという観点から一応、30日を予定しております。それまでに市の方からお名前を書いていただくとか、防犯登録を義務付けられていることで所有者を探して御連絡を申し上げ、自転車を処分されないよう大事に使っていただく。それが30日ということで、それを過ぎれば売却をする。

そこで1つは、使用可能なものと、使用できないスクラップとして廃棄処分するものに分けるのですが、先ほど、お尋ねの例えば2,000円で売れた場合、取りに来たとき2,500円を徴収するとすれば、差し引き500円を徴収する。逆に4,500円で売れた場合、その差額は返すという、改正された自転車法で取り扱いの基本が示されてございます。今後、規則でその点も煮詰めていきたいと考えてございます。

また、30日を経過し、なおかつ6カ月の間は売買代金として預かっていることもございますし、その6カ月間が過ぎても残った分については廃棄処分をすることができる。売却の段階で売れなければ市に帰属する、ということで30日と6カ月の区分がされております。よろしく御理解賜りたいと存じます。

- 18番（赤阪和見君） 1台ずつ値踏みをしてきちんと入札的なものをされると理解していいんですね。業者で云々ということでも、これ1本で何ぼ、ということはない。1台ずつされると受け取るんですが、それでよろしいでしょうか。
- 産業部理事（白樫通有君） その点についても今回の改正法に示されておりますが、1台ずつ販売できればいいわけですが、販売単位としての数量が多い場合、1台ずつ売却することが困難であると認められるときは、適切な単価を設定し、何台ずつかまとめたの売却もやむを得ないだろうということもございます。そういうことも検討して売却しなければなりません。また、売却方法や手続についても、一般競争入札とか随意契約等細かい点も考えられますので、今後、これらの点も煮詰めてまいりたいと思います。
- 18番（赤阪和見君） 途中ですが、この第3項と第4項について、休憩の間に僕も勉強します。まだ、後に質問もあるようですので、よろしくお願いします。
- 議長（松尾孝明君） 他に質問もあるようですので、慎重御審議をいただくため、お昼のため1時まで休憩いたします。

（午後12時11分休憩）

○

（午後1時00分再開）

- 議長（松尾孝明君） 午前に引き続き、会議を開きます。
- 赤阪議員の質問に対し、答弁を願います。
- 交通公害課参事（黒川一成君） 交通公害課から再度、回答させていただきます。
- 現在の放置自転車につきましては、廃棄処分という形で行っておりますが、今回の自転車等の放置防止条例の制定に当たりましては、単純に売却、廃棄処分ではなく、今後においては、再生利用等についても十分に検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。
- 18番（赤阪和見君） それで結構ですが、私も常日ごろから議会でご発言しております。行政がいろいろな縦割りに分かれている中では、どうしても自分のところで解決しようというものが余りにも多過ぎるという点を鑑みて、こういう命あるものをより大事にしていく観点から、行政の縦割りを排してごみ減量課とかいろいろな形と連携を取って、優しい行政をやっているのが目に見えるような体制をしっかりと取ってほしい、このように要望だけしておきます。
- 議長（松尾孝明君） 他に。上田議員。
- 5番（上田育子君） 私も委員会の中で発言をして経過がありますので、要望だけさせていただきます。
- まず、審議会のメンバー等についてお話がありましたが、従来、市長の方から審議会をつくる場合には女性メンバーを2割以上入れたい、と約束していただいていると思っております。聞くとところによると、婦人会長さんのみというメンバーであります。審議会は、この条例をうまく運用していくという立場でつくられるものだと思います。そこには、取り締まるという視点を越えて自転車を愛していく。車社会から自転車、歩く社会も含めて環境保全をしていく趣旨があるかと思えます。その意味では、自転車がなくてはならないサラリーマンや市民の代表、女性の代表、今、出ました市民生活部との連携も十分配慮した開かれた審議会づくりをやっていただきたい。
- さらに、リサイクルの問題であります。自転車を修理してどうするか、その1つの選択肢としては、戦後50年、和泉市がアジアの人たちと協力していこうという点では、まだまだ自転車1台を買うのに月収の何割も要するという国々もあると聞いておりますので、そういうところと意図的に姉妹提携をしていく。例えば東京・練馬区ではやっていると聞いてますが、その点も研究され、ぜひ自転車の活用も図っていただきたい。
- さらに、ちゃんと哲学を持つという点では、取り締まるだけでなく、サイクリングフェアとか自転車を市民全体で愛していこう、町の一部にしていこう、生活の一部にしていこうという、楽しみながら取り締まっていく方策も十分検討していただきたいと要望して終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第63号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（松尾孝明君） 日程第26「和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第64号

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例制定について

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例（案）

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年和泉市
条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表学園地区の項（に）外壁の後退距離に関する制限の欄中「渡り廊下をいう」の次に「。以下
同じ」を加え、同表研究開発地区の項の次に次のように加える。

<p>中央 駅 前 地 区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 シビックセンター地区Iにおいて、は、次のもの</p> <p>(1)1階又は1階から歩行者デッキ(歩行者の通行の用に供する人工地盤をいう。以下同じ。)に面する階までの部分を住宅(兼用住宅を含む。)、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの。ただし、これらに附属する出入口部は除く。</p> <p>(2)大学、高等学校又は高等専門学校</p> <p>(3)自動車教習所</p> <p>(4)番舎(バットショップ又は動物病院に附属するものを除く。)</p> <p>(5)風俗関連営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項)に規定する営業)の用に供するもの</p> <p>(6)倉庫業を営む倉庫</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、計画図に表示する壁面の位置を制限する道路境界線までの距離は、3メートル以上、計画図に表示する壁面の位置を制限する隣地境界線までの距離は、6メートル以上でなければならぬ。ただし、道路横断施設及び歩行者デッキについては、この限りでない。</p>	<p>1 建築物の高さは、計画図に表示する制限する道路境界線内の範囲において、12メートルを、計画図に表示する建築物の高さを制限する隣地境界線から10メートル以内を、15メートルを超えてはならない。</p> <p>2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの真北方向の水平距離に、低層住宅地区Iに面する部分においては、0.6を、中高層住宅地区に面する部分においては、1.25を乗じて得たものに加えたもの以下でなければならぬ。</p> <p>3 前2号の規定は、道路横断施設又は歩行者デッキについては、適用しない。</p>
-------------------	---	---	---

	<p>2 シビックセンター地区Ⅱにおいては、前号(1)から(6)までに掲げるもの</p> <p>3 沿道サービス施設地区においては、次のもの</p> <p>(1)1階部分を住宅(兼用住宅を含む。)、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの。ただし、これらに附属する出入口部は除く。</p> <p>(2)第1号(2)から(5)までに掲げるもの</p>				
--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

和泉都市計画和泉中央丘陵地区地区計画の変更に伴い、良好な都市環境を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2題1項の規定に基づき、建築条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 参与兼都市整備部長（富田宏之君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第64号「和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について」、都市整備部富田より提案の理由並びにその内容について御説明いたします。

まず、提案の理由でございますが、トリヴェール和泉中央駅前地区の地区整備計画の制定に伴いまして、今回、これに関連する建築条例の一部を追加改正することとしたものであります。

その内容につきましては、別表学園地区の項に（に）外壁の後退距離に関する制限の欄中「渡り廊下をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同表研究開発地区の項の次に次のように加える、として中央駅前地区を追加しております。

62ページの別表をお願いいたします。まず、用途の項では、「次の各号に掲げる建築物は建築してはならない」と規定し、シビックセンター地区Ⅰにおいては、（1）としまして、建築物の1階又は歩行者デッキに面するまでの階を住宅、共同住宅等の用に供するもの。（2）としまして、大学、高等学校等。（3）としまして、自動車教習所。（4）としまして、動物の畜舎。（5）としまして、個室付浴場等風俗関連営業の用に供するもの。（6）として、倉庫業の倉庫を制限しております。

次に、シビックセンター地区Ⅱにおいても同様の規定をしておりますが、（6）の倉庫については、用途地域が住居地域であり、法により制限されていることから省略しております。

沿道サービス施設地区につきましては、（1）としまして、1階部分を住宅、共同住宅等の用途に供するもの。（2）としまして、先のシビックセンター地区Ⅰに規定している（2）から（5）までに掲げるものを制限し、各地区ともニュータウンの中心地にふさわしい用途に誘導することとしております。

次に、外壁の後退距離に関する制限の項では、指定する道路境界線からは3メートル以上、隣地境界線からは6メートル以上とし、道路横断施設、歩行者デッキについては、その機能上除外しております。

また、建築物の高さに関する制限の項では、1として、指定する道路境界線から10メートルの範囲においては12メートル、隣地境界線から10メートルの範囲においては、15メートルをそれぞれ超えてはならない、としております。

合わせまして、2として、建築物の各部分の高さについても、低層住宅地区Ⅰ及び中高層住宅地区に面する部分について、それぞれ真北方向の水平距離に0.6又は1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下として斜線制限を強化し、隣接地域への配慮をしております。

また、この制限につきましても先ほどと同様、道路横断施設等は除外しております。

以上が、今回、追加しようとする概要でございますが、附則で、この条例は、規則で定める日から施行する、としており、都市計画決定の告示日に合わせて施行する予定でございます。

まことに簡単ですが、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

参考資料の新旧対照表並びに計画図(1)、(2)を御参照の上よろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(松尾孝明君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第64号は、原案どおり可決されました。

○

- 議長(松尾孝明君) 日程第27「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第65号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように制定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市条例第 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例（案）

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第46条の2」の次に「（船員である職員に関する部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成6年6月24日から適用する。

理 由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正により、公務で外国旅行中の常勤の職員について療養補償の特例が設けられたことに伴い、議会の議員その他非常勤の職員についても所要の改正をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（鹿島賢昌君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第65号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方公務員災害補償法施行令の一部改正によりまして、公務で外国旅行中の常勤の職員が公務災害を受けた場合の療養補償の特例が設けられたことに伴い、議会の議員その他非常勤の職員についても所要の措置を講じるものであります。

次に、その内容でございますが、議案書72ページでございます。第16条の改正は、従来、公務で外国旅行中に公務災害を受けた場合の常勤の職員の療養補償の範囲は、地方公務員災害補償法第27条の規定により診察や手術などの治療や看護に限られておりましたが、地方公務員災害補償法施行令の一部改正によりまして、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給で療養上相当であると認められるものも含まれることとなったことに伴い、議会の議員その他非常勤の職員についても同様の措置を講じようとするものでございます。

なお、本条例案は、常勤の職員の施行日に照らし合わせ、平成6年6月24日から適用しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第65号につきまして、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

73ページに記載しております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第65号は、原案どおり可決されました。

○ 議長（松尾孝明君） 日程第28「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第66号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第25条第2項」を「第25条第1項若しくは第2項」に改める。

第7条第1項第5号を削り、同項第4号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第7条第2項中「第4号までの療養」を「第5号までに掲げる療養（同項第4号又は第5号に

掲げる療養にあっては、これらの医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護を除く。）」に改め、同条第3項中「が前項」を「が同項」に、「第1項第5号若しくは第6号の療養」を「第1項第4号から第6号までに掲げる療養（同項第4号又は第5号に掲げる療養にあっては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、平成6年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき療養補償に適用し、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく療養補償の内払いとみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、本市においてもその改正趣旨に従い、消防団員等に対する損害補償の充実を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 消防本部理事（一ノ瀬喜広君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第66号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について消防本部一ノ瀬から御説明申し上げます。議案書74ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、消防団員等に対する損害補償の充実が図られたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第2条につきましては、消防団員を初め消防法、水防法、災害対策基本法に基づく市民の消防協力に対する損害補償について定めたものであります。今回の改正は、消防法に基づく火災現場における損害補償の対象範囲を拡大しようとするものでございます。現行法では、マンションや雑居ビル等で火災が発生した場合、同一建物内にある他の居住舎、所有者、勤務者については、消防法第25条第1項に定める応急消火義務者と位置付けられているため、消防隊が現場到着するまでの間、消火、延焼の防止等の消防作業に従事しなければならず、また、その結果、死亡し、負傷しても損害補償の対象外とされてき

ました。

しかしながら、近年における耐火、大規模建築物の増加及び建物を区分所有する権利が認められるなど社会実態が変化している現況に鑑み、応急消火義務者のうち火元関係者以外の者については、消防法第25条第2項の消防作業協力者と同様、損害補償の対象にしようとするものであります。

なお、今回の改正により火災現場における市民の損害補償の対象は、消防隊が現場到着するまでに火元関係者に協力した者及び消防隊が現場到着後、消防職団員の要請に基づき協力した者がすべて損害補償の対象となるわけでございます。

次に、第7条関係につきましては、消防団員の療養補償について定めたものであります。今回の改正は、さきの健康保険法等の一部改正に伴い病院等医療機関における看護、介護体制の確立及び訪問看護事業者等による居宅看護が法的に位置付けられたことに伴い整備しようとするものであります。

第1項につきましては、療養の範囲を再構成しようとするものであり、現行の病院又は診療所への収容及び看護、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護。病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に改めようとするものであります。

第2項につきましては、指定医療機関の従業者による看護を他の療養補償と同様に現物補償の対象に加えようとするものであります。

第3項につきましては、指定医療機関以外の医療機関及び訪問看護事業者等による看護を金銭補償の対象に加えようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成7年1月1日から施行し、改正後の療養補償の規定は、平成6年10月1日以後に支給すべき損害補償に適用しようとするものであります。

77ページ以降に参考資料として新旧対照表を掲げさせていただきましたので御参照賜りたいと存じます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容について説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第66号は、原案どおり可決されました。

- 議長（松尾孝明君） 日程第29「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案第67号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するにつき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第67号「公平委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本市公平委員会委員の定数は3名でございまして、昭和61年10月より8年間にわたり公平委員会委員として御尽力をいただき、御苦勞をお掛けしてまいりました荒木吉之助氏は、去る10月21日に御退任されました。その後任といたしまして、池田富子氏を公平委員会委員に選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

池田富子氏は、昭和11年8月3日生まれで58歳。住所は、和泉市山荘町688番地の4であります。

池田氏は、昭和35年、茨木市立忍頂寺小学校教諭となり、昭和37年、和泉市立伯太小学校教諭を経て平成2年3月、和泉市立和気小学校教頭を最後に退職されました。退職後は、平成3年5月から平成6年3月まで本市社会教育指導員として御活躍をいただき、また、現在は、女性問題アドバイザー養成講座企画委員として、社会教育分野において御活躍をいただいているところであります。

池田氏は、人格は高潔、卓越した識見と情熱を兼ね備えられ、地方自治の本旨及び民主的、

能率的な事務処理に御理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する方であることから、公平委員会委員として適任者であると存じますので、何とぞよろしく御審議をいただき、議員皆様方の御同意を相賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第67号を原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま御同意をいただきました公平委員よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（公平委員会委員就任あいさつ）

- 公平委員会委員（池田富子君） 貴重なお時間をちょうだいいたしまして、一言、御礼を申し上げます。

私、ただいま公平委員に御選任、御同意をいただきました池田富子と申します。大役を仰せ付かり、身に余る光栄と存じております。

和泉市の小学校に30年勤めさせていただきましたが、何分力不足で十分なことはできませんでした。まして、行政のことは不案内でございます。皆様の御期待に沿えるよう任務が果たせるものかどうか大変不安を抱いております。

しかし、御選任、御同意をいただきました上は、物事を正しく判断する力を付けるべく研鑽に励み、職務を遂行できるよう努力していきたいと存じております。どうか皆様方の御支援と御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます、簡単であります、あいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

-
- 議長（松尾孝明君） 日程第30「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案第68号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命するについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第68号「教育委員会委員の任命について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本市教育長として教育行政の運営に格段の御尽力をいただいております杉本弘文氏が、12月21日をもちまして任期満了と相なります。御承知のとおり、氏は、行政経験三十数年の豊かな経験を持ち、平成3年3月、議員各位の御同意を賜りまして教育長として優れた手腕を発揮され、本市教育行政の大なる発展を目指し、教育内容の充実、振興に渾身の努力を傾注されてまいりました。今後、さらに一層の御活躍を期待いたしまして、再任の御同意を御提案を申し上げる次第であります。

杉本氏は御案内のとおり、温厚誠実で教育委員会内部におきましても人望厚く、教育関係者からも信頼され、人格識見ともに優れた方であると確信をするものであります。

住所はお手元に御配付の資料のとおり、和泉市伏屋町445番地。昭和9年4月13日生まれであります。

つきましては、本市教育委員として最適任者であると存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、教育委員会委員として任命について、議員皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由並びにその内容についての説明に代えさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御願いを申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第68号を原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま御同意いただきました教育委員よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（教育委員就任あいさつ）

○ 教育委員（杉本弘文君） 貴重なお時間を御割愛いただきまして恐縮に存じます。一言、御礼を申し上げたいと存じます。

このたび、私の教育委員としての任期満了に際しまして再度の御選任をいただき、ただいま議会の御同意を賜りましたことは身に余る光栄であり、心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

御承知のように今日、教育を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。加えて多くの課題を抱えているところでございます。この上は、本市教育行政の推進のため一生懸命努力してまいりたいと存じます。議員皆様方より一層の御指導、御鞭撻をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○ 議長（松尾孝明君） 日程第31「平成6年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案第72号

平成6年度和泉市一般会計補正予算（第3号）

平成6年度和泉市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,429,858千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,390,452千円とする。

2 歳入歳出予算の改正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		16,894,999	486,942	17,381,941
	1. 市 民 税	7,639,907	486,942	8,126,849
7. 地方交付金		5,110,000	540,000	5,650,000
	1. 地方交付金	5,110,000	540,000	5,650,000
11. 国庫支出金		5,345,684	16,414	5,362,098
	2. 国庫補助金	2,347,202	16,414	2,363,616
12. 府支出金		2,564,296	6,502	2,570,798
	2. 府補助金	1,898,716	6,502	1,905,218
17. 市 債		3,496,946	380,000	3,876,946
	1. 市 債	3,496,946	380,000	3,876,946
歳 入 合 計		47,960,594	1,429,858	49,390,452

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		401,097	10,458	411,555
	1. 議 会 費	401,097	10,458	411,555
2. 総 務 費		4,389,840	706,783	5,096,623
	1. 総務管理費	2,960,927	661,242	3,622,169
	2. 徴 税 費	615,951	△ 4,136	611,815
	3. 戸籍住民基本台帳費	308,197	22,104	330,301
	4. 選 挙 費	63,704	456	64,160
	5. 統計調査費	33,230	3,457	36,687
	6. 監査委員費	36,797	8,689	45,486
3. 民 生 費		12,860,179	88,618	12,948,797
	1. 社会福祉費	5,800,147	17,216	5,817,363
	2. 児童福祉費	4,449,278	63,784	4,513,062

	3. 生活保護費	2,601,104	7,618	2,608,722
4. 衛生費		4,913,265	9,470	4,922,735
	1. 予防衛生費	2,342,173	3,293	2,345,466
	2. 環境衛生費	2,496,801	1,750	2,471,551
	3. 墓地管理費	87,631	4,427	92,058
5. 農林水産業費		565,751	8,007	573,758
	1. 農業費	551,790	8,007	559,797
6. 商工費		283,824	△ 3,619	280,205
	1. 商工費	283,824	△ 3,619	280,205
7. 土木費		11,214,045	100,890	11,314,935
	1. 土木管理費	1,313,112	22,345	1,335,457
	2. 道路橋梁費	2,891,030	37,017	2,928,047
	3. 河川水路費	510,239	△ 2,232	508,007
	4. 都市計画費	4,918,622	30,759	4,949,381
	5. 住宅費	1,581,042	13,001	1,594,043
8. 消防費		1,356,725	37,201	1,393,926
	1. 消防費	1,356,725	37,201	1,393,926
9. 教育費		4,232,193	472,050	4,704,243
	1. 教育総務費	572,245	15,222	587,467
	2. 小学校費	1,414,573	17,241	1,431,814
	3. 中学校費	888,911	△ 330	888,581
	4. 幼稚園費	448,012	10,462	458,474
	5. 社会教育費	664,192	428,753	1,092,945
	6. 保健体育費	244,260	702	244,962
歳出合計		47,960,594	1,429,858	49,390,452

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7. 土木費	5. 住宅費	既設公営住宅改善事業	272,000
合計			272,000

第3表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限 度 額	補 償 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法	限 度
史跡池上 普根遺跡 整備事業					普通貸借 又は 証券発行	380,000
				政 府 銀 行 そ の 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	
計	3,496,946					3,876,946

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第72号「平成6年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

御上程いただきました補正予算の主な内容は、人事院勧告等に伴います給与、退職者数の増に伴います退職手当の追加等職員の給与関係並びに道路の維持、補助金の確定に伴います事務事業費の補正と、既設公営住宅の改善事業費の繰越明許費の設定でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その内容を御説明申し上げます。追加議案書21ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ14億2,985万8,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を493億9,045万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、和泉第一団地改修工事において工事期間が翌年度にまたがるため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

内容につきましては、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条は、史跡池上曽根遺跡整備事業での地方債の補正でございまして、内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。30ページでございます。

まず、議会費でございますが、職員給与費の追加として1,045万8,000円を計上いたしました。

総務費7億678万3,000円の追加計上でございますが、これは職員給与費、退職者増に伴います退職手当追加のほか、非常勤職員公務災害補償費の追加248万円、臨時職員追加775万7,000円、町会館等整備助成金追加1,000万円、市税過誤納還付金追加1,600万円並びに交通安全対策としての放置自転車防止対策経費1,124万円。また、OTK、和泉中央線、桃山学院大学等基幹施設のオープンに合わせまして、「いずみ・まちフェスタ'95」事業としての補助金600万円を計上いたしました。

次に34ページ、民生費でございます。8,861万8,000円の追加計上は、給与費のほか保育所臨時保母賃金2,282万8,000円を計上いたしましたものでございます。

衛生費では、947万円の追加で給与費を計上いたしました。

農林水産業費では、800万7,000円を追加計上いたしました。職員の給与費のほか高品質生産流通合理化促進事業費90万円、畜産経営環境整備事業72万2,000円並びに市単独土地改良事業補助金追加300万円を計上したものでございます。

商工費では、給与日の追加と減額を行い更正減をいたしました。

41ページの土木費でございますが、1億89万円の追加計上でございます。給与費のほか道路維持2,000万円、道路台帳作成委託料1,700万円、公共下水道事業特別会計繰出金1,726万円、市宮坊城川住宅建て替え設計委託料1,171万5,000円、和泉中央駅と和泉府中駅を結ぶ交通アクセス網として、和泉府中駅前バス乗り入れに伴う整備費1,390万円を計上いたしました。

46ページの消防費の3,720万1,000円は、給与費の追加並びに防火水槽補修工事費120万円、消防器具庫補修工事費580万円を計上いたしましたものでございます。

47ページの教育費では、4億7,205万円を計上いたしました。内容につきましては、給与費のほか小学校臨時用務員賃金追加72万7,000円。中学校営繕工事費追加850万円。北池田幼稚園園舎増設工事費1,370万円、園用備品購入費追加50万円。南横山公民館修繕費700万円。文化財保護費では、史跡池上曾根遺跡用地購入費3億8,050万円のほか史跡池上曾根遺跡整備事業費として2,000万円、府指定文化財保護事業補助金として17万5,000円。泉州国際市民マラソン負担金として60万円等を計上いたしましたところでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容でございますが、戻っていただきまして28ページでございます。

市税では4億8,694万2,000円、地方交付税では5億4,000万円それぞれ追加計上いたしました。

次に、国庫支出金1,641万4,000円、府支出金650万2,000円、市債3億8,000万円は、歳出予算に関連する特定財源でございます。

以上が、御上程いただきました議案第72号「平成6年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(松尾孝明君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 27番(早乙女実君) 27番・早乙女です。2点についてお聞かせいただけます。

最初に、「いずみ・まちフェスタ'95」補助金600万円についてです。科目では自治振興費に入っていますが、この担当原課はどうなるのか。それから一応、補助金となっておりますが、補助金を渡す相手はどういう形になるのか。「いずみ・まちフェスタ'95」の補助金ですが、後

はどういう運営になるのか。総事業費は幾らをお考えになっているのか。この補助金をどこへ出すのかを含めて事業内容をはっきりしてもらわないと答えは出てこないのですが、合わせてお聞きします。また「いずみ・まちフェスタ'95」は、毎年やるような企画として位置付けられているのか、お聞きをしたいと思います。

それから昨日、大谷議員さんも40周年という位置付けの中でおっしゃっておられましたが、40周年関連事業の総事業費は幾らぐらいをお考えになっているのか、その点をお聞かせください。

2点目は、府中駅前のバス停等の整備で1,390万円の設計委託料と工事費が出ておりますが、工事内容についてお聞かせください。

以上、2点についてお願いします。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 市長公室長（堀 宏行君） 2点のうち「いずみ・まちフェスタ'95」の内容についてお答えさせていただきます。

昨日も一部、御質問に対して秘書課長の方から答えておりますが、明春4月には、トリヴェール和泉では和泉中央駅の開業、桃山大学の新キャンパスの開校、われわれの事業としては和泉中央線の開通など、画期的な都市施設の完成が予想されておまして、まさしくトリヴェール和泉を中心として第2のまち開きを迎えようとしております。また昨日、いろいろ議論はございましたが、市政40周年の節目を迎えるところでございます。そのようなことから、新しいまち並みを本市の副都心として広く内外の皆様にお披露目をするとともに、新旧市民の親睦や連帯感あるいは郷土愛を育むため、「いずみ・まちフェスタ'95」を開催しようとするものでございます。

補助金の600万円の内容ですが、これは先日、「いずみ・まちフェスタ'95」実行委員会を結成、会長には和泉市町会連合会会長、副会長には和泉市商工会議所、JA大阪和泉農協あるいは和泉市連合婦人会、会員としてロータリークラブ、ライオンズクラブ、青年会議所、商店連合会、文化協会、桃山大学、和泉市等で委員会をつくってございます。また、協賛といたしましては、住宅・都市整備公団、関西新都市センター開発株式会社、大阪府土地開発株式会社等々が連ねてございます。

なお、この事務局としては、ここに予算計上させていただいてございますように、和泉市長公室広報広聴課で扱うことになってございまして、補助金の支出先は、今、申し上げました「いずみ・まちフェスタ'95」実行委員会でございます。

事業の内容につきましては、ただいま実行委員会等で検討してございますが、諸々の事業を

考えてございます。これはあくまでも実行委員会で検討中のものですが、前日祭として3月31日にオープンセレモニー関係の式典、それぞれの団体、組織ではばらばらになりますので、一緒にしようということでも3月31日。その後、サウンドフェスタとか国際交流フェスタ、青空フリーマーケット、スポレク和泉等諸々の事業を考えてございます。総事業費は、約1億円を予定しております。その中の一部として今回、600万円の補正をお願いをしたわけでございます。

それから、「95」と名を打っている限り連続となるのか、という御質問でございますが、先ほど申し上げましたように明年が和泉市に取りまして第2のまち開きという画期的な年でございますので、当面は、明年に限っての事業としております。

なお、このフェスタの中で市民の御同意あるいは御好評を得る事業がございましたら、明後年以降も引き続きその事業のみで継続するかもわかりませんが、とりあえずは、明年度の事業となろうかと思っております。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 秘書課長（木寺正次君） 40周年記念事業に関しましてお答え申し上げます。

現在、庁内組織でございます40周年記念事業企画委員会を設立いたしまして、その中で40周年記念事業など特別事業11件、市民祭盆踊り大会や商工祭などいわゆる冠事業として19件の事業を計画中でございます。ただ、全体的な予算枠につきましては、現在、予算の査定中でございますので、確定した段階で御報告させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 道路課長（関 和直君） 和泉府中駅前のバス停留所の設置工事でございますが、道路課長より御答弁申し上げます。

駅前につきましては、現在、タクシーが5台駐車するスペースが商店街の前にございます。車道部分とタクシーの駐車する部分が中央分離帯のような島構造のように設置しておりますが、それを今回、撤去し、車道を広げてバス停という形の工事を行うわけでございます。その工事の撤去、舗装でございます。

それから、JRの清算事業団から購入した部分にタクシーの待機場を設置する工事でございます。現在の5台分のところから清算事業団から購入した土地の方へと移っていただくものでございます。

それから、バスルートが新たに設置されたことに伴いまして、大阪和泉南線の森田電工さ

んの手前のもともとセントラル劇場があった道路との交差点の信号から大阪を向きまして左折をし、ちょうど森田さんの駐車場の部分を逆にまた左折をしますが、そのコーナーの歩道が小さいので、その部分を少し改良します。こういった工事を含めて今回、補正をお願いしている次第でございます。

以上でございます。

○ 27番（早乙女実君） 事業費関係で確認をしたわけですが、40周年事業は策定中ということですが、それは予算委員会もあるので結構です。先ほどお聞きしました「いずみ・まちフェスタ'95」の総事業費として1億円という金額が出ました。今回の補助金が600万円。これ以上市の補助をさらに上積みすることはあり得るわけですか。

○ 市長公室長（堀 宏行君） 先ほど、私から1億円とお答えさせていただきましたが、同時に住宅公団あるいは新都市センター等のオープンがそれぞれ単独でお披露目なりをするということになりますと、それなりの事業費がかかりますので、それらを一緒にしようとお願いをいたしましてそれぞれの持ち分を決め、その金額が約1億円という中で諸々の催しを行っていくということでございます。現在のわれわれの感覚では、この600万円以外には、市の予算ということでは考えてございません。

○ 27番（早乙女実君） フェスタそのものについて異論があるのですが、まち開きは既に1回、トリヴェール和泉でやっているわけです。確かに駅ができて第2のまち開きというニュアンスはわかるのですが、そのイベントの総額が1億円。われわれがいろんな事業をお願いしてもカネがない、という話が返ってくるわけです。

今回、公団なりOTKなりのそれぞれの持ち分があり、和泉市はこの600万円以上は出さないという感じで言われてます。そうすると、公団や都市センターが残りの大半を出すような感じはちょっと見受けられない。あとロータリーさん、JCさん、JAさん、商工会議所、桃大など、はっきり言いまして、いつも行われている市民祭など実行委員会形式となると、町会団体を含めての負担がかなり目に付きます。

この辺りのところでは、これに1億円掛けることについては市民の気分的にどうなのか。本当に皆で祝うのにこれだけのおカネが要るのかどうかについては、もう少し精査検討があってもいいのではないかという気がしています。

特に大谷議員さんは年数的にどうか、とおっしゃいましたが、私どもも聞いていて政治的な関係がどうも入っているのではないかという意識も若干受けるのですが、それはさておき、こういう大変な不況と生活苦が続いて市民や業者の皆さんが大変な時節柄、まちづくりのイベントで1億円という数字を見ますと、もろ手を挙げて大賛成という言い方はできません。誕生日

をお祝いをするのはわかりますが、もう少し実行委員会の内容も含めて市民的に盛り上げて支える形を取っていただくよう要望しておきます。

それから、毎年やるかどうか、「当面は来年度だけ」という話ですが、その辺りもきちんと位置付けをし、住民サイドからの検討をより具体的にさせていただきたい。この点も要望しておきます。

それから、駅前のバス停の整備ですが、またまたやるのか、という感じです。たしか数年前の花博の補助金が付いた前後、駅前のロータリー工事について指摘をしました。はっきり言ってあのロータリーは大変な不評です。タクシー乗り場にしても5台駐車できるということですが、当初の設計図の段階では、その5台が止まっている辺りから乗れるという形になっていましたが、商店街と相互タクシーさん、いわゆる利用される一方の側の要望も含めて再検討して今の駅前で降りてすぐ乗れるという形になりました。確かに乗降客はすぐ乗れていいのですが、大変危険です。朝、駅から降りてきた人がタクシーの前を走って行くので、クラクションが何回なりますかね、いつ、事故が起きても不思議ではないようなロータリーの構造になっています。

今回、新たに駅間をつなぐバス路線ができるのは便利でいいのですが、そのためにタクシーの5台分と商店街が使っておられる駐停車できる分離帯を壊すという、5年もたっていない中での変更なんですね。実に都市計画から言っても全くなってない。駅前の構造をどのように考えているのか。5年間の設定もできないのかという感じです。

いわゆる新駅の開業、桃大の開校も含めて5年前からわかっていたはずですが、新しいバス路線を考えていたら、新しいバス停の問題も都市計画の中に位置付けておくべきだったと思います。ロータリー工事は工事で補助金が付いたからやり、今度は、新しいバス停の新設でまた広げる工事をするのですが、どうも税金のむだ遣いのように気がしてなりません。この辺りの御見解を一言、お願いします。

○ 産業部理事（白樫通有君） 早乙女議員さんの御指摘はごもっともと存じますが、御案内のように来春、泉北高速鉄道が開業され、合わせまして来年4月には、主要幹線道路である和泉中央線が供用開始がされますことから、和泉中央駅と和泉府中駅を結ぶ市内のバス路線の新規設定に伴いまして、和泉府中駅前に新しいバス停を整備しようとしたものであります。

長年、市の玄関口であります駅前の美観あるいは都市機能の低下等でいろいろ心を痛めていたところでございますが、先ほど、御決定いただきました自転車の放置防止条例とも合わせまして、駅前の美観と都市機能の回復が得られ、同時に市民の日常生活における利便性と和泉府中地区の活性化を図るため、あえてこの改修をお願いしたいということでございます。

○ 27番（早乙女実君） これ以上は追及しませんが、もともと都市計画の企画段階も含めまして中央丘陵の開発計画などをつくらせた段階で毎年、冊子で年次計画をいただきますが、その整合性についてどこもチェックを掛けるところがないという、今の庁内体制の不備があると思います。新たな事業が出る都度、こういう指摘をしないで済むようなまちづくり計画をきちんと立てる。いわゆる当たり前の都市計画づくりとその運営ができる行政になっていただくよう要望して終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 他に。赤阪議員。

○ 18番（赤阪和見君） 1点だけお願いします。

南横山公民館の修繕費700万円は、これで結構だと思います。実は、公民館活動をどこまでされているのか。これは本当に公民館なのか、という点で以前からお尋ねもし、回答もいただいておりますが、公民館としての役割は一体いかなるものか。どこまで利用され、どのような関係で運営をされているのか、その点、お聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） ただいま公民館活動のあり方の御質問について、社会教育部田丸よりお答え申し上げます。

議員さんが御指摘の南横山公民館につきましては、昭和44年以降、父鬼町の町会長に管理運営を委託している状況でございます。利用につきましては、校区内の住民の方々に生涯学習の場として利用いただいているという現状を伺っております。

以上でございます。

○ 18番（赤阪和見君） 使用料は取ってないですね。条例には、使用料の項目がありますね。その点が非常にあいまいである。以前にも申し上げましたが、きちんと整理して委託でなく、町民会館ならそのようにしてもらわないといけないと思います。和泉市には2つの公民館があると言いますが、公民館活動は一切していない。こういうものをいつまでも置いとくのか。それに代わる公民館活動というのはどのように考えているのか。教育委員会の方でこれに代わるものがあるのだ、ということがあれば教えていただきたい。このような公民館の運営の仕方では、公民館ではないと思います。こういう補正予算は困る、と言いたいです。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 再度、お答え申し上げます。

現在、私どもの方で社会教育委員会議事に対しまして、教育委員会における生涯学習の諮問を行っております。今後、改めて答申をいただく中、公民館的活動を促進するための生涯学習センター的な複合的な施設を盛り込んでいただく予定をしております。また、現在の公民館活動と言いますと、コミュニティセンターとかサンライフにおきまして、成人教室なり各種講座

等を開催している実情でございます。

以上でございます。

○ 18番（赤阪和見君） ですから、ばらばらなんです。公民館条例というものが、公民館を中心に地域の生涯学習を行っていくことが位置付けられております。しかし、時代の変遷とともに公民館をつぶしてサンライフにしてみたり他の施設にしていく。何も条例をいらずに公民館をなくしているだけ。そこに他の予算を取り込んで貸し館的なものでお茶を濁すことが主体になってます。その点が、公民館活動を地域住民に十分寄与させていない理由の1つだと思います。この南横山公民館については、今後、どのように中身を改修し、どのような活動をしていくのか、もう一度お答え願いたいと思います。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 再度、お答え申し上げます。

今回、改修予定をしておりますのは、南横山公民館の屋根の吹き替え工事と外の建具の取り替えでございます。改修工事が済み次第町会とも話を進めながら、将来的に地域の生涯学習の推進の場として利用していただくよう協議をしていく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 18番（赤阪和見君） 選挙管理委員会にお聞かせ願いたい。

この施設は、選挙管理委員会で言う公共施設指定の場所になっているのかどうか。

○ 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 選挙管理委員会着本からお答えいたします。現在のところ、指定施設にはなっておりません。

○ 18番（赤阪和見君） 唐国公民館はどうですか。

○ 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 内田の公民館については、指定施設になってございます。

○ 18番（赤阪和見君） 教育委員会にお聞きをしますが、同じ公民館の位置付けの中で片方は指定施設になっており、他方はなっていないというのはどういうことですか。

○ 社会教育部長（大塚孝之君） 私からの確にお答えできるかどうかわかりませんが、あくまでも公民館をどうしていくかが、社会教育部の所管に相なってございます。選管の方はどのような形でそれを指定しているか、私どもの方では関与しておりませんが、いずれにしても、少なくとも公民館活動は、南横山地域では正直言って実態にそぐわないというか、条例に基づく活動はしておりません。しかしながら、地域の方々のコミュニティ施設としてここ二十数年間、お使いをいただいていることもまた事実であろうかと考えております。

現在、社会教育委員さんに対しまして、将来、いわゆる社会教育が抱えているいろんな体育施設なり文化施設、コミュニティ施設の活動についてどうあるべきか、を御諮問申し上げ、答

申を策定をしていただいている最中でございます。その答申をいただいた後、南横山公民館についてどうあるべきかも含めて整理をしていきたい、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○ 18番（赤阪和見君） なぜ、片方の公民館が指定になって、他方のものはなっていないんですか。

○ 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 突然の御質問を受けまして……。

○ 18番（赤阪和見君） 突然というよりも、以前から南横山公民館の利用方法については問題がある。だから、町民会館として移動するなら移動しなさい、と言ってきてます。特に選管の問題については、公民館をお借りする上で幾らかの御礼をするような状態になっている。相当以前でしたが、あの議員さんがやったときに幾らいただいた、と言われれば、それに合わす形の中で個人演説会をやる方向であったという問題を既にここで言ってます。だから、公民館という公共施設であるならば、きちんと選管の指定の施設にしなさい、と言うてきました。

にもかかわらず、それを検討する、と言っておきながらこの体たらくでして、そして、今回の補正です。何も改修するな、とは言いません。立派に改修して地域住民の用に供することはやぶさかでなく、当然のことです。しかし、この施設に「公民館」という名称が付いている以上、きちんとした方向で運営をすべきが当然であります。その点を棚ざらしにしながら何も手を付けていかないという姿勢が問題です。この予算云々に関しては、何ら異議をはさむものではありませんが、この運営の仕方についていかなものか。突然、と言われると心外であります。何も今日、この場で質問するのが私の仕事ではありません。以前からの質問が続いていると御理解を願ひたいと思ひます。

○ 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 大変申しわけございません。私の不勉強の部分がございました。公民館につきましては指定の必要がなく、教育施設として使えるということでございます。南横山公民館につきましては町会が使っておるということで、個人演説会の会場としては、演壇や適当なマイク設備等が整備されてないということでお使いになってないように思っております。

○ 18番（赤阪和見君） お使いになってるんですよ。管理者が違うということだけです。教育長、きちんと整理をした答弁と、今後、どうするかということも合わせてお願いしたい。

○ 管理部長（生田 稔君） 管理部の生田からお答え申し上げます。

この公民館につきましては、以前、赤阪議員さんからも御指摘を受けたわけでございます。それ以後、町会の方が来られまして、老朽化した公民館について、今後の対策としてどうしていいか、という御相談があったということでございます。その中で公民館活動をこれからの

かにしていくべきか、ということも私たちの胸の中にございました。したがって、この公民館を活性化するため、地元の人たちと話し合いながら今後の公民館活動と公民館の修理、使い勝手の議論をしていく中、当時の社会教育部の中でも生涯学習というこれからの世代に向けての問題のために南横山の公民館の活用についての論議を重ねてまいりました。

今回、地元町会との話し合いがまとまりまして修理をする中、ただいま社会教育部の方からも御説明があったごとく、これから生涯学習と地域の活性化に向けてどのように使っていくか、生涯学習に関する諮問をしているところであります。社会教育部では、住民のニーズを汲み上げながら、住民の換気を促すような事業を持っていきたい。小さな問題でも1つひとつ汲み上げ、その会場を地元の皆さんの御協力をいただける生涯学習の場にしていきたい、このような考えていた次第でございます。

再度、申し上げますが、地元との話し合いが付きまして、今回、生涯学習の場として十二分に使っていく中で修理をしていこうと相なりましたので、その点、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 18番（赤阪和見君） 今の答弁では何にもわかりませんわ。町会から外れて市が管理をするということですか。

それともう1点、非常勤嘱託員報酬追加が出てますが、総額で幾らになっているのか。そして、どこの非常勤嘱託なのか。合わせて公民館の使用料の件ですが、今年の12月までの半年間で幾らぐらいの収入があったのか、その点をお願いします。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者の答弁についてお願いしたいと思いますが、議員さんの質問をよく考慮され、的確な答弁をお願いしたいと思います。教育委員会答弁

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 再度、お答え申し上げます。

非常勤嘱託員報酬追加につきましては、北松尾公民館の非常勤嘱託員の追加でございます。総額につきましては、月額14万1,000円の分です。

それから、本年度の使用料ですが、南横山の公民館の使用料は徴収してございまして、市の方には入ってございません。

○ 18番（赤阪和見君） 北松尾は……。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 平成5年度では、20万7000円の収入でございます。

○ 18番（赤阪和見君） その20万7000円の収入は、商売人さんが利用したものですか。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 地元の人たちによるダンス教室とか習字教室などにお貸しした分の使用料でございます。

○ 18番（赤阪和見君） 内容を教えてください。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 地元の野球会議ということで110名、書道教室では1,696名、田中体操教室では225名、中野3B体操では460名、西川健康体操では40名、山本バレー教室では324名、関戸ダンスでは682名、同じく関戸ダンスでは880名、田中健康体操では1,640名です。

○ 18番（赤阪和見君） わかりました。この田中体操教室とか関戸バレーというのは、市の社会教育に関連するものではなく貸し館ですね。本来の公民館の活動とは言えないものです。それに管理人が月14万円という形でおる。これなら南横山の方がただで自由に使ってください、町民会館でも何でも結構です、という方がましですわね。本当の公民館法による公民館活動は、和泉市は全く零ですわ。教育長、市長、零ですわ。それが違う、とおっしゃるなら答弁願えますか。

○ 教育長（杉本弘文君） 御指摘のとおり、公民館法に基づく公民館と名の付くところでの活動は零です。

○ 18番（赤阪和見君） 今、教育長が言われるように公民館法によるところの活動、すなわち生涯教育がどうのと言われますが、本来の目的に対しては零なんです。しかしながら、予算的には、非常勤嘱託員報酬だとか公民館の修繕という形で出てくる。非常に不可解なものがございまして。本当に教育委員会、市行政として、市民の生涯学習などいろんな形の中で有能な人材が市民とともに半ボランティア的な活動に参加できるような場所として、公民館法による中学校区あるいは小学校区に1つですか、張り付けは絶対に必要です。

全国の公民館を見ますと、住民活動が生まれてきている。空き缶や古新聞の収集などごみ減量活動、健康食品としての味噌づくり、漬け物づくりなど、お年寄りから若い奥さんに至るまで古き良き伝統を受け継ぐような地域学習がされてます。そのような活動を公民館活動と言います。

公民館、公民館と余りいい名前と呼ばれながら内容は貸し館的なもの、町民会館的なものでは、和泉市の行政の程度が疑われると思います。新任教育長殿、その点を今後の4年間の1つの大きな課題としてしっかり肝に銘じて取り組んでいただきたい。今回の予算に関しては、それらの点も合わせて今後の方向性をきちんと早急に付けていただきたいと要望しておきます。

○ 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第72号は、原案どおり可決されました。

- 議長（松尾孝明君）：日程第32「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案第73号

平成6年度和泉市公共下水道特別会計補正予算（第3号）

平成6年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,888,232千円とする。

2 歳入歳出予算の改正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		1,705,381	17,260	1,722,641
	1. 一般会計繰入金	1,705,381	17,260	1,722,641
歳入合計		4,870,972	17,260	4,888,232

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		3,349,019	17,260	3,366,279
	1. 下水道総務費	602,416	15,391	617,807
	2. 下水道整備費	2,746,603	1,869	2,748,472
歳出合計		4,870,972	17,260	4,888,232

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪です。ただいま御上程いただきました議案第73号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程いただきました補正予算の内容は、給与改定等に伴います人件費の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その内容の御説明を申し上げます。59ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,726万円を追加し、その総額を48億8,823万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

引き続きまして、歳出予算の内容でございますが、次ページでございます。

下水道総務費で1,539万1,000円、下水道整備費で186万9,000円をそれぞれ追加計上いたしました。これらは給与改定等に伴います給与費の追加計上でございます。

また、これらに充当いたします歳入予算でございますが、一般会計繰入金1,726万円を追加計上いたしました。

以上、簡単でございますが、御上程いただきました議案第73号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第73号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（松尾孝明君） 日程第33「平成6年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案第74号

平成6年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成6年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成6年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「18,400千円」を「10,565千円」に「1,152,184千円」を「1,002,894千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 水道事業収益 3,223,418千円 △ 22,814千円 3,200,604千円

第1項 営業収益 3,008,549千円 △ 75,044千円 2,933,505千円

第2項 営業外収益 214,859千円 52,230千円 267,089千円

支 出

第1款 水道事業費用 3,058,405千円 52,118千円 3,110,523千円

第1項 営業費用 2,726,574千円 43,539千円 2,770,113千円

第2項 営業外費用 329,631千円 8,579千円 338,210千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「11,725千円」は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入 2,613,010千円 △ 137,000千円 2,476,010千円

第1項 企業債 958,000千円 △ 137,000千円 821,000千円

支 出

第1款 資本的支出 2,862,016千円 △ 374,281千円 2,484,735千円

第1項 建設改良費 2,677,558千円 △ 374,281千円 2,303,277千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額、配水管更生事業「14,000千円」を「8,500千円」に拡張事業「944,000千円」を「812,500千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第7条中原水及び浄水費「1,165,111千円」を「1,312,070千円」に改める。

第7条 予算第8条中職員給与費「724,968千円」を「719,962千円」に改める。

第8条 予算第10条中たな卸資産の購入限度額「805,296千円」を「684,096千円」に改める。

平成6年12月13日 提出

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。
- 水道部長（仲田博文君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第74号「平成6年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びにその内容について水道部仲田より御説明申し上げます。追加議案書68ページをお願いいたします。

今回、補正いたします主な理由といたしまして、一般会計同様、先ほど、御議決賜りました職員給与条例の一部改正に伴う人件費と、決算見込み額に基づき、それぞれ所要の補正措置を行うものでございます。

まず、第2条では、業務予定量について第1項第4号中配水管更生事業1,840万円を1,056万5,000円に、拡張事業11億5,218万4,000円を10億289万4,000円にそれぞれ減額するものであります。

次に、第3条の収益的収入及び支出では、第1款 水道事業収益既決予定額から2,281万4,000円を減額し、合計32億60万4,000円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 営業収益では、受託工事収益の減少と手数料等の増加を差し引きいたしまして7,504万4,000円を減額し、第2項 営業外収益では、加入金等で5,223万円を追加計上いたすものであります。

一方、支出でございますが、第1款 水道事業費用既決予定額に5,211万8,000円を増額し、合計31億1,052万3,000円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 営業費用において漏水による光明池自己水の枯渇に伴い、その分を府営水道に依存したため受水費が大幅に増加したものと、受託工事費の減少等を差し引きいたしまして4,353万9,000円を増額し、第2項 営業外費用では、消費税857万9,000円を追加計上するものであります。

次に、第4条 資本的収入及び支出でございますが、第1款 資本的収入の既決予定額から1億3,700万円を減額し、合計24億7,601万円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 企業債で配水管更生事業及び拡張事業の繰り延べ措置により1億3,700万円を減額するものであります。

一方、支出でございますが、第1款 資本的支出既決予定額から3億7,428万1,000円を減額、合計24億8,773万5,000円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 建設改良費で各事業の工事繰り延べ措置によるものでござい

す。

第5条以下は、補正に伴う所要の関連事項及びたな卸資産購入限度額の変更でございます。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これらの詳細につきましては、70ページ以下に記載しておりますので御参照賜り、よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第74号は、原案どおり可決されました。



○ 議長（松尾孝明君） 日程第34「平成6年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案第75号

平成6年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成6年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成6年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ） （ 既決予定額 ） （ 補正予定額 ） （ 計 ）

【支 出】

第1款 病院事業費用 6,197,453千円 37,881千円 6,235,334千円

第1項 医療費用 6,024,653千円 37,881千円 6,062,534千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「3,268,299千円」を「3,306,180千円」に改める。

平成6年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

平成5年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(単位：千円)

【収入】

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 病院事業収益	1. 医療収益		6,100,657	0	6,100,657		
			5,546,503	0	5,546,503		
		1. 入院収益	2,994,460	0	2,994,460		
		2. 医療外収益	2. 外来収益	2,399,943	0	2,399,943	
			3. その他医療収益	152,100	0	152,100	
				554,154	0	554,154	
		1. 受取利息配当金		2,000	0	2,000	
			2. 他会計補助金	531,058	0	531,058	
			3. 患者外給食収益	16,096	0	16,096	
			4. その他医療外収益	5,000	0	5,000	

(単位：千円)

【支出】

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用	1. 医療費用		6,197,453	37,881	6,235,334	
			6,024,653	37,881	6,062,534	
		1. 給与	3,268,299	37,881	3,306,180	
		2. 材料	1,986,104	0	1,986,104	
		3. 経費	598,842	0	598,842	
		4. 減価償却費	156,058	0	156,058	
2. 医療外費用		5. 資産減耗費	3,000	0	3,000	
		6. 研究研修費	12,350	0	12,350	
			170,800	0	170,800	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	153,080	0	153,080	
		2. 患者外給食材料費	15,620	0	15,620	
		3. 消費税	2,100	0	2,100	
3. 予備費			2,000	0	2,000	
		1. 予備費	2,000	0	2,000	

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） ただいま御上程いただきました議案第75号「平成6年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、市立病院橋本より提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。追加議案書87ページでございます。

今回の補正は、本定例会で御議決いただきました和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定により、病院事業費用のうち給与費の補正が必要と相なったものであります。

それでは、補正予算の内容を御説明申し上げます。

第2条でございますが、本条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用に3,788万1,000円を追加し、補正後の病院事業費用を62億3,533万4,000円といたすものでございます。

次に、第3条でございますが、第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を33億618万円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を次ページ以下に添付しておりますので、御参照たまわりたくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第75号の提案理由並びに内容の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第75号は、原案どおり可決されました。



- 議長（松尾孝明君） 日程第35「教育条件の改善を求める請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市議会事務局職員朗読）

平成6年第4回和泉市議会定例会 請願文書表

受理番号	受理年月日	件名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
1	6. 12. 5	教育条件の改善を求める請願	別紙のとおり	請願団体 泉北教職員組合 代表 和泉市府中町6-12-2 泉北教職員組合委員長 岡 沢 文 彦	天 堀 博 早乙女 実	産業文教委員会

1994年12月5日

教育条件の改善を求める請願書

和泉市議会議長
松尾孝明殿

請願団体：泉北教職員組合

請願人：住所 和泉市府中町6-12-2
泉北教職員組合委員長

岡沢 文彦 ㊞

他 5,142名

紹介議員

天堀 博 ㊞
早乙女 実 ㊞

請 願 趣 旨

本年5月22日、日本でも「子どもの権利条約」が発効しました。同条約は、子どもたちに「最善のもの」を用意することをもとめています。しかし、子どもの教育条件はまだまだ不十分です。国と各自治体の責任において「こどもの最善の利益」を保障する施策を講じることが必要です。

この立場から、私たちは、下記の事項を請願いたします。

請 願 事 項

1. 教育予算を大幅に増やして「学級費」「教材費」などの父母負担を軽減して下さい。
2. 学校にも「エアコン」を各教室に入れて、学習に集中できる環境を整備して下さい
3. 学校図書室を充実し専任の職員を配置して下さい。
4. 学校給食への公費負担を大幅に増やして給食内容の充実・食器の改善などを行って下さい。
5. 老朽校舎の補修をして下さい。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、閉会中の審査といたします。

なお、委員の皆さんには、大変御苦勞でございますが、御審査のほどをよろしくお願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 日程第36「学校週5日制に対応する学習指導要領の早期改訂を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局職員朗読）

平成6年12月14日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	赤阪和見
同	友田博文
同	上田育子
同	田代一男
同	池田秀夫
同	柏 富久蔵
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀 博

学校週5日制に対応する学習指導要領の改訂を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

（別紙）

議員提出議案第16号

学校週5日制に対応する学習指導要領の改訂を求める意見書

一昨年9月から実施された月1回の学校週5日制は、学校や地域・家庭に概ね定着し、文部省は来年4月からの月2回実施をすでに発表している。

新学習指導要領は、これまでの画一的な教育や知識偏重の教育を是正するため、「自ら学ぶ意

欲」「社会の変化に主体的に対応できる能力の育成」「基礎的・基本的な内容の重視」「個性を生かす教育の充実」を柱にした新しい学力観に基づく内容となっている。

しかし、学校週5日制との関係においては、指導内容の精選や指導時数の確保にも限度があり、6日制を前提に作られた現行の学習指導要領では学校週5日制本来の趣旨が生かされない。

よって政府は、学習指導要領を学校週5日制に対応する内容に改訂されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年12月14日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
文部大臣
自治大臣

宛

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。赤阪議員。
- 18番（赤阪和見君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。どうか議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第16号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（松尾孝明君） 日程第37「銃器犯罪を根絶するための対策の強化を求める意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。
（市議会事務局職員朗読）

平成6年12月14日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提 出 者

和泉市議会議員 赤 阪 和 見
同 友 田 博 文
同 上 田 育 子
同 田 代 一 男
同 池 田 秀 夫
同 柏 富久蔵
同 竹 下 義 章
同 穴 瀬 克 己
同 西 口 秀 光
同 天 堀 博

銃器犯罪を根絶するための対策の強化を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別 紙)

議員提出議案第17号

銃器犯罪を根絶するための対策の強化を求める意見書

最近、銀行幹部、医師、女子学生など一般市民を標的にした銃器犯罪が相次いでおり、市民の尊い生命が失われる被害が急増している。

警視庁の集計においても、本年に入って10月末までの発砲事件は206件に上り、28人が死亡している。

押収された短銃は、324丁に上り、このうち暴力団・右翼関係者以外からの押収が23%にもなっており市民社会への銃器の拡散が顕著となっている。

よって、本市議会は、政府に対し、国民の生命と財産を守るために、銃器による犯罪の日常化をふせぐため、暴力団の取り締まりの強化を含め、「銃社会化現象」をくいとどめるための、抜本的対策を講じるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年12月14日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
警察庁長官
自治大臣 } 宛

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。赤阪議員。
- 18番（赤阪和見君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。どうか議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第17号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（松尾孝明君） 日程第38「坂本弁護士一家拉致事件について厳正かつ迅速な捜査を要請する意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。
（市議会事務局職員朗読）

平成6年12月14日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	赤阪和見
同	友田博文
同	上田育子
同	田代一男
同	池田秀夫
同	柏富久蔵
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀博

坂本弁護士一家拉致事件について厳正かつ迅速な捜査を要請する意見書
標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第18号

坂本弁護士一家拉致事件について厳正かつ迅速な捜査を要請する意見書

横浜弁護士会所属の坂本堤弁護士一家三名が平成元年十一月四日以降行方不明になってからすでに五年が経過した。

日弁連理事会内に設置された対策本部の調査結果によると、「坂本弁護士とその家族が、自らの意思により失踪したのではなく、何者かにより強制的に居宅より連れ出された凶悪な拉致事件」であり、「本件拉致事件は、坂本弁護士一家の私生活上の原因に基づくのではなく、坂本弁護士の弁護士業務に関連してなされた拉致事件であるとの疑いが濃厚である。」としている。

しかもこの事件は、当時まだ一才二か月の龍彦ちゃんを含め、家族全員を巻き込んだ人道に許せない卑劣極まりない犯罪である。坂本弁護士一家が拉致されてから長期間が経過していることから、一家の生命に危険が差し迫っていることも考えられる。

また、本件は、市民の人権を侵害する目的で市民の権利や自由を守るべき弁護士に加えられた暴力であり日本の民主主義の根幹を揺るがす重大事件でもある。

よって本市議会は政府に対し、坂本弁護士一家が一刻も早く無事に救出されるとともに、こうした事件が再び発生しないように真相を解明するためにも、捜査体制の拡充及び緊密な広域捜査体制の質的強化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年12月14日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
警察庁長官
自治大臣
国家公安委員長

宛

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。赤阪議員。
- 18番（赤阪和見君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。どうか議員皆様方の御賛同をよろしく願いたします。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第18号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長(松尾孝明君) 日程第39「少子化対策の充実を求める意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。
(市議会事務局職員朗読)

平成6年12月14日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	穴瀬克己
同	友田博文
同	上田育子
同	田代一男
同	池田秀夫
同	柏富久蔵
同	竹下義章
同	西口秀光

少子化対策の充実を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第19号

少子化対策の充実を求める意見書

我が国は、世界でも例を見ないスピードで人口の高齢化が進んでおり、21世紀初頭には、国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会が到来するといわれている。

高齢者が増加を続ける一方で、出生数は、第2次ベビーブームの最中の昭和48年以降ゆるやかな低下傾向にあり、この間、一人の女性が一生のうちに生む子供の数(合計特殊出生率)も低下

を続け、昭和48年では2.14であったものが、平成5年には1.46と過去最低の数値を記録した。

このような少子化の背景には、若者の結婚観の変化や女性の社会進出と家庭のあり方の変化、子供の教育費の増加、居住環境の立ち遅れなど様々な要因が考えられるが、これ以上の少子化は、社会の活力を失わしめることとなり、我が国の将来を考えると誠に憂慮すべき状況にある。

このため、子供が健全に育っていく環境づくり、安心して子供を産み育てられる社会的支援体制の整備を図ることが求められている。

よって政府は、保育、労働、住宅、教育等各方面にわたる「少子化社会に向けての総合的な計画（エンゼルプラン）」を早急に策定するとともに、その財源確保を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年12月14日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣	}	宛
大蔵大臣		
厚生大臣		
自治大臣		
建設大臣		
文部大臣		

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。穴瀬議員。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。原議員。
- 26番（原重樹君） 26番・原です。この「少子化対策の充実を求める意見書」に対しまして、反対の立場で意見を申し上げます。
私ども共産党といたしましては、この意見書等の中にあります少子化の中での子育てに対しまして総合的な対策をとる意味では、十分にそうすべきだと思っております。
しかし、今回の「エンゼルプラン」そのものについては、大変問題があると考えておりま

す。その1番目は、公的責任の問題であります。「エンゼルプラン」では、1つは、社会的支援を言っておりますし、2つ目には、多様性にこたえる弾力的、多元的供給システムを言い、3つ目には、保育所措置制度の見直し等が言われております。

一例を申し上げますと、子育ての社会的支援について「エンゼルプラン」の中では、家庭、国、地方、企業、地域が相互に協力して子育てを支援する。換言すれば、国の公的な責任をその他のものと一緒にしてしまい、今までの公的責任を後退させてしまっている内容であります。だからこそ、新聞紙上等あるいは厚生省等が問題にしてきた保育園の直接入所、利用契約方式などというものが出てくるわけであります。つまり、公的責任を欠いている「エンゼルプラン」そのものについて問題があると考えております。

同時に前10月議会で全会一致で採択いたしました、名前は違いますが、「保育所の公的保障の堅持と拡充を求める意見書」の中には、「よって政府におかれましては、保育所に利用契約制度、直接入所方式の導入などは行わず」と盛り込まれております。今回の意見書等については、「エンゼルプラン」が入っております以上、このこととも矛盾をすとも考えております。

以上の理由で反対意見といたしたいと思っております。

- 議長（松尾孝明君） 反対意見がありますので、挙手により採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに賛成の方の挙手を願います。
(挙手多数)

挙手多数であります。よって、議員提出議案第19号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（松尾孝明君） 日程第40「高齢者保健福祉対策の計画的推進に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局職員朗読)

平成6年12月14日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員 穴瀬克己

同 友田博文

同	上田育子
同	田代一男
同	池田秀夫
同	柏 富久蔵
同	竹下義章
同	西口秀光
同	原 重樹

高齢者保健福祉対策の計画的推進に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第20号

高齢者保健福祉対策の計画的推進に関する意見書

超高齢社会の到来を控え、全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、平成5年度には、各市町村で老人保健福祉計画を策定し、高齢者保健福祉サービス基盤の整備推進に努めているところである。

国においても、全国の老人保健福祉計画が出そろったことから、平成元年度策定の「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」の見直しを行い、さらに整備目標を上積みした「新ゴールドプラン」をスタートさせることにしており、21世紀に向けた高齢者保健福祉サービスの一層の充実が期待されている。

しかるに本年度、政府は、特別養護老人ホーム国庫補助採択について、事業を2ケ年の継続事業とした上、国庫補助金を平成6年度は20%を限度とし、残る80%は先送りするなどの措置を講じたとのことであるが、これらの措置は高齢者保健福祉対策の計画的な推進に著しい支障を生じかねないものである。

よって、本市議会は、政府に対し、本年度の社会福祉施設整備費に係る国庫補助予算額の増額を図るとともに、7年度においても、これらの事業に係る予算確保に万全を期すなど、高齢者保健福祉対策の推進に一層の努力をされるよう、次の項目について強く要望する。

1. ゴールドプランは自治・大蔵・厚生三省合意に基づき推進されているが、高齢社会への対応政策としての新ゴールドプランは閣議決定を行い、政府の責任で推進すること。
2. 新ゴールドプランは、7年度予算措置をスタートに11年度までに完全実施できる体制をつくること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年12月14日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣

大蔵大臣

厚生大臣

自治大臣

宛

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりであります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第20号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（松尾孝明君） 日程第41「国庫負担の増額による国民健康保険制度の抜本的改善を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局職員朗読）

平成6年12月14日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員 天堀 博

同 友田博文

同 上田育子

同 田代一男

同 池田秀夫

同 柏 富久蔵
同 竹 下 義 章
同 穴 瀬 克 己
同 西 口 秀 光

国庫負担の増額による国民健康保険制度の抜本的改善を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別 紙)

議員提出議案第21号

国庫負担の増額による国民健康保険制度の抜本的改善を求める意見書

高齢化社会の進行や成人病の広がりなどの中で、「安心して受けられる医療」への国民の願いはかつてなく増大しており、その実現のためには、皆保険制度の土台としての国民健康保険制度の充実が不可欠である。

国民健康保険への国庫負担は昭和59年の45%から38.5%への負担率の削減を皮切りに年々引き下げられてきている。一方、高齢化社会の進行などにより医療費は増加の一途をたどっており、国保会計の逼迫した状況は極めて深刻なものがある。

6月に出された医療保険審議会国民健康保険部会「中間まとめ」はこうした現状の上に国保制度の見直しを打ち出しているが、見直しにあたっては、これ以上の国民への負担の増大や保険対象サービスの制限によるのではなく、国庫負担の抜本的増額による見直しをおこなうことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年12月14日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
大 蔵 大 臣
厚 生 大 臣
自 治 大 臣

宛

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。天堀議員。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。ただいま事務局朗読のとおりでありますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第21号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長(松尾孝明君) 日程第42「食料品非課税の早期実現を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局職員朗読)

平成6年12月14日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員 天堀 博

同 友田博文

同 上田育子

同 田代一男

同 池田秀夫

同 柏 富久蔵

同 竹下義章

同 穴瀬克己

同 西口秀光

食料品非課税の早期実現を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第22号

食料品非課税の早期実現を求める意見書

消費税は、所得の低い世帯ほど負担が重い大衆課税であることはだれもが認めるものである。

とりわけ、日常生活にかかせない食料品などにかかる消費税は、今でも家計を大きく圧迫して

いる。

よって、政府におかれては、食料品に課せられている消費税を即時非課税とするよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年12月14日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
大蔵大臣
自治大臣

宛

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。天堀議員。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。ただいま事務局朗読のとおりでありますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第22号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（松尾孝明君） 以上をもちまして本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に当たり市長のごあいさつを願います。

（市長登壇、閉会あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る13日、第4回定例会をお願いを申し上げ、多数の重要議案を御提案を申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわらず長時間にわたりまして慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

なお、先ほど、平成5年度一般、特別、企業会計決算も御認定を賜りましてまことにありが

とうございました。重ねて厚く御礼を申し上げる次第であります。

本議会を通じまして種々御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては、これを尊重いたしながら市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援と御協力をお寄せを賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

いよいよ本年も余すところ半月余と相なりました。寒さもこれから一段と加わってまいることだと存じます。皆様方には、くれぐれも御自愛をいただきまして、平成7年の良きお年をお迎えをいただきますようひたすらお祈りを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

(議長登壇、閉会あいさつ)

- 議長(松尾孝明君) 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

本年最後の定例会も本日をもって閉会の運びとなりましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

本定例会を通じ議事運営に格別の御協力をいただき終始円満に終了でき得ましたことは、改めて議員各位の御支援のたまものと衷心より重ねて厚く御礼を申し上げます。

最後に、本年もあとわずかになりました。寒さも一段と厳しくなる折から健康に御留意され、良いお年をお迎えくださるようお祈り申し上げます。

これをもって平成6年第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後2時53分閉会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

松尾孝明

同署名議員

中塚新治

同署名議員

柳瀬美樹

